

# 鹿兒島県史料

玉里島津家史料補遺  
南部弥八郎報告書一

## 解題

『玉里島津家史料』の刊行も、前巻までで一応完結したのであるが、玉里島津家に保存されていた文書史料の中に、このほかに「南部弥八郎風説書」(文久二年四月〜慶応二年十二月分)六十二冊と、「維新前後諸書付」(文久二年五月〜慶応二年七月)六十六点とがある。だからこれをまとめて『南部弥八郎報告書』と総称し、同じ玉里島津家の史料であることから、同史料刊行完了後、この南部報告書を同史料補遺として、今年と来年の二回にわたって刊行することになったものである。

なお東京大学史料編纂所の島津家史料の中にも、『南部弥八郎報告書』が含まれている。しかしこれは今回出版する分のうち、「南部弥八郎風説書」の文久三年から慶応元年まで三年間分の写本で、仮名を片仮名で通すなどの違いはあるが、内容的には全く同じものである。同編纂所に、玉里島津家史料の成り立ちに関連する次のような史料がある。

一、久光公御官位御叙任ニ付 口宣々旨其他御書付類現書、玉里御屋敷江本年十月三日御引讓相成候分模写控

一冊

一、右目錄控

一冊

一、久光公江茂御關係之御書付類模写ヲ以、前条月日被進候分目錄控

一冊

右明治二十八年十一月十一日平田宗高、白木御文書十二番江藏置候事

というもので、明治二十八年当時本家から、久光自身に関する史料は現書(現文書)を、関係書類の場合は写しを、玉

里島津家に譲ったという。本来本家におった久光が明治四年政府から分家させられる（来年度出版分に付け加えられる。尚古集成館文書中の久光書簡によると、これは島津家の力を弱めようとする長州・土佐の陰謀だ、と久光は憤慨している）。西南戦争後久光が城北の玉里に居住したから、玉里家と通称する訳であるが、当然久光の手元に置かれた書類もあつたろう。『旧邦秘録』編集に携わった市来四郎が、明治二十年八月九日久光と対談した記録『久光公尊話附録』の市来の言葉の中に、「先日御下被下候御書類」とあつてそれを証している。当然の事で、それに答えた久光の言葉には、「彼書類は三条及び長州父子より悔悟謝罪にひとしき証拠書」とある。しかし公文など本家に所蔵されたものも多かったと思われる。そこに同二十年末久光死去、その後宮内省から旧薩摩藩等に国事執筆史料の提出を命じられて史料調査も始まり、本家と分家の史料分割も始まったものであろうが、それはこの二十八年当時もつづいていたという事であらう。ただ久光の手元にあつた物は、余り本家に返すことはなかったのかもしれない。例えば現在鹿児島大学付属図書館の所有になっている玉里文庫の中には、例えば前藩主斉彬時代の洋学関係の書籍や物品、それに限らず本来本家の物と思われる物が多数入っている。又重豪の肖像画が玉里家史料（黎明館保管）になっていることなども、当時久光の手元にあつたからであらう。当面の課題である史料群にしても同様だったろう。閑話休題。風説書模写は、ここに掲げた平田文書の第一項のように模写は玉里家に移す前だったのか、或いは後年だったのかわからないが、ともかく三年分の風説書を写したということであらう。ただ何故前後を省いたのか、それとももと全部模写してあつたものかはわからない。恐らく全部を写したものに相違あるまい。前後を省く理由など考えられないからである。

ところで、この報告者南部弥八郎なる人物はいかなる経歴の持主だろうか。実際のところ、その来歴はあまりよくわからないが、近年川畑利久氏が東京公文書館所蔵「職員履歴綴（明治自五年至七年秘書・転免履歴）」及び外務省所蔵

「略履歴」等により紹介されたものがあるので、それを参考に以下に記す（同氏稿「薩摩藩探索方南部弥八郎伝」「鹿児島歴史研究」創刊号、一九九六年）。南部は文政二年（一八一九）生まれで、出生地・実名共に不詳、弥八郎は通称、号を柴州という（『官員録』）。彼の名の史料上の初出は「寺島宗則自叙年譜」（『寺島宗則資料集』四十三頁）である。

同書によると、寺島（当時は旧名松木弘安）が万延元年（一八六〇）七月、横浜税関（神奈川運上所）の訳官から、著書調所（翌年開成所と改称）の教授手伝出役に転じて、「江戸ニ至リ著書調所ノ官宅ニ入」った時、「南部弥八郎余カ寓居ニ食客タリ」という。官宅は九段下にあったというから（川畑氏の記す飯田町は著書調所の所在地、犬塚孝明『寺島宗則』五七頁）、ここで同居したのであろう。当時既に教元年四十二歳であるが、前歴と共に薩藩との関係も不明であるが、前述のように二年後の文久二年（一八六二）から、情報探索の報告書を藩に提出しているから、その間に薩藩に仕えることになったのであろう。寺島は文久元年十二月から翌年末まで、幕府の遣欧使節団随員として外遊するが、その前寺島の世話で薩藩への就職が決まっていたものであろうか。南部は文久二年十一月攘夷問題について薩藩に建言書を提出しているが、それを国元に取り次いだ江戸三田藩邸島津登の書状によると、「中小姓南部弥八郎」とあり、「当分外方聞合等茂、為被仰付置者ニ而」とある（『玉里島津家史料一』七四五頁）。任用の時期は不明ながら、藩が情報収集を命じていたこと、身分は中小姓であったことが明記されており、南部任用についての唯一の公的史料といえる。

報告書は慶応二年十二月分までであるので、探索方としての南部の任務もこの頃までだったと思われるが、翌慶応三年十二月二十五日庄内藩士らの江戸三田薩摩藩邸襲撃の折、南部は肥後七左衛門・益満休之助その他と共に捕らえられる。しかしその後旧知の勝海舟が南部ら三人を預かり、彼らは間もなく帰藩する。南部は以後京都藩邸勤務の後に、鹿児島開成所調役として鹿児島に二年程おり、明治五年上京、博覧会事務局さらに東京府に勤務する。しかし七年内務省

に代わり、同省勸業寮中属となつて清国出張、さらに十年寺島外務卿のもと外務省に転じて、北京・上海に派遣される。しかし病におかされて明治十四年二月帰国、三月官をやめ療養に努めるが再起できず、終に同年七月六日死亡した。享年六十三歳（川畑氏前掲論文）。

本巻史料の構成は、「南部弥八郎風説書」「維新前後諸書付」及び既刊の『玉里島津家史料』を出典として成立している。しかし最後の『玉里島津家史料』は、元来前の二つの史料からピックアップして編集したものである。本来の史料は前の二つの史料ということになる。そしてこれは以下に記すように、共に南部弥八郎の報告書である。

このうち「南部弥八郎風説書」六十二冊（文久二年四月分から慶応二年七月分）は、南部が江戸や横浜を中心に収集した各種の政治・社会・外交・外国関係などの情報を一カ月単位にまとめて、江戸薩摩藩邸に提出した月例報告である。藩邸はさらにそれを国元に送付したものと恐れ、多くは月末の日付で報告されているものである。

次の「維新前後諸書付」六十六点（文久二年五月〜慶応二年七月）は、月例の報告とは別に、その間に南部が必要に応じて藩邸に提出した報告書が大半と推測される。江戸詰め掛役人の報告書や書簡類とともに、そのままの形で江戸藩邸から国元藩庁へ送られたものようである。一部の「書付」の記事は、担当役人の国元藩庁宛報告・書簡等に引用されている。

最後の『玉里島津家史料』収載分は、上記「風説書」や「諸書付」の一部を構成していたものと推測される。時に同文が上記史料の中に散見する。

以上の報告書のうちに含まれる内容をまとめてみると、およそ次のような幾つかに分類できるようである。

①多くの情報提供者から入手した文書や書付類・外国新聞などを、そのまま写したもの

② これら情報提供者から得た文書や書付類を抜き書きしたり、大意・大略を書き留めたりしたもの

③ さまざまな人物から聞き込んだり、提供されたりした情報類、自らの見聞に基づいて情報類を、箇条書きに書き上げた世上見聞や風聞・風説記事、または外国や外交に関する記事等

④ 上記の①～③の付記や補注記事

⑤ 末尾には報告書の作成時期を明示した南部の署名入りの奥書があり、本文中にもそれに類似した記事が散見する

⑥ その他である。

以上のような内容をもつ報告書であるが、これは前にも述べたように文久二年から慶応二年にいたる、江戸・横浜など関東で得た情報を、南部弥八郎が藩邸に伝えた報告書である。そこで、先ず1、何故江戸・横浜なのか、2、何故南部なのか、3、そして何故文久二年から慶応二年なのか、特に慶応三年でなく二年なのか、という三つの疑問について考えてみたい。

1、何故江戸・横浜なのか。

江戸には藩邸があり、情報収集能力も十分持っているはずであるのに、この際情報収集掛を特設したことについては、それなりの理由があるはずである。前述のように南部採用の時期は、ほぼ文久元年末から二年初めごろと思われる。これはもちろん久光の国事周旋開始と大いに関係があるだろう。そこで何故江戸なのかであるが、それは久光自身の身分、その行動と関係があらう。

関ヶ原合戦の覇者徳川氏の二世紀半にわたる治世のもと、かつて大名でもない陪臣身分の者が、兵力を率い幕政改革の要求を引っさげて出府する、という経験はなかったはずである。そういう前代未聞のことを久光は実行しようとしている。これに対する抵抗、特に幕府のそれは十分に予想される。それらの情報収集は緊急重要な課題であつたらう。しかもそこに生ずる国内対立、これに対する欧米諸国の反応も看過できない重要性を持つ。

もともと久光が、斉彬の遺志を継いで国事周旋に乗り出すについて、国内対立につけこむ外国勢力の内政干渉を極力警戒した。アヘン戦争後の清国で、大平天国の乱による半植民地化の急速な進行を、大きな教訓と受け取った斉彬は、孟子の「天の時は地の利に如かず」の教訓により、「人の和」を強調して、「公武一和」を当面の政策課題とした。久光はこの斉彬路線を継承し、公武一和実現への幕政改革を進言しようと考えていた。しかしこれまで久しきにわたって、朝廷公家の政権参加を認めてこなかった幕府が、これをすんなり認めるとは思えない。そこに生ずる摩擦が、あるいは外国勢力干渉の引き金になるかもわからない。とすればこの際外国勢力の動向を十分に探知し、それへの対応をふくめて事を運ばなければ大変なことになる。こう考えると、さしずめ横浜は重要な情報基地ということになる。これまで江戸藩邸が横浜情報を軽視していた訳ではない。しかしこれまで、それが直ぐ薩摩藩の動向と結び付くという関係にはなかった。しかし久光が動きだすとそうはいかない。となると、幕府関係はともかく横浜に関しては、情報収集能力を一段と強化する必要があると判断された。ということが、情報収集担当者の特設増加となったものと考えられる。

## 2、何故南部なのか。

こうして特設された情報収集担当者に、従来薩摩藩であり知り知られていなかったと思われる南部弥八郎が選ばれた、それは何故だろうか。これは当然、上記の情報収集担当者特設の理由と関係がある、と思われる。幕府情報もであるが、

横浜を拠点とする外国情報となると、その収集担当者は誰でもよいとは限らないであろう。これまで日本人には馴染みのうすかったイギリスを初めとする欧米諸国の動き・考えを探ることであり、そのためにはこの方面に人脈をもつ人間ということが、必須条件ではなかったろうか。その意味から南部が寺島宗則の食客であったという経歴は注目に値する。前に述べた通り、南部その人の前歴は全く不明である。文久元年当時四十二歳といえ、当時としては熟年を通り越し、或いは老境という域に入るのかもしれないが、ともかく円熟期である。なのにその前年万延元年、寺島の所に食客だったということは、これといった定職はなかったと考えられる。これはその後も同じであったろう。ただ南部自身に洋学の心得があったようではないが、寺島の周辺を初め、その方面の人脈は多かったのではなからうか。しかも定職がないということは、すぐに使える利点もある。この人脈と無職という条件が幸いし、しかも寺島と旧知となれば、藩当局も安心して使えるということで、採用されたということではなからうか。すなわち南部こそは、1に述べた横浜情報収集という特設理由に、最適の人物だったわけである。前掲川畑論文には、南部の情報収集に協力した人について、次のように述べられている。

情報の収集は、奉行所付属の通訳瑞穂屋卯三郎（清水姓）・文書翻訳方木村宗三・立石得十郎（蕃書調所教授）・通詞立石斧次郎（運上所見習通詞、得十郎の甥で養子）・福沢諭吉（外国方翻訳）・北村元四郎（翻訳方）・シーボルトの二世A・シーボルト、別に国元より江戸へ留学に來た書生達を横浜へ送り、情報を収集していた。

というのは、すべてではないにせよ、横浜情報の収集に関しては、このような通訳グループが中心だったことは疑えない。しかも南部情報が横浜を重視していたことも、前述の通りであり、報告書にもこれらの名前が見える。

そこで次に、第三点に移る。



3、なぜ文久二年から慶応二年までなのか。

久光の国事周旋が動きだすのは、藩主忠義の参勤猶子を幕府に願い出るために、堀次郎（仲左衛門）を出府させた文久元年十月ごろからである。実際の久光出発は、西郷問題などがあって文久二年二月が一月延びて三月十六日、京都錦小路藩邸入りが四月十七日、四月二十三日寺田屋事件、江戸への出発が五月二十一日、という久光の日程から考えて、南部任用は文久元年末か二年初めと考えてよからう。

特に現存の報告書第一号は、文久二年五月三日で、それには「戊四月中 風説書 追加」とある。特に「追加」を五月三日に報告しているということは、その前に本報告があったことを匂わせる。といっても前月のものは翌月初めということからすれば、五月一日か二日だったということであろう。ともかく四月には実際活動が始まっていたことがわかる。するとその前の準備工作・体制作りにも相当の時日を要したであろうから、文久二年初めには南部任用が行われていたと考えてよからう。

任用はそれでよいが、では報告書の最後が慶応二年十二月というのは、どう考えたらよからうか。幕府が倒れるのは慶応三年で、その意味ではこの作業は三年までつづくと考えられるが、それが二年で終わったのには何か事情があったものと考えられる。もちろん元治元年の参予会議決裂後、久光は鹿児島に引き込んで、京都・江戸での薩摩藩活躍の主役は西郷隆盛・大久保利通にうつる。慶応三年四侯会議で久光が上洛するが、それは西郷・大久保が引いた路線上での行動であった。だから西郷登場以後に線を引けば元治元年あたりとなるが、そうはなっていない。だから単に久光周旋時代の情報網整備ということではなかったと考えられる。事実西郷登場以後も、決して久光は西郷に薩藩権力の無条件委任はしていない。自分の意に反すると思えば西郷を呼び戻している。その意味で基本路線は久光の掌握下にあった

といえよう。この点に関しては別に述べたことがある（拙稿「西郷隆盛と島津久光再論」『敬天愛人』第十九号）。これが慶応期も南部情報網を存続させた理由と考えられる。しかしそれが慶応二年で終わったことについては、何か理由があるはずである。

そこで考えるに当時イギリスの対日政策が、中立政策すなわち内政不干渉の立場を取ることが明らかになったからではないか。薩摩藩は慶応元年十九人の留学生・視察団をイギリスに派遣した。この時外遊経験のある寺島宗則が同行を命じられ、イギリス外務大臣と会見して得た結論がそれであった。しかも寺島が帰国して直ぐ、新任のイギリス公使パークスが鹿児島を訪問して、藩主父子との親交をはじめ、西郷隆盛とパークスとの船上会談も行われ、これに寺島も同席、両者の友好的会談が行われた。これらの動き、特に寺島の帰朝報告から、久光は在日外交団の中心的存在のイギリスの親善態度、特に中立政策に強い期待を持った。その後の動きからこの期待は確信ともなった。しかも薩摩はこの年正月薩長盟約を結び、これまでの大きな障害が一つ除かれた。国内における相手は幕府だけとなる。もちろんこの段階で、薩摩が武力討幕を決意している訳ではないが、これまでの政策が、外国勢力の介入を懸念しての公武合体策であったものにこだわる必要はなくなった。ということから横浜情報の比重も軽くなった、ということではないか（拙稿「薩摩藩と薩長盟約の実行」明治維新史学会編『明治維新の新視角』参照）。慶応二年で終わる理由をこう考えるものである。もちろんこれは情報掛特設をやめただけで、情報収集そのものをやめた訳ではなからうし、その結果は藩邸の判断で処理されたであろう。

解題らしからぬ解題となったが、本書利用の参考になれば幸いである。

なお本解題執筆にあたって、前記川畑利久氏や黎明館調査史料室の方々に、大変お世話になった。記して厚くお礼申

しよめる。

(芳  
即  
正)

## 例言

一 本書は、島津忠廣氏所蔵「玉里島津家史料」（昭和四十七年八月十日黎明館寄託史料）のうち文久二年五月から慶応元年四月までの三年間の「南部弥八郎風説書」三十七点及び「維新前後諸書付」四十五点・既刊『玉里島津家史料』収載分三十六点の南部弥八郎報告関係史料を底本として『鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書一』として刊行するものである。

一 史料の配列は、南部の報告年月日に従って編年順に収めた。

一 個々の底本史料の頭には、収載順に通し番号を付し、報告月日・底本の種類を示した。

一 本文中の独立した文書や記事・記録については、個々の底本史料ごとに、各文書等の文首に通しの収載番号を付した。なお関連性の深い複数の内容から構成されたものについては、小番号を付して分けて収めた。

一 刊行に当たって、本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、原則として常用漢字を用いた。

イ 平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、原則として底本の体裁に従った。闕字は一字分あげとした。

ウ 文書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。

エ 仮名は、底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。

オ 文書・記事等の本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

カ 原注は、底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は（ ）で囲み原注と区別した。  
キ ルビは、底本にあるもののみを付した。

ク 朱書は、頭に（朱書）と注を付して「」で囲んだ。

ケ 頭註は、本文中の行間に移動させ、頭に（頭註）と注を付して「」で囲んだ。

コ 付箋・貼紙は、右肩に（付箋）などと注を付し「」で囲んだ。

サ 文意の通じない箇所や文字には、（ママ）・（衍カ）・（〇〇カ）などと傍注を付した。

シ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲み（摩滅）・（破損）・（虫損）と傍注を付した。

ス 合点は右肩に「フ」で示した。

セ 文書や記事などの欠落部の本文補充箇所は、「」で囲み（脱アリ）と傍注を付した。

ソ 文書に付属して収めた包紙・封紙の表書きなどは、右肩に（包紙）などと注を付し「」で示した。

一卷末に、収載順に文書・記事等の目録を掲げた。

一卷末目録に示した文書・記事等の題名は、当初よりあった南部弥八郎の原題は原則としてそのまま採ったが、ないものはそれぞれの種類や内容をふまえて題名を付けた。

鹿児島県史料

玉里島津家史料補遺  
南部弥八郎報告書一

目次

文久二年壬戌

自五月  
至十二月

◇第一号	戊 五月 三日報告〔戊四月中 風説書 追加〕	一
◇第二号	戊 五月 六日報告〔『玉里島津家史料一』一九六〕	七
◇第三号	戊 五月 六日報告〔維新前後諸書付1〕	三
◇第四号	戊 五月 七日報告〔戊五月 風説書 卷一七〕	五
◇第五号	戊 五月十二日報告〔維新前後諸書付2〕	三
◇第六号	戊 五月十七日報告〔維新前後諸書付3〕	四
◇第七号	戊 五月廿八日報告〔戊五月中 風説書二七〕	四
◇第八号	戊 六月十八日報告〔維新前後諸書付4〕	九
◇第九号	戊 七月 五日報告〔維新前後諸書付5〕	三
◇第一〇号	戊 七月廿一日報告〔維新前後諸書付6〕	四
◇第一一号	戊 七月廿五日報告〔維新前後諸書付7〕	四
◇第一二号	戊 七月廿八日報告〔風説書 戊七月中〕	五
◇第一三号	戊 七月廿八日報告〔維新前後諸書付8〕	六

◇第一四号	戊 八月 朔日報告〔風說書 戊七月中 附録〕	.....	完
◇第一五号	戊 八月 朔日報告〔維新前後諸書付9〕	.....	翌
◇第一六号	戊 八月廿八日報告〔風說書 戊閏八月中 一〕	.....	翌
◇第一七号	戊 九月廿八日報告〔風說書 戊九月中 一〕	.....	六
◇第一八号	戊十 月廿八日報告〔風說書 戊十月中 二〕	.....	七
◇第一九号	戊十一月廿八日報告〔風說書 戊十一月中 一〕	.....	八
◇第二〇号	戊十二月廿八日・廿九日報告〔風說書 戊十二月中〕	.....	一〇三

文久三年癸亥

自正月  
至十二月

◇第二一号	亥 正月廿八日報告〔風說書 亥正月中〕	.....	一一
◇第二二号	亥 三月廿八日報告〔風說書 亥三月中〕	.....	二八
◇第二三号	亥 四月廿八日報告〔風說書 亥四月中〕	.....	三九
◇第二四号	亥 五月 二日報告〔風說書 亥四月中追加〕	.....	四〇
◇第二五号	亥 五月廿八日報告〔風說書 亥五月中〕	.....	四一
◇第二六号	(亥 六月九) 報告〔玉里島津家史料二〕五七五	.....	四三
◇第二七号	(亥 六月九) 報告〔玉里島津家史料二〕五七六	.....	四六

◇第二八号	亥 六月十二日報告〔玉里島津家史料二〕五八九ノ一〕……………	一六四
◇第二九号	亥 六月十五日報告〔玉里島津家史料二〕五八九ノ二〕……………	一六六
◇第三〇号	亥 六月十七日報告〔玉里島津家史料二〕五九二ノ三〕……………	一七〇
◇第三一号	亥 六月十九日報告〔玉里島津家史料二〕五九四〕……………	一七三
◇第三二号	亥 六月十九日報告〔玉里島津家史料二〕五九七〕……………	一七三
◇第三三号	亥 七月 五日報告〔風説書 亥六月中〕……………	一七四
◇第三四号	亥 七月十一日報告〔玉里島津家史料二〕六一五〕……………	一八九
◇第三五号	【参考】亥 七月十一日南部弥八郎へ書翰〔玉里島津家史料二〕六一七ノ二〕……………	二〇一
◇第三六号	(亥 七月九) 報告〔玉里島津家史料二〕六一八〕……………	二〇三
◇第三七号	亥 九月廿八日報告〔風説書 亥九月中〕……………	二〇七
◇第三八号	亥十 月廿八日報告〔風説書 亥十月中〕……………	二一六
◇第三九号	亥十一月廿八日報告〔風説書 亥十一月中〕……………	二二五
◇第四〇号	亥十二月 八日報告〔維新前後諸書付10〕……………	二三三
◇第四一号	亥十二月十四日報告〔維新前後諸書付11〕……………	二三三
◇第四二号	亥十二月十四日報告〔玉里島津家史料二〕八〇六〕……………	二三七
◇第四三号	亥十二月廿九日報告〔風説書 亥十二月中〕……………	二四六



元治元年甲子 自正月 至十二月

◇第四四号	子	正月廿八日報告〔風説書 子正月中〕	二四三
◇第四五号	子	二月廿六日報告〔風説書 子二月中〕	二五二
◇第四六号	子	三月十六日報告〔維新前後諸書付12〕	二五五
◇第四七号	子	三月十八日報告〔維新前後諸書付13〕	二五七
◇第四八号	子	四月 朔日報告〔風説書 子三月中〕	二六〇
◇第四九号	子	四月 二日報告〔玉里島津家史料三〕九九〇	二六四
◇第五〇号	子	四月十四日報告〔維新前後諸書付14〕	二六四
◇第五一号	子	四月廿 日報告〔維新前後諸書付15〕	二六五
◇第五二号	子	四月廿六日報告〔維新前後諸書付16〕	二七〇
◇第五三号	子	四月廿六日報告〔玉里島津家史料三〕一〇一九	二七三
◇第五四号	子	四月廿六日報告〔玉里島津家史料三〕一〇二六ノ一	二七四
◇第五五号	子	四月廿六日報告〔玉里島津家史料三〕一〇二六ノ二	二七七
◇第五六号	子	四月廿七日報告〔玉里島津家史料三〕一〇二〇	二八二
◇第五七号	子	五月 九日報告〔玉里島津家史料三〕一〇三三	二八四
◇第五八号	子	五月廿二日報告〔維新前後諸書付17〕	二八五

◇第五九号	子 五月廿四日報告〔風説書 子五月中〕……………	二六八
◇第六〇号	子 五月廿九日報告〔玉里島津家史料三〕一〇二八〕……………	二九三
◇第六一号	子 六月廿九日報告〔風聞書〕……………	三〇〇
◇第六二号	(子 六月カ) 報告〔維新前後諸書付18〕……………	三一一
◇第六三号	(子 六月カ) 報告〔維新前後諸書付19〕……………	三二三
◇第六四号	(子 七月カ) 報告〔玉里島津家史料三〕一〇八六〕……………	三二五
◇第六五号	(子 七月カ) 報告〔玉里島津家史料三〕一〇八八〕……………	三二七
◇第六六号	(子 八月末カ) 報告〔子八月 風説〕……………	三三〇
◇第六七号	(子 八、九月頃カ) 報告〔玉里島津家史料三〕一一五〇〕……………	三三六
◇第六八号	(子 九月カ) 報告〔玉里島津家史料三〕一一四五ノ一〕……………	三三五
◇第六九号	(子 九月カ) 報告〔玉里島津家史料三〕一一四五ノ二〕……………	三三九
◇第七〇号	(子 九月カ) 報告〔玉里島津家史料三〕一一四五ノ三〕……………	三六一
◇第七一号	(子 九月カ) 報告〔玉里島津家史料三〕一一五五〕……………	三六五
◇第七二号	(子 九月カ) 報告〔玉里島津家史料三〕一一八九〕……………	三六八
◇第七三号	(子 九月カ) 報告〔風説書〕……………	三六六
◇第七四号	(子 九月カ) 報告〔風説〕……………	三六七

- ◇第七五号 子十月 三日報告〔風説書 子九月中〕……………四〇五
- ◇第七六号 子十月 三日報告〔維新前後諸書付20〕……………四〇六
- ◇第七七号 子十月 月報告〔維新前後諸書付21〕……………四〇七
- ◇第七八号 子十月 月廿九日報告〔維新前後諸書付22〕……………四〇八
- ◇第七九号 子十月 月廿九日報告〔風説書 子十月中〕……………四〇三
- ◇第八〇号 子十月 月廿九日報告〔風説書〕……………四〇七
- ◇第八一号 (子十月 月カ) 報告〔玉里島津家史料三〕一一四五ノ四〕……………四〇七
- ◇第八二号 (子十月 月カ) 報告〔玉里島津家史料三〕一一四五ノ五〕……………四〇五
- ◇第八三号 (子冬 頃カ) 報告〔玉里島津家史料三〕一一九六〕……………四〇六
- ◇第八四号 子十二月 二日報告〔風説書 子十一月中〕……………四〇〇
- ◇第八五号 子十二月廿七日報告〔子十二月 風説書〕……………五〇〇
- ◇第八六号 (元治元年カ) 報告〔玉里島津家史料四〕一二四五〕……………五〇七
- ◇第八七号 (元治元年カ) 報告〔玉里島津家史料四〕一二五一〕……………五〇〇

慶応元年乙丑

自正月  
至四月

- ◇第八八号 丑 正月 三日報告〔風説書 丑正月中之内〕……………五三三

◇第八九号	丑	正月廿九日報告〔風説書 丑正月中〕	五七
◇第九〇号	(丑)	正月カ) 報告〔玉里島津家史料三〕一三三九)	五九
◇第九一号	(丑)	春頃カ) 報告〔維新前後諸書付23〕	五九
◇第九二号	丑	二月 八日報告〔維新前後諸書付24〕	五八
◇第九三号	丑	二月十三日報告〔維新前後諸書付25〕	六〇
◇第九四号	丑	二月十三日報告〔維新前後諸書付26〕	六〇
◇第九五号	丑	二月廿八日報告〔維新前後諸書付27〕	六三
◇第九六号	丑	二月報告〔維新前後諸書付28〕	六三
◇第九七号	丑	二月報告〔維新前後諸書付29〕	六六
◇第九八号	丑	二月報告〔維新前後諸書付30〕	六三
◇第九九号	(丑)	二月カ) 報告〔維新前後諸書付31〕	六四
◇第一〇〇号	(丑)	二月カ) 報告〔玉里島津家史料四〕一二八五)	六四
◇第一〇一号	(丑)	二月カ) 報告〔玉里島津家史料四〕一二八六)	六五
◇第一〇二号	丑	三月 五日報告〔風説書 丑二月中〕	六五
◇第一〇三号	丑	三月廿四日報告〔維新前後諸書付32〕	六九
◇第一〇四号	丑	三月廿六日報告〔維新前後諸書付33〕	六九

- ◇第一〇五号 (丑) 三月(カ) 報告 [維新前後諸書付34] ..... 七〇三
- ◇第一〇六号 (丑) 三月(カ) 報告 [維新前後諸書付35] ..... 七〇六
- ◇第一〇七号 (丑) 三月(カ) 報告 [維新前後諸書付36] ..... 七一〇
- ◇第一〇八号 (丑) 三月(カ) 報告 [維新前後諸書付37] ..... 七三三
- ◇第一〇九号 (丑) 四月 五日報告 [『玉里島津家史料四』一二九〇] ..... 七七七
- ◇第一一〇号 (丑) 四月 五日報告 [『風說書 丑三月中』] ..... 七九二
- ◇第一一一号 (丑) 四月 五日報告 [維新前後諸書付38] ..... 七五三
- ◇第一一二号 (丑) 四月報告 [維新前後諸書付39] ..... 七五五
- ◇第一一三号 (丑) 四月報告 [維新前後諸書付40] ..... 七六八
- ◇第一一四号 (丑) 四月報告 [維新前後諸書付41] ..... 七四四
- ◇第一一五号 (丑) 四月報告 [維新前後諸書付42] ..... 七六一
- ◇第一一六号 (丑) 四月(カ) 報告 [維新前後諸書付43] ..... 七六五
- ◇第一一七号 (丑) 四月(カ) 報告 [維新前後諸書付44] ..... 七六七
- ◇第一一八号 (丑) 四月(カ) 報告 [維新前後諸書付45] ..... 七九〇

文久二年壬戌自五月至十二月

◇第一号 戊五月三日報告〔風説書〕

〔表紙〕

戊四月中  
風説書 追加

南部弥八郎

長井雅楽於 京師申立候書付

近年黠夷猖獗仕候付、御国威日を追而逡巡、当今に至候而は衰微漸く甚しく、

皇国未曾有之御大難は縷述ニ及す候、斯る時勢に立至り候儀、由て来る所有之、数百年の太平、武道地に墜ち武備弛弛仕候より、一旦黠夷の虚唱ニ驚き輕易に条

約を結び、終に今日にいたり候事、口惜次第に候得共、是以て太平之余弊、今更論弁仕候共其益無之、此余は武備を廢れたるに興し国難をいまた覆らざるに救ひ候儀、当今の急務に候得は、上

天朝 幕府をはしめ奉り下士庶人に至候迄、精神をこらし興救之策を求め候は同一般に候得共、人心は面のことく策略一途ニ不出申、或は鎖国の論を旨とし、或は航海の議を唱え、自然人心の不和を生し、時日を空手に費し候中衰微日を逐て加はり、只今の形勢ニ候得は、終に黠夷の術中に陥り申へきも計りかたく、箇様人心の不和を生し候根元を尋ね候へハ、

関東御抛なき御次第有之候由ニ而、

叡慮御決定も無之内和親交易の御条約有之候由ニ付、逆鱗一方ならず、関東の御処置御取糺し条約御破壊被遊度との御事ニ候得共、於 関東は一旦外国江対し御条約相濟候儀を無筋ニ御破壊相成候而は、忽戰爭の門をひらき、即今莫大の御国難ニ立いたり、且数百年太平鼓腹の武士を以て干城に御当被成候儀御心許なく

思召候哉、速に御奉命も無之、因循無断今日にいたり判然たる御処置無之、かゝる迫切の時節、右様無断に時日を費し候而は弥増傾覆ニ迫り候事ハ、凡庸浅智の者ニ而も頗に識得仕候得は、況乎群才富智の

関東ニおゐて御洞見無之筋は有之間敷、仮令御疎漏有之候共言路塞り候と申ニ而も無之、定而忠諫仕り候者も有之へく、しかるに前段の通り御決意御処置無之ハ、鎖国御決定有之候へハ即今莫大之御国難を生し、又航海の御決定有之候得は弥まし

逆鱗甚敷、御国内如何様之異変出来も計りかたく御国内異変出来仕候而は所謂鷓蚌の憂眼前之事と御遠慮有之、態と無断ニ時宜を御待被成候共ニ可有之、訝しく奉存候、元来黠夷と同等之和親を結び候儀、開国以来未曾有之事ニ候へハ、仮令御拙なき程の御次第有之候共、何とか御申有免被為置、第一

叡慮御伺且後來の御処置をも予め御定置、其余ニ而兎も角も御沙汰可有之御事ニ候所、左は無之輕易ニ御国体を御動し被成候儀、素より如何之御事故

逆鱗被遊候は御尤千万ニ而、仮令御敵糺被

仰出候共、聊御申訳無之程の御事柄ニ候得共、深遠之叡慮既往御咎なく今日にいたり候も、亦

御国内異議を生し候而は御大事と

思召候のミに可有之、実ニ寛大不測之

叡慮、蒼生の幸甚不過之難有御事ニ奉存候へハ、万死をも不顧直言仕候、恐なから九重深宮の

玉座、時論悉く

叡聞に達せず、且一時慷慨之説

輦轂の下ニ幅湊仕候を以て天下の公論万全の策と聞

召上られ候哉、頻に破約攘夷を以て 関東江被 仰出

候由、然れ共当今ニ至り破約攘夷と申儀、時勢事理を

深察仕候者は決して落着不仕事ニ而、唯当時慷慨と唱

え候血氣の輩のミ愉快に可奉存候、其子細は、只今破

約と相成候得は黠夷共決して承伏はしまし、戦争に

相成申へく候、戦争を忌ミ候儀更に無之候へとも、戦

ハ国の大事存亡の係る所ニ候へは、深謀遠慮無之輕易ニ発すへき事に無之候、夫戦んと欲する者は先其利害

曲直を明に察し、直利我ニ在て而後戦ひ候事、所謂勝算ニ而古今名将の重んずる所に候、曲害我に在れ共、憤懣ニたえず、或は一時の血氣ニ誘れ無策の戦を起し敗亡を取候者、古来歴々数へ尽しかたく候、然るに当今 関東におゐて御条約相済候儀、

京都ニは一円御不納得の御事ニ候へハ、 関東にて容易に

御国体を御動しとの趣を以て仮令御取糺有之候共、

御国内のミの御事ニ而、外夷江対し御口実ニは相成間敷、其故ハ 皇国三百年來 御国内之御政道は 関東

江御委任と相見え、外国江対し候而之御馳引も悉皆

関東より被 仰出候得は、外夷共 関東を

皇国の政府と心得候は尤之事ニ而、其政府ニ而条約調印相済し候へハ同盟の国と心得候事、是又無余儀事ニ

候、しかるに当度ニ限り

天朝御不納得之筋ヲ以て卒然約を破り盟ニ背き候ハ、彼各国三百年來之例を申立、不信の名を以て

皇国江与ん事必然ニ候、且 関東ハ武臣之棟梁ニ候所、

外夷江面目を失ひ浩然の氣を餓し候而は、事有時之御用ニ相立間敷、是我に曲をとり彼に直を与ふるの拙策ニして、智者のとらざる所ニ候、且彼ハ航海ニ熟し、利器を以て数万里の海路を不日に駛行し、数十年航海を業と仕候国柄ニ候へハ、船數ニ富ミ、殊に近年

皇国の海路ニ熟し候事ゆえ、戦争と相成候ハ、要津に出没し、府城を剽掠仕候は必然ニ候、左候時ハ海国は申におよハす、海路不通の国迄も隣國騒動ニ及び候ハ、自國警衛之外他事無之候半、仮に九州を以て譬へ候得は、纔ニ四五艘の軍艦を以て朝には東し夕には西し、或ハ浜海に大砲を發し、あるひハ海辺の民屋を放火し、浅く働で軽く引候ハ、陸路の將士奔命ニ勞れ、我に追討へき軍艦に乏く、切齒扼腕のミにて、手をつかね彼に致さるゝの外定策無之、恐らくは九州数百万之士民僅に四五艘の夷艦に羈縻せられ、心は弥武ニ候共自國之騒動差置かたく、只一人も赤馬関を涉り東すること決して相成間敷、奉鏡を照して見るよりも明ニ候、

六十余州の中におゐて海路不通の國連ハ纔四之一に足



不申、然るに四の三余夷艦の害を請候ハ、纔ニ残りの国々も唇亡齒寒の戒を守り、隣国を救ひ候位は兎も角も、兵を遠国へ遣し候儀は決して相成間敷、

京師ハ素より日本の頭目ニ候得共、四支の国々拳而保護仕候は理の当然ニ候へ共、四支病を請候へハ頭目の用を為すこと能ハす、是亦自然の勢ニ候、是黠夷之胸算ニ而妄説由て起る所ニ候、かゝる時勢に相成候ハ、京師の擁護実ニ心許なく、万一

京師を黠夷の蹄に穢され候儀共有之候而は、六十余州戦ハすして彼か為に屈辱せられん事、おもふも忌々敷事ニ候、尚亦数百年太平鼓腹の武士をもつて急卒無策に争端をひらき候ハ、其利害三歳之童も可弁候、然は曲害は我に在て直利ハ彼に在り、是時勢事理を深察仕候者は軽々敷戦争を好ミ不申所ニ候、扱又鎖国と申儀は三百年來の御掟ニ而、島原一乱後別而嚴重被仰付候御事ニ而、其以前は夷人共内地江滞留差許され、且天朝御隆盛の時は

京師江鴻臚館を被建置候事も有之由ニ候へハ、全く

皇国の御旧法と申ニ而も無之、

伊勢神宮の御誓宣に天日の照臨する所は

皇化を布き及し賜ふへしとの御事の由ニ候へハ、夜国

氷海は兎もかくも、天日の臨照なし賜える所は悉く知

し召すへき御事ニ而、鎖国など申儀は決して

神慮に不相叶、人の子孫たる者上下となく其祖先の志

を継ぎ事を述るを以て孝と仕候、已ニ

神后三韓を征し賜ひ候も、全く

神祖の思召を継せ給へる御事ニ而、莫大の御大孝と今

以て称し奉り候、中古はいまた海外の事明細ならず候

得は、三韓の外若干の国有ことを聞し召賜ハす、もし

聞召賜ハ、御征伐三韓ニ而御止りハ有之間敷想像奉り

候、しかるに当今五大洲若干の国有事を

聞召すのミならず、彼より憚らす

皇国江来り、剩へ

皇威を蔑にし奉るを鎖国ニ而御禦き遊されん事、

神慮の御誓宣ニ御戻りニ当り、

神慮之程茂ハかり難く、誠に恐れ入奉り候、仮令鎖国

の議を主張仕候共、守る者は攻るの勢ひ有之候而こそ能守り候訳ニ候得は、鎖国仕候共攻るの勢ハ決して欠き難く候、徒ニ海岸險峻をたのミ鎖国仕候而ハ、鎖国は万々無覚束候、然れハ当時におゐて攻取の勢を張候儀第一之急務と奉存候へハ、仰願くハ

神祖の思召を継せ給ひ、鎖国の

歡慮思召替られ、

皇威海外ニ振ひ、五大州の貢悉く

皇国江捧来らすハ赦さすとの御国是たゞせ賜ハ、禍を転して福となし、忽ち黠夷の虚唱を抑え、

皇威海外ニ振ひ候期も又遠からすと奉存候、然共太平洋之余、即今、

神后攻取之御踏をふミ候半事、是又下策ニ出可申候得は、急速に航海御開き、渠か巢穴を探り、黠夷の恐るゝに足さる事を土民にしらしめ、漸次に

皇国の御武威を以て五大洲を横行仕候ハ、彼自ら

皇国の恐るべきを知り、求めずして貢を

皇国に捧来ん事、年を期して待へく候、又破約攘夷と

申儀、只今ニいたり 関東江被 仰出候は、恐ながら態と

御威光を御損し被遊候ニ当り、最しかるへからす乎と奉存候、其子細ハ 関東ニ而只今約を破り候而は

御国之御為宜しからすと御決定相成居候様相見え候へハ、幾度

綸命有之候共、表は御奉命有之候而実事之御奉行有之ましく、御奉行無之儀を度々被

仰出候得は、其度毎に

御威光相減し歎かハしく奉存候、然共時勢を以而私考仕候得は、輕卒御奉行無之も傍ら御不策共申難く候半歎、然は

公武共御国之御為を 思召候儀は御一般ニ而、右様御違却相成候は、定而

京都には 関東を柔弱恐怖と

思召し、 関東ニハ

京都を御暴論と厭せられ候ニ可有之、遂ニ隱微之中猜疑不和を生し、千緒万端因循苟且の根元と相成、一振

の目途無之、口おしき次第第二奉存候間、仰願くは偏に  
皇国の御為と被 思召、

京都 関東共是迄之御癡滯丸ニ御水解放遊、改而急速  
航海御ひらき、武威海外ニ振ひ、

征夷之御職相立候様ニと

蔽勅 関東江被

仰出候ハ、 関東ニ於て決而御猶予は有之間敷、即  
時

勅命之趣を以て列藩江 台命を下され、御奉行之御手  
段可有之、左候時は国是遠略

天朝に出て、 幕府奉して之を行ひ、

君臣之位次正しく、忽海内一和可仕候、海内一和仕候  
而、軍艦ニ富ミ士気振起仕候ハ、一箇の

皇国を以て五大洲を厭倒仕候事、掌を指すよりやすく  
可有之候、斯る時勢ニ一変仕候ハ、即

神祖の御誓宣に叶ひ、万世不朽莫大の御大業と奉存候、  
しかるを只今のごとく隠微の中

公武御不和判然たる御処置無之候而は、

御国内之衰微日を逐て甚敷、生活の途を失ひ、遂に黠  
夷之術中ニ陥り、嚙臍悲歎の期ニ至り候半こと、十年  
の外に出申間敷と口おしく奉存候、斯る時勢ニ候得は  
主人忝く

皇朝連綿の門地ニ生れ、幸ニ兩國の主ニ任し、

天恩 幕龍一身ニ溢れ候へハ、出位ニハ候得共、傍看  
を快しと仕らず、日夜寢食を忘れ 御国威御更張之機

会を熟考仕候処、癸丑・甲寅の際ニ候ハ、鎖国も上策  
ニ出可申候得共、当今ニいたり候而は却而下策ニ落候

半欵、時を察せず勢を制し不申候而は挽回之期無之、  
已ニ今年辛酉革命の歳ニ当り天教も又相応し候得は、

禍を転し福と為し申候も偏に

天朝の御決議ニ可有之、矢石白刃をおかし風雨霜雪に  
浴梳仕候は、大小となく武臣の甘心仕候所ニ候へは、

尋常の儀格別之御奉公と不奉存、不肖ニ候へ共、臨時  
而懼れ好謀而成し、時勢挽回仕、

皇威海外に耀き四夷順服の日ニいたり、始て御奉公と  
可奉存候、前件の旨趣 関東江申立度心得ニ候処、

朝議之趣一円心得不申、万一茂

朝議に悖り候而は基本意を失ひ候間、内密小臣に上

京申付、御内々相伺、 関東江罷下候様申付候、然処

右旨趣書取を以て申上候様にとの御沙汰を蒙り、誠ニ

以奉恐入候、此段一応主人江為申聞候ハ、兼而謹厚

之質、箇様疎暴之申上は為仕申間敷候へ共、其暇を不

得、小臣素より辺鄙草野の産、殊に文字ニ拙く候へハ

俚語鄙言を相混し

尊覽を騙し威敵を冒すのミならず、且禁忌を憚らず時

勢を諱す申上候儀、其罪万死に当り可申候得共、死を

恐れ詞を飾り候は本意ニ無之、素より主人におゐて如

斯不敬之意は更に無之、唯小臣狂逆之所致也、恐々懼々、

伏地待罪、

右、昨酉年長州様御国御発途之前、長井雅楽上

京之節差出候筋ニ相見得申候、

二  
一此度蜂起仕候者共之内、越後出生ニ而江戸浪人と申立

候本間精一郎・中川様儒者宮部貞蔵・元筑州様足輕長

井次郎等、尤頭取候者之由御座候、

一関白殿下より長州様江御上 京御座候様日仰渡候ニ付、

来ル廿日頃御発駕御内定有之、尤 公辺よりは、また

御達は無之由御座候、

一御老中内藤様・板倉様、 京都御使御内意御座候哉ニ

噂仕候、

右之通世上専風聞仕候、以上、

五月三日

◇第二号 戊五月六日報告〔玉里島津家史料一〕  
〔一九六〕

(付巻) 「第二百四十三号」

一 朕惟、方今時勢、夷狄恣猖獗、幕吏失措置、天下騒然、  
万民欲墜塗炭、朕深憂之、仰 祖宗、俯愧蒼生、而幕  
吏奏曰、近来国民不協和、是以不能拳膺懲之師、願降嫁

皇妹於大樹、則 公武一和、而天下戮力、以掃攘夷戎、故許其所謂焉、而幕吏連署曰、十年內必攘夷戎、朕甚喜之、抽誠祈神、以待其成功、昨臘 和宮入闕東、使千種少將・岩倉少將諭天下大赦之事、且告曰、國政仍舊、大概委於闕東、至如外夷之事、則我國一大重事也、係其國體者咸問朕而后定議、或使二外藩臣預聞夷戎之所置、幕吏對曰、宸意事甚重大、難遽奉行、請暫猶預、既而頃日列藩有獻謀議者、如薩長二藩、殊親來奏事、且山陽・南海・西國之忠士、既蜂起密奏之、幕吏奸徒日多正義委地、而蔑 王家、睦夷戎、物貨濫出、國用之耗、万民困弊之極、殆至受夷戎之管轄、不日而可知已矣、冀拳旌旗奉 鸞輿於函嶺、誅幕府之姦吏、或曰、為除太平漫濶游惰之弊、誅京師之姦徒、又曰、不願幕府下攘夷之令、於五畿七道之諸藩、如其衆議畢、雖出于忠誠、憂國之至情事甚激烈、使喻薩長之輩鎮壓、其他召募先吏久世大和守往復歷日、未告唯諾而先行昨臘所喻之大赦、夫大樹猶弱、何失之有、但幕吏因循偷安撫馭、失術如是、則國家傾覆可立而待也、朕日憂懼焉、所謂偷一日之安忘、百年之患、

聖賢之遺訓可鑑矣、當內修文德、外備武衛、斷然建攘夷之功、於是斟酌衆議執守中道、欲使德川與祖先之功業、張天下之綱紀、因策三事

其一曰、欲令大樹率大小名上洛、議治國家攘夷戎、上慰祖神之震怒、下從義臣之婦孺、啓万民和育之基、比天下於泰山之安、

其二曰、依豐太閤之故典使、沿海之大藩五國稱五大老、為咨決國政、防禦夷戎之処置、則環海之武備堅固確然必有掃攘夷戎之功、

其三曰、令一橋刑部卿援大樹、越前前中將任大老職、輔佐幕府内外之政、當不受左衽之辱、此万人之望恐不違」朕意決于此三事、是故下使於闕東蓋欲使幕府選三事中之以一行也、是以周詢群臣々々無忌憚各啓沃心丹宜奏諫言、

二  
右

勅詔之趣、真偽不定、若哉尊

王家と唱候者共之偽作ニ茂可有御座哉と申風説茂有之候得共、写取差上申候、

一 東禅寺異人切害一条之儀ニ付、丹波守様御家来御徒五人・中間二人御吟味相成候、

三

二月十五日入港之仏国船「ヘロイス」船持越候

上海新聞紙抜萃翻訳

於上海千八百六十二年第三月六日 我二月六日

一 当港及近隣之各港ニおゐて外国之貿易は、当時殊更繁昌ニ可相及処、去ル第一月二十二日之風聞ニ而、長髪之賊徒等当港を侵犯し、外国の商人及土地之商人差別なく、其荷物を奪ひ取不法を相働きし故、衆人の難儀少からず、遂に商売も不景氣になれり、

一 当時外国之軍兵多勢当港を防禦する故に、賊徒初度之一戦に敗走して、再挙之計策を廻らし、此度ハ尚更用心を加へて諸国より上海を向け進んで侵伐せん事を謀り、当港及び外国の居留場所より五里十里、或は二十里之内所々ニ堅固なる陣營を建設けて、其仇敵なる賊徒ハ上にいえる如く塞柵を構へ防戦し、手当行届けハ官軍是に敵対する事能ハす、且其中ニは外国の奸民有

て、賊徒と馴合、其軍法を相助ると見へ、陣法隊伍等随分美事なり、

一 賊兵の形勢を見るに、甚以強大なれハ、唐国之官府より軍兵を配出し、亜米利加合衆国之副将「ウォールト」人を相頼ミ、其軍兵を教導し、総而仏国之軍法を照して訓練を加え、遂に武勇なる一隊の軍兵を仕込めり、然れ共憎むべきは其人数多勢ならされハ、仮令一同力を合せ城池を守るといへとも、唐国の官府ニおゐて賊兵を喰留る事ハ難かるへしと、海陸の軍事に馴し諸君英之見込なり、

一 此騒然たる形勢を見るに就而、英仏兩國之水師提督より良善なる計策を与へたり、其意ニは若訓練せし処の唐国の官軍に助力して、賊徒の侵犯し居る地に近寄しを攻討せんには、第一に上海より四五里下手なる高橋と名付し村落、およひ黄浦といふ河の近傍にある賊徒の塞柵に向ふて、彼の屯す所の多勢の兵を打破るへし、

一 唐国之練兵及び副将「ウォールト」人名は、英国の軍艦

より一隊之海軍并仏国之不意の援兵を集て、共ニ勇猛を振ふて其塞柵を攻討、賊徒の防戦する者と大に戦ふて多勢を殺戮し、三百六拾二人を生擒し、其中は何れも官軍の逃兵多分にして、元よりの賊徒に降参せし者なり、依之官軍之逃兵は城下の刑場におゐて首を刎ね、其百姓等は長髪を剃落し食物・衣服を与へて釈放せり、

一 去ル三月第一日我二月朔日におゐて賊徒と第二度の戦争あり、此一戦におゐても英仏兩國の軍兵の一隊は其魁蹟をなせり、此場所ハ上海より二十里隔て黄浦路の上手に当り、村の名は涼堂といふ、其所に六千人の賊兵塞柵を構へ、池堀を通し、逆茂木を設け、十分堅固ニ防禦の手術を尽し、且外国之奸民ありて其指揮をなせしと見え、武器等随分美事なり、是ニむかひし軍兵之内六百五十人は英仏の兩國ニ属し、七百人は唐国の練兵にして、朝（マヤ）八字より攻撃をはしめて半時程は炮銃を射立、其塞柵を乗取り、後ニは村中の往来ニ而銘々賊兵と再三わたり合えり、其英国の海軍ニは「ハイム

ヘリュス」名船之船將「ホルランド」名人・「リュートストルト」名人・指揮役「ジフリン」名人・「リッチャルトソン」名人及び水師提督なる「ゼームスホーフ」名人の諸君等なり、大炮之軍兵を引卒し、船將「ブラートジョー」名人共に多勢之賊兵を打取、其時におゐて唐国の練兵及び副將「ウォールト」名人におゐても少からざる人数を誅戮せり、此一戦ニおゐて七百人より八百人程の賊兵を討取、三百人を生捕、其余の五千人は隊伍を乱して散乱し、構へ設し塞柵は火を懸て焼はらひ、此方之怪我人ハ仏兵一人討死し、拾五人手を負ひ、英国の海軍五人手を負ひ、并唐国之大將一人重手を負ひ、二十五人討死し、四拾人手を負へり、

一 此一戦は賊兵の大敗なれハ、爰ヲ以て外国の武威の盛にして、南京城を大砲ニ而攻打し事をも知へし、只望らくは諸君一同心を合せ、志を斉ふして唐国の官府之諸省を旧に仍而速ニ攻落す事肝要なり、勿論此大勝之期会に乗しあれハ、上海近傍之賊徒を討平くるにおゐてハ、誰か諸君子力を合せて其指揮に従はざる者あら

ん哉、

北京

一 北京より第一月四日付之告知を請取しに、同所も諸事至而平安にして、当時官府ニおゐても重々賊徒征伐之評議ありて、国政を代理する宰相の主意ニ而、賊徒侵犯せる諸省へ向満州の精兵を差下せし由、

一 江蘇・安徽・鎮江三省之人民、賊徒之ために逃散して災禍に逢へるを憐ミ、皇帝より特に上諭を下し、総而三省より可相納租税之類を差免して、深く人民の賊徒に却掠せられ塗炭ニ坐することを哀悼せり、

漢江

一 商売は不景気なり、当春ニ及へとも未復古し繁栄の場に至らず、尤当月ハ茶の商売ハ繁昌すへし、

右は上海新聞紙中抜萃大意翻訳仕候、以上、

戊

二月十八日

兩人連名

長崎通辞

唐国上海江被差遣候役々心得方之儀ニ付申上置候

書付

高橋美作守

有馬帶刀

外国商法之様子見置旁貿易為御試唐国上海・香港等江役々可被差遣旨、先般被 仰渡候ニ付、出島在留之唐人江商船借請方并商法之模様等及問合、尚勘弁茂仕候得は、御手初之儀ニ付不案内之地江御国旗相建罷越、

若御国躰ニも拘り候様之義有之候而は以之外之儀ニ付、今般之儀は蘭船御雇切ニ而役々被差遣候とも御国旗等不相用、平常之外武具類茂不持越、且商売荷物之儀は俵物類・石炭、其外積載候儀ニは候得共、上海近傍賊乱之為商売向不景気之様ニも相聞候間、商法取組候儀は其場合次第機変之取計、貿易掛引、其外右地一体之模様柄得と内探、夫々見据付候上ニ而追而本船御仕出相成候方、御不都合も有之間敷哉と見込、右之趣を以て取調、去西九月中岡部駿河守・高橋美作守連名を以相伺候処、伺之通可取計旨同十二月申御書取を以被仰渡、奉得其意、御下知之趣支配向江も申渡、右之趣ヲ

四



以蘭人江も引合手筈為仕置申候、然処彼地江被差遣候御勘定奉行・御目付支配之者、去ル十一日着崎ニ付、夫々打合為致、外国掛御勘定奉行・御目付連名之同済書面をも一覽仕候処、元來本邦と唐国とは唇齒之国柄ニ付、通商は勿論、此方より通信ニ相成候而も可然儀ニ付、其節之模様ニより何となく彼方役人之心得方も承札、且五港之内英吉利ニ而租税を取候港も有之哉ニ候得は、極而各港各法共奉存候間、時宜ニより五港其外江も相廻り見置候積、伺之通り御下知相濟候趣ニ有之候得共、近來彼国之儀英仏兩國より之戦争も有之、其上賊乱相起、國中悉く裏乱致居候趣ニ相聞、右様之折から容易に通信等之端を開候は如何可有御座哉、就而は唐国官吏江引合候儀は枢機之取計ニいたし、外国商法之模様并輸出入荷物之取締向、運上取立方、諸物価之高下、売先之様子、貿易筋掛引、其外彼国之事情内探いたし、何れニも御不都合不相成様申含差遣候様可仕奉存候、然処別紙唐国風聞之儀も申上候通、方今上海近傍江賊徒共乱入いたし、官軍と及戦争、英仏之

軍兵共官軍江加勢いたし、互ニ死傷不少哉と相聞、右等之場合渡海いたし、若不都合之儀出来候而は以之外之儀ニ有之、且は御用便之程も難計ニ付、何れも彼地動靜を得と相糺候上出帆為致候積リニ御座候、依之立合御勘定申談、此段申置候、以上、

戊

三月

高橋美作守

有馬帶刀

五

一御目付妻木田宮殿、先達而登 城掛兩國辺ニ而狼藉者ニ出逢、散々打擲ニ逢、半死半生之体ニ而被引取候処、御役御免ニ相成候由御座候、尤右之者四人ニ而元召使之家來ニ候哉と申風聞御座候、

右之通外国新聞・世上風説之趣ニ御座候、以上、

戊五月六日

南部弥八郎

◇第三号 戊五月六日報告〔維新前後諸書付一〕

〔付箋〕「第三百十一号」

世上風聞之趣、

御国之事、亦是

和泉様御手許之儀ニ茂閑係仕、不容易筋ニ而、重  
疊恐入候得共、承候假左ニ申上候、

一五月二日塾主手塚律藏儀、長井雅榮付属之小役人ニ而  
京師より帰府仕候者之方江相越、京都之様子承候処、  
其者申聞候は、一体 御国許と被仰合之事は尤早き御  
事ニ而御座候処、

和泉様 思召ニは容易成筋ニ而は矢張因循姑息に相成  
可申、酒井若狭守様ニは

和宮様 御下向之儀は勿論、奉欺

（マヤ）  
朝廷候事余多有之ニ付、右を御誅伐ニ而首級ヲ以テ関  
白様江御建白可被在と、御内々憤激之者共江被

仰付置候付馳集候処、此節ニ至り其事無之故、致腹立

伏見江馳登り候処、御理解亦是御討捨相成候由、夫故  
に上方ニおゐて大膳大夫様より御内々御使ニ而、当地  
之模様亦是諸事共被仰進候処、 思召之外容易有之候  
と之御口氣に被相伺候、乍併 御自身右様之事可被遊  
之 思召ニは無之、機会次第浪人共憤発之余ニ取行候  
筋ニ可被遊と之御秘策共ニは無之哉、一説ニは、

和泉様ニは右様之 思召は更に無御座候を、浪人共其  
筋ニ申成し党を結び候事共被察、或亦最初被仰合之節  
意味違ニ相成候欤、中ニ御口上を取繕候欤ニ茂奉察候  
様に噂有之候由、尤御上 京并江戸

御出府其外之手続は、都而素より被仰合候御手續ニ有  
之、一体は 御国是御一新之儀、此度

京都江御約定茂被為在候事故、自然と無余儀筋ニ諸候  
方を京師に会同し、要て

公方様に 御上洛を相促し、一涯

皇朝を尊崇して 御国威御張行と申御目的被為在、御  
政治等時々御老中方御了簡等ニ而御勝手不相成、公平  
之御規格相立候 思召ニ茂候哉と申事ニ御座候、尤被

仰合は 御国と肥後ニ御座候得共、越中守様ニは御若

年のミならず御性質御粗暴ニ而御覚束存候趣ニ御座候、

右之通之筋ニ御座候得は、 本朝開国以来一新之御

創業ニ而 御勲功万世に相伝え、当時ニおゐては

御威名外夷迄ニ振ひ候儀、誠ニ以難有奉存候、併於

世上は紛々と風説仕り、野話巷説素より取ニ不足儀

ニは御座候得共、申上置候ハ、何欵ニ付御勘考之御

一助ニ茂可相成哉と承得候俣を乍恐申上候、既に一

昨日蕃書しらへ所ニ而懇意ニ仕候神田孝平と申者雜

談のことく、

君公ニは此度好機會ニ被為乘

天子を挟(扶カ)て四方を御号令被遊候由、誠ニ候哉杯と申

候、且又長井雅楽と申者は、長州様ニ而謀主ニ有之、

権略も御座候者ニ相聞得、昨年春之頃より腹心之者

凡百人程茂諸方ニ問者ニ出置、世上之形勢審に存居

候由、若哉浪人共

和泉様を目的仕候は、雅楽之秘策ニ而態と風聞致し

馳集り候様取計候ニは無之哉共奉存候、昨年上

京として長州出立之節、中途迄送りニ参候者之内、

黄金家有之候処、旅宿着仕候而使を遣し、今来年之

内如何様之事有之共、郷方囲米売払候儀共不相成旨

申遣し、跡ニ而下役ニ咄候は、右之者奸曲ニ候間、

今来年京撰ニ事発り米価貴く相成可申、左候ハ、彼

必奸を為し可申ニ付、押え申候由ニ而一笑仕候由、

右申上候趣、誠ニ以奉恐入候儀ニは奉存候得共、

兼而諸事ニ付御勘考之一助ニ茂相成可申哉と奉存

候間、不憚忌諱申上候、以上、

五月六日

南部弥八郎

◇第四号 戊五月七日報告〔風説書〕

〔表紙〕

戊五月

風説書 卷一

南部弥八郎

長井雅楽於 京師申立候書付

近年黠夷猖獗仕候ニ付 御国威日を逐て逡巡、当今に至候而は衰微漸々甚しく、

皇国未曾有之御大難は縷述に及ハす候、斯る時勢に立いたり候儀、由て来る所有之、数百年の太平、武道地に墜ち武備廢弛仕候より、一旦黠夷の虚唱ニ驚き、輕易ニ条約を結び、終に今日にいたり候事、口惜き次第ニ候得共、是以て太平の余弊、今更論弁仕候共其益無之、此余ハ武備を廢れたるに興し国難をいまた覆らざ

るに救候儀、当今の急務ニ候得ハ、上

天朝 幕府を始め奉り下士庶人に至り候迄、精神をこらし興救之策をもとめ候ハ同一般ニ候得共、人心は面のことく策略一途ニ出不申、或は鎖国之論を旨とし、或は航海の議を唱へ、自然人心の不和を生し、時日を空手ニ費し候中、衰微日を逐て加はり只今の形勢ニ候得は、終に黠夷の術中ニ陥り申へきも計りかたく、箇様人心の不和を生し候根源を尋ね候得は、

関東御抛なき御次第有之候由にて、

叡慮御決定も無之内和親交易の御条約有之候よしニ付、逆鱗一方ならず、 関東の御処置御取糺し、条約御破壊遊ハされ度との御事ニ候へ共、 関東ニ於而ハ一旦外国へ対し御条約相済候儀を無筋ニ御破壊相成候而は、忽戦争の門をひらき、即今莫大の御国難ニ立至り、且数百年大平鼓腹の武士を以て干城ニ御当被成候儀、御心許なく思召候や、速に御奉命も無之、因循無断今日ニ至り判然たる御処置無之、斯る迫切の時節、右様無断に時日を費し候而は弥増傾覆ニ迫り候事ハ、凡庸淺

智の者ニ而も頗に識得仕り候へハ、況乎群才富智の  
関東ニおゐて御洞見之れなき筋は有之間敷、仮令御疎  
漏有之候とも言路塞り候と申すニ而も無之、定而忠諫  
仕り候者も有之へく、しかるに前段の通り御決意御処  
置無之ハ、鎖国の御決定有之候へハ即今莫大の御国難  
を生し、又航海の御決定有之候得は弥増

逆鱗甚敷 御国内如何様之異変出来も計り難く、  
御国内異変出来仕り候而は所謂鷓蚌の憂眼前之事と御  
遠慮有之、態と無断ニ時宜を御待被成候共ニ可有之、  
訝かしく奉存候、元來黠夷と同等の和親を結び候儀、  
開国以來未曾有之事ニ候へハ、仮令御抛なき程の御次  
第有之候共、何と欵御申有め被為置、第一  
叡慮御伺且後來の御処置をも予め御定置、其余ニ而兎  
も角も御沙汰可有之御事ニ候所、左は無之輕易  
御国体を御動し被成候儀、素より如何之御事ゆえ  
逆鱗被遊候ハ御尤千万ニ而、仮令御敵糺被  
仰出候共、聊御申訳無之程之御事柄ニ候へ共、深遠之  
叡慮、既往御咎なく今日ニいたり候も、亦

御国内異議を生し候而は御大事と

思召候のミに可有之、実に寛大不測之

叡慮、蒼生の幸甚不過之、難有御事ニ奉存候得は、万  
死をも願ミす直言仕り候、恐れながら九重深宮の  
玉座、時論悉く

叡聞に達せず、且一時慷慨の説

輦轂の下ニ輻湊仕り候を以て天下の公論万全の策と

聞召上げられ候哉、頻りに破約攘夷を以て 関東江被

仰出候よし、然れ共今ニいたり破約攘夷と申儀、時

勢事理を深察仕り候者は決して落着仕らざる事ニ而、

唯当時慷慨と唱え候血氣の輩のミ愉快ニ可奉存候、其

子細は、只今破約と相成候へは黠夷共決して承伏は仕

ましく、戦争に相成申へく候、戦争を忌ミ候儀更無之

候へ共、戦は国の大事存亡の係る所ニ候へは、深謀遠

慮無之輕易ニ発すへき事ニ無之候、夫戦んと欲する者

は、先其利害曲直を明に察し、直利我に在て而後戦ひ

候事、所謂勝算にて古今名将の重んずる所ニ候、曲害

我に在れ共、憤懣に堪えず、或ハ一時之血氣ニ誘れ、

無策の戦を起し敗亡を取り候者、古来歴々数へ尽し難く候、然るに当今 関東ニおゐて御条約相済候儀 京都ニハ一円御不納得の御事ニ候へハ、 関東ニ而容易に

御国体を御動しとの趣を以て仮令御取糺これ有候共、御国内のミの御事ニ而、外夷江対し御口実ニは相成間敷、其故は 皇国三百年来 御国内の御政道は 関東江御委任と相見え、外国江対し候而之御馳引も悉皆 関東より被 仰出候得は、外夷共 関東を

皇国の政府と心得候は最の事ニ而、其政府ニ而条約調印相済し候へハ同盟之國と心得候事、是亦余義なき事ニ候、然るに当度ニ限り

天朝御不納得の筋を以て卒然約を破り盟ニ背き候ハ、彼各国三百年来之例を申立て、不信の名を以而 皇国へ与ん事必然ニ候、且 関東は武臣の棟梁ニ候所、外夷へ面目を失ひ浩然之氣を餓し候而は、事有時之御用ニ相立間敷、是我に曲をとり彼に直を与ふるの拙策にして、智者のとらざる所に候、且彼は航海ニ熟し、

利器を以て数万里の海路を不日ニ駛行し、数十年航海を業と仕り候国柄ニ候へハ、船数ニ富ミ、殊に近年

皇国の海路ニ熟し候事故、戦争と相成候ハ、要津に出没し、府城を剽掠仕り候ハ必然ニ候、左候時は海国ハ申ニおよはず、海路不通の国迄も隣国騒動ニ及ひ候ハ、自国警衛之外他事無之候半、仮ニ九州を以て譬へ候へハ、纔か四五艘の軍艦を以て、朝ニハ東し夕には西し、或ハ浜海に大砲を発し、或は海辺之民屋を放火し、浅く働ひて軽く引候ハ、陸路の将士奔命ニ勞れ、我ニ追討へキ軍艦に乏く、切齒扼腕のミにて、手を束ね彼に致さるゝの外定策無之、恐らくは九州数百万の士民僅に四五艘の夷艦に羈縻せられ、心は弥武ニ候共、自国の騒動差置かたく、只一人も赤馬関を涉り東しすること決して相成間敷、奉鏡を照して見るよりも明らか候、六十余州の中ニおゐて海路不通の国としては纔四の一に足り不申、然るニ四の三余、夷艦の害を請候ハ、纔残りの国々も唇亡齒寒の戒を守り、隣国を救ひ候位は兎も角も、兵を遠国へ遣し候儀は決して相成間敷、

京師は素より日本の頭目ニ候得は、四支の国々挙而保護仕り候ハ理の当然ニ候へ共、四支病を請候へハ頭目の用を為すこと能はず、是亦自然の勢ニ候、是黠夷の胸算ニて、彼恒言に、日本は二三千の兵を以て陥るへしと、妄説由て起る所ニ候、斯る時勢ニ相成候ハ、京師の擁護実我心許なく、万一

京師を黠夷の蹄に穢され候儀共有之候而は、六十余州戦ハすして彼か為に屈辱せられん事思ふも忌々敷事ニ候、尚亦数百年太平鼓腹の武士を以て急卒無策ニ争端をひらき候ハ、其利害三歳の童も弁すべく候、然れハ曲害ハ我に在て直利は彼に在り、是時勢事理を深察仕候者は軽々敷戦争を好ミ不申所ニ候、扱又鎖国と申儀は三百年來の御掟ニ而、島原一乱後別而嚴重被仰付候御事ニ而、其以前ハ夷人共内地江滞留差免され、且天朝御隆盛の時ハ

京師江鴻臚館を建置れ候事も有之由ニ候へハ、全く皇国の御旧法と申ニ而も無之、伊勢神宮の御誓宣に天日の照臨する所ハ

皇化を布き及し賜ふへしとの御事の由ニ候へハ、夜国氷海は兎も角も、天日の臨照なし賜へる所は悉く知し召すへき御事ニ而、鎖国など申儀は決して

神慮に不相叶、人の子孫たる者上下となく其祖先の志を継ぎ事を述るを以て孝と仕り候、已ニ神后三韓を征し賜ひ候も、全く

神祖の思召を継せ賜へる御事ニ而、莫大の御大孝と今以て称し奉り候、中古は未海外の事明細ならず候得は、三韓の外若干の国ある事を聞し召し賜ハす、若聞召賜ハ、御征伐三韓ニ而御止りハ有之間敷想像奉り候、しかるに当今五大州若干の国有事を聞し召す而已ならず、彼より憚らず

皇国江来り、剩へ皇威を蔑にし奉るを鎖国ニ而御禦き被遊ん事、神慮の御誓宣ニ御戻りニ当り、

神慮の程も計りかたく、誠に恐れ入奉り候、仮令鎖国の儀を主張仕り候共、守る者は攻るの勢ひ有之候而こそ能守り候訳ニ候へハ、鎖国仕り候共攻るの勢ひハ決

して虧き難く候、徒に海岸險峻をたのミ鎖国仕り候而は、鎖国は万々覺束なく候、然れハ当時ニ於て攻取の勢ひを張候儀第一の急務と存し奉り候へハ、仰き願くハ

神祖の思召を継せ賜ひ、鎖国の

叡慮思召替られ、

皇威海外ニ振ひ、五大州の貢悉く

皇国へ捧げ来らすハ赦さすとの御国是一旦立せ賜ハ、禍を転して福となし、忽ち黠夷の虚唱を抑へ

皇威海外ニ振ひ候期も又遠からすと奉存候、然れ共太平の余、即今

神后攻取の御跡を踏ミ候ハん事、是又下策ニ出可申候得は、急速ニ航海御開き、渠か巢穴を探り、黠夷の恐るゝに足さる事を士民に知らしめ、漸次に

皇国の御武威を以て五大州を横行仕り候ハ、彼自ら皇国の恐るべきを知り、求めすして貢を

皇国に捧げ来らん事、年を期して待へく候、又破約攘夷と申儀、只今ニ至り 関東江被

仰出候は、恐れなから態と

御威光を御損し被遊候ニ当り、最然るへからす乎と奉存候、其子細は、 関東ニ而只今約を破り候而は

御国の御為宜しからすと御決定相成居候様相見え候へハ、幾度

綸命有之候共、表は御奉命有之候而実事の御奉行有之ましく、御奉行無之儀を度々被

仰出候へハ、其度毎ニ

御威光相減し歎かハしく奉存候、然れ共時勢を以て私考仕候へハ、輕卒御奉行無之も傍ら御不策とも申難く候半乎、然れハ

公武共御国の御為を 思召し候儀は御一般ニ而、右様御違却相成候ハ、定而

京都には 関東を柔弱恐怖と

思召し、 関東ニハ

京都を御暴論と厭ハせられ候ニ可有之、遂ニ隱微之中猜疑不和を生し、千緒万端因循苟且の根源と相成、一振の目途無之、口惜き次第ニ奉存候間、仰願くは、偏



に

皇国の御為と被 思召、

京都 関東とも是迄の御凝滞丸に御氷解被遊、改而急

速航海御ひらき、武威海外ニ振ひ、

征夷の御職相立候様ニと

嚴勅 関東江被

仰出候ハ、 関東ニおゐて決而御猶予ハ有之間敷、

即時

勅命之趣を以て列藩へ 台命を下され、御奉行の御手

段可有之、左候時は国是遠略

天朝に出而、 幕府奉して之を行ひ、

君臣の位次正しく、忽ち海内一和仕へく候、海内一和

仕候而、軍艦ニ富ミ士氣振起仕候ハ、一箇の

皇国を以て五大州を厭倒仕候事、掌を指すより易く有

之へく候、斯る時勢ニ一変仕候ハ、即ち

神祖の御誓宣に叶ひ、万世不朽莫大の御大業と存し奉

り候、しかるを只今のごとく、隠微の中

公武御不和判然たる御処置置無之候而は、

御国内の衰微日を逐て甚敷、蒼生生活の途を失ひ、遂

に黠夷の術中ニ陥り、嚙臍悲歎の期ニ至り候ハんこと、

十年の外ニ出申間敷と口おしく奉存候、かゝる時勢ニ

候へハ、主人忝なく

皇朝連綿之門地ニ生れ、幸ニ兩國の主ニ任し、

天恩 幕寵一身ニ溢れ候へハ、出位ニは候へ共、傍着

を快と仕らず、日夜寢食を忘れ 御国威御更張之機会

を熟考仕候所、癸丑・甲寅の際ニ候ハ、鎖国も上策ニ

出可申候へ共、当今ニ至り候而は却而下策ニ落候半欵、

時を察せず勢を制し不申候而ハ挽回の期無之、已ニ今

年辛酉革命の歳ニ当り天教も亦相応し候得ハ、禍を転

し福と為し申も偏に

天朝の御決議ニ可有之、矢石白刃を侵し風雨霜雪ニ浴

梳仕候は、大小となく武臣の甘心仕候所ニ候へハ、尋

常の儀格別の御奉公と不奉存、不肖ニは候へ共、臨事

而懼れ好謀而成し、時勢挽回仕り、

皇威海外ニ輝き四夷順服の日にいたり、始て御奉公と

可奉存候、前件の旨趣 関東江申立度心得ニ候処、

朝議之趣一円心得不申、万一も

朝議に忤り候而は基本意を失ひ候間、内密小臣に上

京申付、御内々相伺、 関東江罷下候様申付候、然処

右旨趣書取を以て申上候様ニとの御沙汰を蒙り、誠ニ

以奉恐入候、此段一応主人江為申聞候ハ、兼而謹厚

の質、箇様疎暴之申上は為仕申間敷候得共、其暇を得

ず、小臣素より辺鄙草野の産、殊に文字に拙く候へハ、

俚語鄙言を相混し、 尊覧を驥し威敵を冒すのミなら

ず、且禁忌を不憚時勢を諱ず申上候儀、其罪万死に当

り可申候得共、死を恐れ詞を飾り候は本意ニ無之、素

より於主人如斯不敬の意は更に無之、唯小臣狂逆之所

致也、恐々懼々、伏地待罪、

右は昨西春長州様御元御発途前以京都江被遣候節

申立候書面之由ニ御座候、

二 一大坂江群集之浪人之内、江戸浪人と申立候本間精一郎・

中川様御藩儒者宮部貞藏・筑前原田次郎・会津浪人清

川八郎去冬出奔  
いたし候者・土佐吉村虎次郎等張本之由ニ相聞得

申候、

一 関白様諸太夫より松平大膳大夫様江御上 京御座候様

御沙汰之旨申来候ニ付、当月廿日頃御発途之積り御内

定有之、尤 公義よりはいまた表立御沙汰無之由ニ御

座候、

一 御老中内藤紀伊守様・板倉周防守様、御上 京之内

意有之候哉ニ申云え候、一橋様ニ茂依時宜御上 京之

答之由、専風聞仕候、

一 筑前様、播州大藏谷迄御通行之処、浪人共之虚喝を御

厭ニ而御引返し相成候由、

一 五月二日頃、水府浪士宍人越後辺ニ而被召捕、網駕籠

ニ而送り来り申候、尤警固敵重ニ而有之候由御座候、

一 於長崎亜船江日本水主雇入度願出候処、於御奉行御免

許無之ニ付、同所詰之「コンシユル」より申立候趣有

之、江戸在留「ミニストル」「プロイン」より添書を

以て申上候旨趣、左之通、

日本ノ地勢タルヤ亜細亞ノ東ニ位置シ、合州悉ク海

洋ニ瀕シ、加之ニ島嶼数多ヲ以テス、殆ト英吉利ノ

歐羅巴ニ於ルカ如シ、軍船ヲ操練シ威武ヲ一振セハ、

東方諸国ニ冠タランコト論ヲマタズ、人性勇壯伶俐、

船夫マタ頗ル熟セルト雖トモ未足サル所アリ、今亞

船ノ希望ニ任セハ、各若干ノ質銀ヲ得ルノミナラス、

帰来之日精熟セル船夫ヲ得ン、是我

貴国ノ為ニ願フ所ナリ、亞国ノ人挙テ私志ヲ抱カス、

誠実ニ

貴国ノ富強ナランコトヲ思フナレハ、

政府我言ヲ誠トシ允准シ賜ハンコトハ疑ヲ容サル所

ナリ、

右之通世上風聞等之趣ニ御座候、此段申上候、以上、

五月七日

◇第五号 戊五月十二日報告〔維新前後諸書付?〕

〔付箋〕「第二百四十一号」

一 五月朔日・二日頃、久世大和守様御家老某、松平大膳

大夫様江参上、長井雅楽江面会致度申候付致出会候処、

兼々御内話致置候通、

京都表御都合御取計として御上

京被下候儀申迄茂無之候得共、尚亦内々御打合申候趣、

大和守様より御口上申述候ニ付、大膳大夫様江申上候

処、微々の誠心建白之儀御取用御座候而、上 京茂被

仰付候義ニ付、表立 御沙汰次第直様出立可致、且又

京師之御模様ニ付早々書状ヲ以可申上候付、直ニ

公方様 御上洛と申御運ひに可相成候、此儀は御承知

ニ御座候哉と御返答有之、一応引取之上尚亦罷出、

御上洛之儀茂御請合取扱可申旨被仰述候由、同三日右

御用御相談旁大和守様御宅江大膳大夫様御越被成候処、

御上洛之手続は不容易筋柄、其上莫大之御入価ニ茂有

之候ニ付、尾張前中納言様為

御名代御上 京之積りニ候間、右様御舍御取計有御座

度被申述候処、大膳大夫様御立腹之体ニ而、素より好

而右様之取扱可致事柄ニ茂無之、建白之節は取扱方は

御人撰可被為在事と申上置候処、強而御頼と有之候故

及御請候処、一旦御請合之上今更其様之儀ニ而は取扱難仕候由纏々被仰述、御引取御座候処、間もなく久世様御家老相越候而、何分御勘弁を以て 御上洛御請合申候廉は御聞無之筋ニ被成下、京師之御都合御取扱之儀御頼申述候旨御口上ニ付、御不承知之由御挨拶有之、其後長井雅楽御使者ニ而

公武御取扱之儀申立候ヶ条茂不相立候付御断申上候間、余人江可被仰付、右御用ニ付滞府被仰渡候儀ニ付、最早御用無之筋ニ候間御暇奉願候、其筋御取扱可被下旨申述、大和守様御当惑ニ而何分即答難致由之処、其御返振ニ而ハ使命不相立引取兼候旨雅楽申張候ニ付、其儀は決而其方面目ニ不抱様取計可申候間、一応引取候様御達ニ而引取、夫より大和守様より御家老御使者ニ而 上洛御見合、尾張様

御名代と申廉は御聞無之筋ニ而、御猶予被下候様御頼申上候旨ニ而、暫時落着無之、一体来ル廿日迄ニは是非共御発途と申積り御手当之処、右様之儀ニ而未日限等茂不極りニ相成候旨、昨夜手塚律蔵長州様御屋敷江

罷出承帰候而申聞候、尤前書久世様ニ而御逢之節

御上洛御手重并御入費莫大と申儀、何ぞ御手重に被成候ニ不及、御路次は少茂御気遣無之様、拙者御供可致、御手軽ニ候得は御入用茂懸り申間敷候、畢竟

皇国至大之 御大業被為建候儀故、

京師江列国之諸侯可成丈会集し、

將軍家 御上洛 御参

内ニ而、大規模御建置無之候而は不相成筋ニ候旨、被仰述候由も承申候、

一昨冬出奔いたし御尋ニ相成居候浪人清川八郎儀、此度大坂浪人之徒ニ紛居候哉ニ而、召捕之手配内々有之候由、右は此間清川江入塾仕居候書生被召捕候処、品々申立、先年「アメリカ」通弁官「フュースケン」殺害仕候茂八郎之所業之旨申立候由ニ御座候、

右之通承得申候間、不取敢早々申上候、以上、

五月十二日

南部弥八郎

◇第六号 戊五月十七日報告〔維新前後諸書付3〕

〔付箋〕「第三百六号」

一長州様ニ而此度之一条専ら長井雅楽致主謀、補翼は政務方周布政之助と申者之由ニ御座候、當時

京師江相越居候は政務方内藤某・奥平教馬外、兩人先達而より相越、桂小五郎も去ル十一日頃出立仕候但平土之相越居候由、向ハ多人數、

一周布政之助去ル十三日窃に近在江発足、十八日ニ帰府、其上ニ而長州様御発途日限も治定可相成哉と、手塚律蔵申聞候、尤板橋筋江出候由、辺路より水戸江趣キ候欵、當時 御上洛延引一条ニ而入もつれ有之候ニ付、何欵密計有之候哉難計奉存候、

一京使を久世様江被仰付候は、関白様より御名さしニ而被仰越候故之趣ニ御座候、

一日本橋より横浜迄「エレキトル」「テレグラフ」取立、引続

京・大坂江茂相通し候積之由、外国方之者より承申候、

一皇朝と江戸との筋柄英国ニ而致推察、文事は

京ニ而御取計、官位叙任等御取行、江戸は専武事御取扱と見込候付、諸般之大規は

朝廷江御談合不致候而は不相成儀と存付候由風聞仕候、

右之通世上風説承申候間、此段申上候、以上、

五月十七日 南部弥八郎

◇第七号 戊五月廿八日報告〔風説書〕

〔裏紙〕

戊五月中  
風説書 二

南部弥八郎

一長州様御建白之儀ニ而専ら主謀仕候者、中老席ニ而直

目付長井雅楽・政務方周布政之助兩人之由、尤是迄漢  
蘭書生ニ而他方江罷出居、水戸様ニ茂交友余多有之候  
由ニ御座候、

二(一) 伝奏兼江所司代酒井若狹守様より御直書之写

頃日道路之風説を承候処、西国筋之浪人共多人教兵庫・  
大坂江集り、彼是不容易暴論を唱候趣ニ有之、尤支配  
国外之儀ニ付巨細之儀茂難相分候得共、全く虚説耳ニ  
而も有之間敷哉、就而は官家之方々諸藩士等江御直談  
之儀は兼而御規則も有之候事、御承知之義とは存候得  
共、万一御行違之廉も出来、自然去ル午年八月八日之  
覆轍を踏候様之儀有之候而は、以之外之御次第ニ御座  
候間、御案思申上、不堪苦心内々申上候、既ニ此節格  
別之御縁組も被為在、

公武之御中、御一和之上之御一和ニ被為在候所、唯今  
聊ニ而も御異論之筋相生し候而は、実以

公武之御為不御宜候儀は勿論、東西諸臣ニ有之候而は  
深恐入奉存候事御座候、必々卒尔之御処置無之様仕度

奉存候、此度浮浪之輩暴戻之説を唱候由ニ候得共、奉  
対

天朝動干戈候様之義は、普天之下卒士之浜、如何様卑  
賤之者たり共、人心之固有する所決而有之間敷儀ニ御  
座候間、必々御驚動被遊間敷奉存候、乍併反逆野心之  
徒有之、万一於

王城之地動干戈惱

宸襟候者於有之は、私所司代相勤候限りは、若州一国  
之力を尽し候は勿論、諸家御警衛之者共致指揮誅伐可  
仕候間御安心被遊、必々御輕易之御取計無之様仕度奉  
存候、是全

公武之御為尽微衷候儀ニ御座候、右之段決而表立申上  
候儀ニは無之候得共、全御為筋を存上、御両役限内々  
申上置候儀ニ御座候事、

四月十日

(一)の2 右之通御届之後、四月十六七日頃、浪士共夜討致し候  
哉に風聞有之、所司代屋敷大騒動之所、若狹守様二条

城内江只近習一人ニ而被欠込、尚更混雜甚敷、若州より追々夥敷人数駆付、又候廿三日ニ茂同様之筋ニ而、一昼夜甲冑も不解、物笑ニ相成、風聞不宜相聞得申候、

一三  
京師ニおゐて堂上方江御達之写

夷狄月々猖獗 御国威日々逡巡之儀、深被惱  
宸襟、段々関東江御往復有之、從七八年乃至十ヶ年之内ニは是非以応接征討之内いつれニも可及拒絶と言上、依之暫 御猶予有之、右期限ニは断然と可有掃攘ニ付、武備充実・海軍調練は勿論之事、第一全国一心一同ニ不相成候而は蛮夷を圧倒しかたく候間、 御闔國中一和之基致度

叡慮ニ付、願之佩以 皇妹太樹江配偶  
公武 御合体を宇内ニ被表候、深重之  
聖訓、遐邇ニ布告し、海内協和

御国威更張之機会不相失様、屹と可被廻遠略と被

思召候事、

四月十一日

四  
一五月朔日欵二日之頃、久世様より御家老御使者某長州

様江罷越、長井雅楽江面会、拙者儀

京師江之御使被仰付候、夫ニ付兼々御打合申上置候通、公武為御取扱 御上京可被下哉と申候付、長州様御答に、微々の建白御取用右御取扱可仕、御内意之上は相勤可申候、何れ 京師之御模様次第、直ニ將軍家御上洛之御手配被成置度由之処、一応引取之上、亦々罷越、委曲承知之旨ニ有之、其後五月三日右為御用談久世様江御出之処、御上洛之儀は、御手数不容易、御入費茂莫大ニ而不輕事柄ニ付、尾張前中納言様 御名代之群議内決御座候間、其御心得ニ而取扱有之度被仰述候ニ付、長州様被仰候は、已ニ一応御請合茂御座候儀、左様顛沛反覆有之様にては不安心ニ候、殊ニ此度之機會 皇国之御制度一新之儀ニ而關係重く候間、將軍家 御上洛、列国之諸侯 帝都江会集參内之上、公武衆議之上諸般治定可被為在事ニ候、御手輕ニ有之候得は御入費も左迄ニ無之、路次之警衛は拙者取計万々

御配慮無之様可致由達而申述候得共、

柳營之衆議、尾州家 御名代と申運ひニ相成候故、其趣ニ聞濟呉候様との事御座候処、右様朝夕之間ニ違議有之候様ニ而は、取扱力ニ不及候間御断申上候、余人江被命可然旨ニ而御帰り相成、夕刻長井雅楽御使者ニ而、

京師御用向御内意ニ付滞府被仰付候得共御断申上候ニ付而は、国元江之御暇被仰出候様早々御取扱可被下旨ニ付、大に困窮、追而可及答由被仰聞候処、右様之御答振ニ而は使命不相互候間、是非治定之御答致承知度申張候ニ付、いつれ是より御挨拶ニおよひ、其方面目不拘様可致由ニ而引取候処、重役内使者ニ而 御上洛御請合申候廉は夢々思召無之、以前ニ御心得被下度旨ニ付、御承知無之、数度往返之上、尾張様 御名代ニ相成候と申廉を御聞無之と申積に相成候、其後営中ニ而松平確堂様越前之御隠居・久世様江、右様不容易儀、何様之御心得ニ而輕易ニ取扱有之候哉と御尋に、曳統き大御目付大久保越中守殿より御国家之大事は衆議参考之

上可取計事は

神君之御規定ニ有之、況公武之御間ニ関係之儀は至重之事ニ候処、御一区之取計、外席之大名江御委任有之候は御心得有而之儀ニ候哉と、細々談詰、一言之御申訳無之、五月十七日より御病氣御引入相成申候事、

五

- 一 著書調所給裁古賀謹一郎殿御免ニ相成、御目付より兼帶妻木田宮殿并田村肥前守殿、外ニ一人被仰付候事、
- 一 長州様謀士周布政之助、五月十三日近在江相越、十八日帰府之上、大膳大夫様御発駕治定可有之由ニ付相尋候処、十八日帰来候得共、 京都御用御取扱之儀は多分御断被仰渡可申様子ニ有之、御国暇茂不定之由御座候、尤政之助旅行先礪と不相分候得共、板橋江懸り出候由、多分内密辺路より水戸江相越為申哉と承申候、
- 一 久世様 京都御使被仰出候は、 関白様御名差ニ而被仰越候故之趣御座候、
- 一 「アメリカ」南方徒党之張本他国江出奔ニ付、外之荷



担人北方合衆国江降参致し静謐ニ帰し候由、同国之「ミニストル」「プロイン」申立候、

一「イキリス」ニ而

京都と江戸の様子聊相察し、官位其外大事ニ付而はミヤコニ而御取扱、武事ニ付き而は江戸御掌握と存候ニ付、自然向後江戸ニ而決行無之儀は

帝都江使節を立可申哉との企御座候由、風聞御座候、

一日本橋より横浜江「エレキトル」「テレグラフ」懸渡し、

し、京坂両所江茂同様仕懸可申企有之候、

一五月十八日、かいそく橋牧野様御屋敷上ケ地江国益会

所御開きニ相成候、

落首

かいぞくをやめて国賊みせを出し

交易奉行

頭取

一蘭の「コンシユル」「ゼネラル」参府、伊皿子長応

寺江旅宿、御固松平恭三郎様ニ御座候、軍船製作并修

業人被差遣可申等之儀ニ而被招呼候哉ニ御座候、

一外国応接、是迄毎事御老中宅ニ而有之候得共、外国奉行も被仰付置候儀ニ候間、重き御用之外は奉行応接致し可申様、板倉周防守様被仰渡候由ニ御座候、

一和蘭より職人召寄、浦賀ニ而船造可有之旨御評議御座候由、

一外国より諸科之学者被招呼候積之由御座候、

一長州様ニ而「ビストル」二百挺価無構三日之内ニ相納可申旨ニ而、鉄砲師共諸方より取集、漸相納候由ニ御座候、

一長州様此度御上 京御国御発駕共、野戦筒四挺御旅中

為御引之積ニ而、車台造方有之、

一五月廿一日、仏之「ミニストル」、板倉様ニ而初而応接有之、

一同日、横浜御固堀田鴻之丞様被蒙 仰候、

一同廿二日、脇坂中務大輔様御老中御再勤被 仰出、尤

上使三度ニ而御請相成候由、

一長州より若年之士二十人程出府、途中磊落之体ニ而浪人杯と相唱候故、十七日之夜四半時分、右之風聞相聞得、板倉様御差図ニ而、外国方より異館御固之衆江用心御達有之、夜中騎馬等ニ而馳歩行申候、右之出府之趣意は、

京都江差上候長井雅樂上書之内ニ主人松平大膳大夫云々と申所有之、自分之上書ニ君公之尊名差出し候儀不承知ニ而、出府懸 京都江立寄、右上書草稿仕候山形半蔵と申者、長門守御供ニ而罷在候を談詰、当地江着直ニ雅樂江詰懸強談ニおよひ、終ニ雅樂無調法之筋ニ相成、差扣伺ニ相成候、多分是等之事より雅樂退役ニも相成可申哉、殊ニ

公武御取扱之儀茂始之ことくには無之、品々不都合之様子相聞得申候、

右之通世上風説・外国新聞等承申候間、此段申上候、以上、

五月廿八日

◇第八号 戊六月十八日報告〔維新前後諸書付4〕

〔付箋〕「第二百五十一号」

宸筆ニ而公卿方江御下ニ相成候趣

夫聖人に非るよりハ内安けれ共必外患有と、方今天下二百年、至平に慣れ、内遊惰に流れ、武備を忘れ、甲冑朽糜し、干戈腐鏽す、卒然として夷狄之患起り不能応之、終に癸丑甲寅の年より有司益駕御之術を失ひ、事模稜多し、是以戎虜不知所恐惧、徵求無厭条約を定め、関市を通せん事を乞ふ、幕府因循不能拒其請、以旗下小吏奏聽、朕知其誣調斥之、翌巳年二月、幕府以老吏堀田備中守およひ二三小吏登京、事情を陳し、切請不止、朕熟案、古今夷狄之憂雖不少、近年之如く甚しきは未有之也、若一旦親押之羶流穢溺神州 沈し、朕か世に至而初て全甌を欠ハ、何以先皇在天之靈に謝せんやと、深謀遠慮之群臣ニ咨詢するに、皆其不可なることを白す、又落藩内密上言之者有て、更に幕府に命して天下の大小名に令し時宜を陳せしむ、然るに幕府命を脱し背て是を天下に伝示せず、朕深憂慮し、未処置することあらず、於是群臣十八人奮然として奏状を以て朕か意を賛す、又或曰、朕も幕府の請に不従ハ、必承久・元弘之事を為んと、然れ共朕叨に一身を以て祖宗之天下に易ん哉と卒に重て命す

るに、前令を以て幕吏を返らしむ、又使を發して幣を三社に奉し、戎虜国辱を汚すことなく人民生を安せん事を祈請す、庶幾は弘安の先蹤を繼んと、豈凶らんや、旬日之間幕吏朕命不用、遂に条約をさため通商を許し、片紙を以て奏曰、時勢切迫不得已也と、朕殊に其侮慢無礼を怒といえとも、未遽に之を譴責せず、三家家門或は大老を召し、其子細を尋糺せんと欲す、然るに尾・水・越其餘二三之名藩臣を籠居し、亦曾而命を不奉、次て前將軍薨せり、又忠告する者有て曰、嗣子幼若將軍に任ずることなく、暫く其為す所を見て而後任之よと、然れ共直ニ其職に任し、其を以て其職を尽さしめんとす、然るに將軍幼若・有司柔弱、朕か意に称ふ事を不知、曾て攘夷之念なく却而之を親昵し、刺正義之士を排斥す、朕其三家・三卿等を召せ共不来、刺正義之名藩臣を退隱或ハ禁錮し、其積鬱之余り激して変を生し、外夷其虚に乗せん事を憂慮し、辞命を幕府・水府に下し、天下の大小名同心合力幕府を輔佐し、内奸吏を除き、諸藩勤王之心を慰め、外黠虜を攘ひ、各国窺竄之念を絶せしめんとす、然るに皆

朕か意を体し、其命を海内に伝示し、天下一心戮力徳川を補佐し、外夷征殄之議を興さす、却而公武不和之難を醸し、朕深く之を憂ふ、其間事々紛々尽く言ふへき事難し、其一二をいはんに、人々以為幕府如是衰弱不振、戎狄如是猖獗不懲、然則外患何時か止ん、神州何時回復せん、人民何時か生を安せん、是豪傑英雄之將に非んハ治むる事不能、三家中一橋は其英明なるを以て之をして其職に当らしめは、寧よく大事を成就せんと、是以草奔有志之士其中に周旋奔馳するものあり、又其間奸猾其意を快せんとするもの有て、事多々朕か意の如くならずして、間部下総守登京、幕命を以て天下の事を論する者一切に縛収して之を江戸に下し、次て四大臣落飾幽居し、正義之士是以尽く、下総守幕議を白して曰、条約押印之事は先役備中守所為にして当役之知る所にあらず、条約を返し通市を止る時は、外国に不信を伝え、彼か怒を激し、異変不測に生せん、環海武備未充実、且大奸内に在り、若外患起らハ内憂之に乗せん、然らハ忽天下土崩瓦解如何とも為へからざるにいたる、希くは幕府の申所に任せ

て姑く天下の時勢を御覽せんことを、かならず年を経ずして戎虜を掃絶し神州之正氣を回復せんと、是以朕不得止枉て其請にまかせて、以て天下の時勢を見る、其後(庚申)甲申年三月三日、水府浪士井伊掃部頭を刺す事あり、其所為は乱暴に似たれ共、其所懷中之状書を見て其意を察するに、深く外夷の跋扈を憤怒し、幕府之失職を死を以て諫むるにあり、是朕か嘗てより所憂、又其後年墨使を刺し、亦東禅寺之件に皆其意斯に基けり、其余外夷の(ママ)なる対州之事、二ヶ国相増事、兵庫より陸行江府にいたる事、海岸測量、殿山を貸与之事等、朕一々幕府に其然らざる事を責れとも、幕吏奏曰、是皆一時之權宜にして浪華開商延期之術束(策)なりと、又奏請曰、外夷を弘珍するに天下一心戮力に非すんハ為し難し、故に和宮を以て將軍に尚して以て公武一和を天下に表し、而後戎虜勦絶に可及也、不然は公武之間を隔絶せんとするの奸賊有て外夷拒絶におよひ難しと、朕念ふに、先帝遺腹之妹を以て百有余里之外に嫁して、其古来未曾有之武臣に尚せんこと、朕か意実忍ひざる所也、然るに幕吏切に内外

之事情を陳述し、朕か憐を乞てやまず、朕も意に不忍といえとも祖宗の天下には易へかたし、意を決して其請を許し、十年を不出必然外夷攘除之事を命し、且海内大小に朕か意を伝示し、武備充実せしめんとす、幕吏連署奏状し、皆朕か命を聴んと、故に去冬和宮入城之事におよへり、然るに今春に至り幕吏安藤対馬守浪士の為に刺る、是等皆井伊を刺せし者と同意之者にして、皆此輩は死を視ること帰るかごとく、実に勇豪之士也、嗚呼、此輩をして少しく其憤鬱する処を伸へしめて諭すに、丁寧誠実之言を以てし、暫く其勇氣を儲えしめ、他日非常之變にもちひ、其先魁たらしめハ、堅きを衝き鋭を挫するに於て、何の難き事かあらんや、誠に惜むへき士なり、幕府意を斯に不着、日夜尚其余党を探るなるへし、是徒に怨を天下に構えて事に於て益なく、其本に返らして徒に威力を以て制せんとせば、是を捕れ、又斯に生し、天下の變止む時なく、終に大變を激生するにいたらん、是朕か深く憂慮する所也、聞く、翌十六日將軍拜廟之事あり、有司前日之變を以て拜廟之事を延引せんと謂へり、

然るに拝廟之事を変せず是を行えりと、朕其寛量を愛し、  
因而思ふ、庚申三月以来九門外に守兵をおき、亦関白邸  
亭ニも兵士をおき、或は朝参に密に武士を具して非常に  
備ふと、是等朕深く慙憂する所也、因て又おもふに、往  
年三社に奉幣せし以来、神州之汚穢を払掃せん事を朝夕  
禱請して、又法楽し亦今猶之を行ふに、庶幾くハ、以て  
前之志願を全ふして之を終んと、去年之を改め天下と与  
に更始す、公主既に尚し、公武実に一和す、此時に及ん  
て、既往はとかめさるの教に由りて天下に大赦し、三大  
臣の幽閉を赦し、列藩臣の禁錮を赦し、有志之士之連座  
せる者を赦さん事を速告、幕府以て此挙を行はしめよ、  
是朕か所深欲也、而後天下心を合せ力を一にし、十年内  
を限り武備充実せしめ、断然として夷虜に論ずるに利害を  
以てし、一切に之を謝絶し、若不聴は速に恢復せんに難  
き事有んや、若然らずして徒に因循姑息、旧套に従て不  
改、海内疲弊之極、卒には戎虜の術中に陥り、坐ながら  
膝を犬羊に屈し、殷鑒不遠、印度の覆轍を踏ハ、朕実に  
何を以てか先皇在天之神靈に謝せんや、若幕府十年内を

かきり朕か命に従ひ膺懲之師を作さすんハ、朕実に断然  
として神武・神功之遺蹟に則とり、公卿・百官と天下の  
牧伯をひきひて親征せん、卿等其斯意を体して朕に報せ  
んことを計れ、

右脱誤等茂御座候得共、其低写取差上申候、以上、

成  
六月十八日  
南部弥八郎

◇第九号 戊七月五日報告〔維新前後諸書付5〕

〔付箋〕「第百八十二号」

一 先達而 京撰江浪人群集之節、肥後之諸士大勢

京都江可罷登相企、御家老はしめ重立候御役々、実否

得と探索ニおよはす軽忽之取計有之、国境迄馳出候を、

越中守様御旅中より御差留ニ而引戻相成、取計不行届

廉ニ而御家老一統其外差扣逼塞被仰付候、

一 御同所様より先年喜連川様江御養子ニ被為成御戻り相

成候御方様、長岡澄之助様と申候哉と奉存候、当時御  
国元ニ御住居有之、四五月頃彼地御発足ニ而白金御屋  
敷江御着有之筈之処、暫御見合、八九月頃御出府ニ相  
成可申哉之由、尤是迄白金御屋敷御住居之御隠居鳳台  
院様故兵部大輔様御後室御儀、当秋御国許江御越ニ付、  
表向は右之御迎と申名目ニ而御立、其節之機会ニ而御  
上京 公武之御一和筋

此御方様・松平大膳大夫様御引統御所置可有御座と、  
兼々被仰合候御趣意有之候処、最早御手後相成、凡相  
濟候ニ付、前書之通御発途御見合相成候、右等之事情  
茂御座候故、当春 京撰之風聞承伝へ、御家老はしめ  
後れ間敷と申見込ニ而取計候趣御座候、

一 右ニ携り候者此程出府ニ而、長州様御取扱振随分御尤  
ニは候得とも、右様之筋ニ而は中々  
公義ニ而急に御改革有之間敷候処、畢竟

此御方様ニ而御猛烈之御所置被為在候故、  
公武共諸事速に相運ひ候哉ニ奉存候旨相話候由、  
右は肥後御家中富田兼輔と申者より承申候、

一 高輪定府渋谷江被召移候ニ付、外々ニ而種々雑説申触  
候故、肥後御留守居方より当御屋敷御出入町人江密々  
尋越候由、

一 長崎ニ而英吉利・和蘭の「コンシュル」集会之節、  
本朝政府ニ而兎角外国を御拒ミの様ニ有之、貿易之筋  
等茂更に御発見無之、方今之如くニ候得は、却而外国  
に利を奪はれ、終に内乱を生し可申欵杯と種々評判い  
たし、此後の形勢戯に入札可致逆、各所存之趣手裏ニ  
而相認開き見候処、いづれも同案ニ而、自然遠からず  
して 日本の大権を取らんものは必ず薩摩にあるへく、  
若左なくハ肥前ならんと而相互に一笑仕候由、此儀は  
外国奉行方ニ而極密之事ニ候段承申候、  
一 七月三日 勅使大原様講武所御見置有之、引つゝき海  
軍所・湯島学問所等同断有之候筈之由、

右之通承得申候間、此段申上候、以上、  
戊七月五日 南部弥八郎

◇第一〇号 戊七月廿一日報告〔維新前後諸書付6〕

〔付箋〕「第二百四十六号」

一 七月十九日頃、英仏之「ミニストル」神名川より江戸宿寺江来着、于今逗留仕候、右は御老中方江何欵申上候事有之趣ニ而出府仕候由、

但先日横浜ニ而「フランス」の船卒大酔之上、市中狼藉致し候ニ付、御固堀田鴻之丞様之廻り方之者召捕、御奉行所江差出候ニ付、以来輕輩を市中狼りに徘徊為致間敷旨ニ而、先方江引渡相成候ニ付、右ニ何とか言葉を付申立候欵、亦は兵庫・新潟延期之御談ニ付而之事乎と申噂に御座候、

一 外国御奉行水野筑後守殿箱館御奉行江転役、彼地に居住被仰付候、尤過日外国御奉行より御側衆江転勤之御人御座候節、同役江一応之御沙汰無之逆敵敷被申立、右等ニ而程能左遷と申姿ニ御座候哉と風説仕候、  
一二港延期之儀ニ付、英仏江往復之書翰和解、不残一橋

様被成御覽度由ニ而、外国方より差出相成候由、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

戊  
七月廿一日 南部弥八郎

◇第一一号 戊七月廿五日報告〔維新前後諸書付7〕

一 昨廿三日、英国の「ミニストル」代某事<sup>本「ミニストル」は名代相勤候者之由</sup>、板倉様ニ而応接有之候ニ付、通弁罷出候通詞立石得十郎江子細相尋候処、横浜江当地より之雑説相伝、列国之諸侯 勅命を奉し戎虜を追討する之議有之、政府におゐても横浜異人放逐有之杯種々風聞之趣承之、恐怖之余り苦情申立候筋ニ有之、応接之次第は、本国政府ニ而は聊信義ニそむき条約ニ違ひ候儀は毛頭無之、或は交易之利をとぎ、唯品々申立候のミニ有之、板倉様御返答は、此方ニ而右様之事更に無之、風聞等茂無之候ニ付、案心致し候様と之儀被仰達

候由御座候、仏之「ミニストル」は明後七日応接之積、  
是以同様之事ニ可有之由承申候、  
一大橋順藏儀、御主人家江御預有之候処、去ル十一日頃  
病死仕候由、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

戊七月廿五日

南部弥八郎

◇第一二号 戊七月廿八日報告〔風説書〕

〔表紙〕

# 風説書

戊七月中

南部弥八郎

一 戊七月中風説書

一三日、勅使大原左衛門督様（講）構武所ニ而武術御見置、

尚引統昌平坂学校并海軍所等も御見置有之候由、

一六日、一橋刑部御様御儀、再一橋家御相統御賄料拾万

石被進厚 叡慮之御旨被為在、 御後見被

仰出候、

一九日、松平春嶽様御同様依

叡慮御政務総裁職被 仰出候、

一 村垣淡路守殿箱館奉行兼務御免、外国奉行一篇ニ被

仰付、箱館奉行は以来彼地居住ニ被仰付候、尤長崎・

浦賀等も以来同様ニ可相成由風聞仕候、

一 外国奉行水野筑後守殿箱館奉行江御役替、彼地居住ニ

被仰付、尚「カラフト」辺開拓之儀御沙汰有之、右は

此間同役より御側衆江御役替御座候節、前廉一応之御

沙汰も無之ニ付、殊之外被及議論候事有之、夫ニ付程

能左遷と申形御座候由、御当人内々不平ニ而当時病氣

引込、多分此候ニ而退役被相願候積由と申事ニ御座候、

一 御船手缺役ニ付、向井将監殿はしめ海軍付属ニ被仰付

候、

一 大原左衛門督様壯年之時分昌平学問所塾生ニ被成居、



御家人之厄害体ニ有之候由、学問所ニ而風聞有之候、

一 土州容堂様御儀、從來松平春嶽様とは莫逆之御間に御座候処、当月初旬頃春嶽様より御手元之御使者度々相越、其度毎ニ御人払ニ而御談有之、且奥向より女使相越、是又閑室ニ而御物語御座候得共、何様之女中參候哉、其筋女中も一兩人之外出会不致不相分候由、土州様御藩中之書生より内密承申候、

一 橋様、兵庫・新潟御開港延期之儀、英仏往復書翰之和解被成御覽度由ニ而、外国方より差出相成候、

一 十九日、英國之「ミニストル」代某<sup>本「ミニストル」</sup>「<sup>付留守中名代相動候者ニ而、職は「コ</sup>「<sup>ンシユル」</sup>「<sup>ゼネラル」</sup>」に御座候、東禪寺江着、翌日「フランス」の「ミニストル」<sup>但兩人共此内横浜江、參居候者ニ御座候</sup>濟海寺江參着、外国掛御老中

江御逢ニ而申立候事有之段申出候、<sup>但兩人共此内横浜江、參居候者ニ御座候</sup>右より前、横浜ニ而「フランス」の船卒酒狂ニ而市中乱妨仕候付、同所御固堀田鴻之丞様廻り方之者召捕、奉行所江差出、奉行所より仏之官人江輕輩を猥りに徘徊為致申間敷旨申達、引渡申候由ニ御座候、

一 十九日、国益会所御取潰し、右場所は御作事奉行江引

渡之儀、板倉周防守様御差図ニ而被仰渡候、右懸之内御勘定中村某并菊名仙之丞等元役江帰り、右目論見之張本人天野三左衛門<sup>元間部様御家来ニ而、御暇相成久々浪人、本文企之前輕御家人養子ニ相成候者</sup>其外醜声相聞候者は小普請入欵、又ハ御暇欵と申事ニ御座候、

一 廿三日、板倉周防守様江「イギリス」の官人參上応接有之候処、申出之趣は、私本国政府ニおゐては信義に背条約を犯し申候儀は更に無之、且貿易御座候而は運上相納候、都而貴国政府之御益不少御国産積出候逆も、代りには外国之産物輸入致候故、敢而御国之ため損失之訳ニは無之抔と、何欵諄々申立候ニ付、能々熟察応接之上、列国之侯伯合從し、

勅命を以戎虜を討伐し、或は政府ニおゐても、右之訳ゆへ外人放逐横浜を焼払候等之風説相伝、恐懼之余苦情申立候趣ニ相聞、承接之役々一笑之事ニ而、政府ニおゐて更に不心得儀、殊ニ右様之風聞等茂更ニ不承候間、安心可致申論相成候、廿七日、仏之応接同様之趣意ニ御座候哉と、其節通弁罷出候、通詞立石得十郎よ

り承申候、

一当年正月被召捕御吟味相成候大橋順藏儀、先達而改而御主家江御預ケ相成候処、去ル十一日頃病死致し候由、同藩之者物語申候、同類之儀はいまた其低御預ケ等ニ相成居候由、

一先日御側衆被仰付候大久保越中守殿は、先年より清廉剛直之聞有之、松平春嶽様別而御信用ニ而、此段御老中可被仰出候御人に右越中守殿江超え候御方可有之共不思召候付、御手当儀三万俵ニ而御老中被仰付度、尤永代之大名ニ被成候儀ニは無之、人材ニ寄り一代御引揚被成度思召之由風聞有之候、

一先達而中支那海岸之地方ニ而「コレラ」病流行致し、既に貿易御試として被差遣候、

公義御船乗組之内二人死失いたし候由御座候、右流行之儀ニ付異国官吏より申上候趣有之、支那江立寄候船々はみたりに入港いたし申間敷旨、横浜・長崎・箱館之三港江被仰渡候、去ながら小田原辺ニ而は余程伝染致し、当地ニ而も此彼所々に伝染致し候者有之候、

一松平土佐守様御参勤として当月下旬御着府に相成筈ニ御座候処、差掛御用向有之、

京師御立寄相成候付、来月五日頃御着ニ可相成御日賦御座候段、土州之士より承申候、

但 公武御一和御政務改正等之儀ニ付、若哉

京師より御内沙汰ニ而も御座候故、御上京ニ茂相成候欵と密に申者も御座候、

一加州様ニ而先例之由ヲ以 御上洛供奉之御願有之、夫ゆえ先般右御用ニ付軍船手当有之候様被仰渡候様子御座候、

一仙台様ニ而も同断御供奉之先例頻に取しらへ御座候由承申候、

一丹羽左京大夫様ニは同断御先番之先例ニ而、御手当取調御座候由承申候、

一仙台片倉小十郎、外ニ一人上京仕候由、右は此御方様ニ而御建白之儀ニ付御用向有之、急々多人数ニ而罷登候哉之旨、蕃書調所精鍊方出役宇都宮鑛之進物語之趣伝承申候、

一御同所様江 上洛之儀ニ付御老中より御尋之儀有之、

御家老但木志摩先達而出府、最早御用済寄来月出立、

御国江着之上陸奥守様御国御発途之日限相決し可申、

多分来年二月御参府欵と申事ニ御座候、

一同断御家老遠藤文七郎出府、近々

京都江出立、供廻り帯刀以上七拾人ニ御座候由、是亦

公武御取扱之儀ニ付、土州様御同様之儀共ニは有之間

敷哉と風聞仕候、

右之通外国新聞・世上風説之趣御座候、此段申上候、

以上、

戊七月廿八日

南部弥八郎

◇第一三三号 戊七月廿八日報告〔維新前後諸書付8〕

(付箋)「第二百四十五号」

処、俄に御用向有之御上京相成候付、来月五日頃御着之日積御座候段、土藩之士より承申候、

但 公武御一和御政事改革等之儀ニ付而之事欵と申

者御座候、

一先達而中支那海岸之地方ニ而「コレラ」病流行致し、

既ニ貿易為御試 公義より被差遣候御船乗組之者之内

二人死失致し候由相聞得、就而は異国官吏より申上候

趣有之、支那江寄り来候船はみたりに入港致間敷旨、

横浜・長崎・箱館江被仰渡候、去ながら小田原辺ニは

余程流行、当地ニ而も此彼所々ニ相煩候者有之候、

一加州様ニ而先例を以 御上洛供奉之御願有之、夫ニ付

此間軍船手当之儀被仰渡候由、

一仙台様ニ而も同断御供奉之先例取調有之候、

一丹羽左京大夫様ニは同断ニ付御先番之先例ニ而、御内

意御達御座候哉ニ而、御手当取調候由、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

戊七月廿八日

南部弥八郎

一松平土佐守様御参勤として、当月中御着府之筈御座候

◇第一四号 戊八月朔日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

戊七月中

附録

南部弥八郎

一 仙台片倉小十郎多人數召連上京之風聞、尚亦承合候処、

全く虚説之趣ニ相聞得、此度 近衛様関白御拜任為御

祝儀御家老遠藤文七郎近々上京仕候付、右様之説申触

候ニ而可有之旨、仙台御中屋敷ニ罷在候書生玉虫某・

多田某と申者より承申候、尤帯刀以上七拾人召連候由

ニ付、内密之筋は難計儀と奉存候、

一 松平大膳大夫様 京都御着ニ付、長門守様ニは伏見迄

御引取御滞在相成由承申候、

一 土州ニ而重役を切害致し候者、長州御屋敷江駈込、受

取之儀、土州様より一ト先穩成御懸合相成候処、其以

前御留守居より懸合致し候節、留守ニ而不致出会、内々

何方江欵為立退候事ゆえ、御返答甚御困りニ御座候由、

一 諸国人員表惣国高取調之写御見合ニ茂可相成哉と、左

ニ相記申候、

右之通一昨廿八日申上候後承得申候間、此段申上候、

以上、

八月朔日

二

并 日本人口表五年程已前之取しらへと相見申候、

惣国高天保五年之取調御座候、

一人數四拾四万五千四百三拾式人

山城国

内 式拾式万六千式百拾四人 男

高式拾三万百三拾卷  
石余

式拾卷万九千式百拾八人 女

一人數三拾三万八千五百七拾卷人

大和国

内 拾七万千七百七拾七人 男

高五拾万三千三百六拾  
卷石余

拾六万六千七百九拾四人 女

一人數貳拾壹万五千五百五拾九人

内

拾万五千七百六拾壹人 男

河内国  
高貳拾九万三千七百八拾六石余

拾万五千七百九拾八人 女

一人數拾八万九千七百八拾六人

内

九万五千五百貳拾貳人 男

和泉国  
高拾七万貳千八百四拾七石余

九万四千貳百六拾四人 女

一人數七拾四万九千九百五拾三人

撰津国

三拾八万六千七百七拾人 男

高四拾壹万七千三百九拾九石余

三拾六万三千七百八拾貳人女

一人數八万八千六百拾六人

伊賀国

四万五千三拾人 男

高拾壹万九拾六石余

四万三千五百八拾六人 女

一人數四拾八万三拾貳人

伊勢国

貳拾四万五百九拾九人 男

高七拾壹万六千四百五拾壹石余

貳拾三万九千四百三拾三人女

一人數三万九千貳百拾人

内

壹万九千七拾四人 男

志摩国  
高貳万四千四百七拾石余

貳万百三拾六人 女

一人數六拾貳万貳千五百三拾九人

内

三拾壹万五千八百七拾七人 男

尾張国  
高五拾四万五千八百七拾五石余

三拾万七千三百五拾貳人 女

一人數四拾貳万四千四百三拾貳人

内

貳拾九万九千四百三拾五人 男

三河国  
高四拾六万六千八拾石余

貳拾壹万九千九拾七人 女

一人數三拾五万九百六拾七人

内

拾七万七千八百七拾九人 男

遠江国  
高三拾六万九千五百五拾貳石余

拾七万三千九拾七人 女

一人數貳拾七万四千七百五人

内

拾四万七百三拾五人 男

駿河国  
高貳拾五万五百三拾八石余

拾三万三千九百七拾人 女

一人數拾壹万五百貳拾三人

内

五万六千四百五拾人 男

伊豆国  
高八万四千七百七拾壹石余

五万四千七拾三人 女

一人數三拾万百五拾貳人

内

拾五万四百四拾五人 男

甲斐国  
高三拾壹万貳千五百五拾九石余

拾四万九千七百三人 女

一人數貳拾八万五千九拾六人

内

拾四万八千九拾九人 男

相模国  
高貳拾八万六千七百  
拾九石余

拾三万六千九百九拾七人 女

一人數百七拾貳万三千三百五拾九人

内

九拾万三千百六拾七人 男

武藏国  
高百貳拾八万四千四百  
三拾壹石余

八拾壹万八千九拾貳人 女

一人數拾三万九拾四百四拾貳人

内

七万六百拾貳人 男

安房国  
高九万五千七百三拾  
六石余

六万八千八百三拾人 女

一人數三拾五万八千七百拾四人

内

拾八万貳千七百三拾五人 男

上総国  
高四拾貳万五千八拾  
石余

拾七万五千九百七拾貳人 女

一人數四拾九万九千五百七人

内

貳拾五万六千六拾八人 男

下総国  
高六拾八万六千六拾貳  
石余

貳拾四万三千四百三拾九人 女

一人數四拾九万九千七百六拾壹人

内

貳拾五万八千三百五拾八人 男

常陸国  
高百万五千七百七石  
余

貳拾四万四千四百三人 女

一人數五拾貳万七千四百拾貳人

内

貳拾六万五千七百貳人 男

近江国  
高八拾五万三千九拾  
五石余

貳拾六万七千七百拾人 女

一人數五拾七万八百七人

内

貳拾九万貳千四百八拾九人 男

美濃国  
高六拾九万九千七百  
六拾四石余

貳拾七万九千三百拾八人 女

一人數八万貳千九百六拾七人

内

四万貳千九百九拾貳人 男

飛驒国  
高五万六千六百貳石  
余

三万九千九百七拾五人 女

一人數四拾貳万六千七拾壹人

内

貳拾貳万四千四百拾七人 男

上野国  
高六拾三万七千三百  
三拾壹石余

貳拾万四千六百五拾六人 女

一人數七拾七万五千三百拾三人

内

三拾九万四千六拾六人 男

信濃国  
高七拾六万七千七百  
八拾八石余

三拾八万二千貳百四拾七人 女

一人數三拾六万七千六百五拾四人

内

拾九万百拾人 男

下野国  
高七拾六万九千九百  
五石余

拾七万七千五百四拾四人 女

一人数百五拾万六千九拾三人

陸奥国

七拾七万八千八百六拾七人男  
高貳百八拾七万四千  
貳百三拾九石余

七拾貳万七千三百貳拾六人女

一人数六万四千三百四拾六人

松前蝦夷

三万三千貳百六拾壹人 男

高無之

三万千八拾五人 女

一人数八拾三万貳千六百四拾九人

出羽国

四拾三万三千二百貳拾七人男  
高百貳拾九万五千三  
百貳拾三石余

三拾九万九千四百貳拾叁人女

一人数八万三千九百五拾六人

若狭国

四万貳千四百九拾七人 男  
高九万七千八拾八石余

四万四千四百五拾九人 女

一人数三拾貳万八千貳百拾七人

越前国

拾六万七千八百四拾八人 男  
高六拾八万九千三百  
四石余

拾六万三百六拾九人 女

一人数貳拾貳万三千三百三拾八人

加賀国

拾壹万三千七百七拾六人 男  
高四拾八万三千六百  
六拾五石余

拾万九千五百六拾叁人 女

一人数拾七万九千四百三拾壹人

能登国

八万九千百拾人 男  
高貳拾七万五千三百  
六拾九石余

九万三百貳拾壹人 女

一人数三拾八万三千五百八拾三人

越中国

拾九万五千四百七拾六人 男  
高八拾万八千八拾八石余

拾八万八千百七人 女

一人数百九万九千九百八拾人

越後国

五拾五万七千七百壹人 男  
高百拾四万貳千五百  
五拾五石余

五拾四万貳千貳百七拾九人女

一人数拾万貳千七百壹人

佐渡国

五万七千七百七拾八人 男  
高三万貳千五百六  
十五石余

五万九百貳拾三人 女

一人数貳拾七万六千六百拾七人

丹波国

拾四万五千五百貳拾四人 男  
高三拾貳万四千三百  
拾六石余

拾三万四千五百九拾三人 女

一人数拾四万九千六拾三人

丹後国

七万五千八百八拾三人 男  
高拾四万七千六百拾  
四石

七万三千八百八拾人

女

壹万貳千八百五拾人

女

一人數拾六万貳千貳百四拾貳人

但馬国

一人數五拾八万七千七百拾三人

播摩国

八万三千五百拾九人

男

三拾万七千七百貳拾三人

高六拾五万九千九百六拾四石余

七万九千八百八拾四人

女

貳拾七万九千九百九拾九人

女

一人數拾貳万八百七拾九人

因幡国

一人數拾五万六千九百九拾六人

美作国

六万貳千三百五拾三人

男

高拾七万七千八百四拾四石余

八万三千拾人

男

高貳拾六万貳千九拾九石余

五万八千五百貳拾六人

女

七百三千八百八拾六人

女

一人數拾六万八千三百拾人

伯耆国

一人數三拾万四千貳百貳拾九人

備前国

八万六千七百九拾三人

男

高貳拾壹万七千九百九拾石

拾六万貳千六百九拾七人

男

高四拾壹万六千五百八拾壹石余

八万五千五百拾七人

女

拾四万五千五百三拾貳人

女

一人數三拾万貳千八百三拾七人

出雲国

一人數三拾三万五千四百九拾四人

備中国

拾五万七千七百五拾六人

男

高三拾万貳千六百貳拾七石余

拾七万六千七百八拾三人

男

高三拾六万三千九百九拾五石余

拾四万五千六百八拾壹人

女

拾五万八千七百七拾壹人

女

一人數貳拾貳万五千六百五拾七人

石見国

一人數三拾四万四千九百九拾九人

備後国

拾壹万六千三百貳人

男

高拾七万貳千貳百九拾石余

拾七万七千四百壹人

男

高三拾壹万貳千五百拾四石余

拾万九千三百五拾五人

女

拾六万七千五百拾八人

女

一人數貳万七千七百七拾貳人

隠岐国

一人數五拾貳万七千八百四拾九人

安芸国

壹万貳千九百貳拾貳人

男

高壹万貳千五百五拾九石余

貳拾七万三千六百六拾五人

男

高三拾壹万六千四百拾八石余



式拾五万四千百八拾四人 女

一人數四拾壹万三千六百

(A.A.)

周防国

式拾壹万四千貳百拾五人 男

高四拾八万九千四百  
貳拾八石余

拾九万九千四百拾五人 女

一人數貳拾五万七千七百七拾九人

長門国

拾三万貳千三百四拾七人 男

高四拾万四千八百五  
拾三石余

拾一万九千四百三拾貳人 女

一人數四拾八万九千三拾六人

紀伊国

貳拾五万貳拾九人 男

高四拾四万八百五拾  
八石余

貳拾三万九千七人 女

一人數拾壹万九千百四拾七人

淡路国

六万貳千七拾五人 男

高九万七千六百六拾四  
石余

五万七千七拾貳人 女

一人數四拾三万五千五拾人

阿波国

貳拾貳万五百四拾四人 男

高貳拾六万八千八百  
九拾四石

貳拾壹万五百六人 女

一人數四拾壹万九千九百六拾九人

讃岐国

貳拾壹万八千九百十三人 男

高貳拾九万三千三百貳  
拾石

式拾万五千五拾六人 女

一人數五拾八万五百八拾九人

伊予国

三拾万貳千五百九拾七人 男

高四拾六万九百九拾  
七石余

貳拾七万七千九百九拾貳人 女

一人數四拾五万八千八百七拾壹人

土佐国

貳拾四万三千九百拾九人 男

高三拾三万貳拾六石  
余

貳拾万七千九百五拾貳人 女

一人數三拾三万九千四百三拾四人

筑後国

拾七万五千八百九十貳人 男

高六拾五万七千七百八  
拾貳石余

拾六万三千五百三拾八人 女

一人數貳拾九万五千六百七拾八人

筑後国

拾六万九千三百八十六人 男

高三拾七万五千五百  
八拾八石余

拾貳万六千貳百九拾貳人 女

一人數貳拾四万七百九拾八人

豊前国

拾貳万六千三百三拾八人 男

高三拾六万八千九百  
拾三石余

拾壹万四千四百六拾人 女

一人數四拾五万七千貳百貳拾九人

豊後国

貳拾三万五千五百七拾三人 男

高四拾壹万七千五百  
拾四石余

式拾貳万千六百五拾六人 女

一人數六拾九万貳千三百三拾四人 内

三拾五万六千八百拾壹人 男

三拾三万五千五百貳拾三人 女

一人數七拾四万千六百七拾七人 内

三拾七万八千五百拾四人 男

三拾六万三千百六拾三人 女

一人數貳拾四万九千九百五拾五人 内

拾三万貳千八百拾壹人 男

拾壹万七千四百拾四人 女

一人數九万七千貳百貳拾八人 内

五万九千九百貳拾三人 男

四万五千三百五人 女

一人數貳拾三万九千八百九拾壹人 内

拾貳万四千三百四人 余

一人數貳万七千貳百拾人 内

壹万四千四百三拾九人 男

壹万貳千七百七拾壹人 女

肥前国

高七拾万六千四百七拾石余

肥後国

高六拾壹万九千九百貳拾石余

日向国

高三拾四万百貳拾八石余

大隅国

高拾七万八百三拾三石余

薩摩国

高三拾壹万五千五拾石余

壹岐国

高三万貳千七百四拾貳石余

一人數壹万六千五百五拾三人 内

八千四百四拾六人 男

八千百七人 女

高無之

对馬国

諸国人数都合貳千五百九拾壹万八千四百拾貳人 内

千三百三拾五万九千三百八拾四人 男

千貳百五拾五万九千貳拾八人 女

惣国高合

三千四拾三万五千百七拾石余

右は 公義御勘定所おゐて取調之写之由ニ而、一覽

仕候間写取申候、

◇第一五号 戌八月朔日報告〔維新前後諸書付9〕

一 土州様此度御參勤之節、定式御供之外衛士三百人被召

連、尤同日ニ而は外見も有之候付、御通行之一日跡よ

り相越候由御座候、

一 仙台片倉小十郎上京之儀、尚亦虚実承合候処、全く風

説のミ之事と相聞得申候、遠藤文七郎近々出立之儀は、  
近衛様閑白御拜任為御祝儀上京之由御座候旨、仙台書  
生多田某外ニ老人より承申候、

但供方士多人数召連候義は無相違相聞へ申候間、内  
密は何様之策略御座候哉茂難計奉存候、

一土州ニ而重役を切害致し候者三人、長州御屋敷江駄返  
候ニ付、御取戻之儀御懸合相成候処、右三人内々為立  
退候事故、長州ニ而御返答甚御困り被成候由、

一長州様 京都御着ニ付、御嫡子長門守様ニ而伏見迄御  
引取御滞在御座候由承申候、

右之通承得申候間、此段申上候、以上、  
戊 八月朔日 南部弥八郎

◇第一六号 戊八月廿八日報告〔風説書〕

〔表紙〕

## 風説書

戊閏八月中

一

阿州侯再度建白之写

先般存慮之次第書取申上候以来、去ル三月登

城被 仰付厚 上意をも蒙り、難有仕合ニ奉存候、随

而此度

勅使参向度々登 城有之趣、右

勅諭之御委細ニおゐては可奉存知筈茂無之候得共、端々

風評承り候に、全く

公辺内外之御処置筋ニ付深く被為惱

宸襟候御事有之、品々被

仰進候内、第一ニは

幕府之 御上洛、第二ニは海岸五ヶ国之大藩五大老之職を命し外夷防禦之儀御委任可被遊、第三ニは一橋殿を以御補佐とし松平春嶽を御大老となし、天下諸般之御政御改被遊度旨之 御趣意最御眼目ニ而、三策之内孰れたり共 御遵奉可被為在旨被 仰進候由承知仕候、右はいつれも重大之御事柄ニ而、不肖之私共猥に議論可仕訳ニ無之候へ共、 御上洛之儀ニ付而は先達而見込之程申上候儀も有之、御処置之当否ニ而ハ天下之乱根共相成候事ニ候間、度々奉瀆御聽候段は奉恐入候得共、尚亦不肖を不顧存慮之程申上候、第二策勅諭之御儀、豊臣家之制ニ倣ひ海岸枢要之五大国を撰ひ、五大老之職を命せられ、海岸之防禦・外夷攘斥之御処置御委任被遊機事専決為致候得は、其道相立可申と之趣ニ相聞候、誠ニ治平打つゝき諸事姑息因循して醜虜跋扈之○を顕し候ニ付、速ニ全国之御備相立候を思召候得ハ、是等之御事に被為趣候も御尤と奉存候、

乍然万一此儀御取行ニ候得は、外夷防禦之事は暫差置、海内之形勢輕重之權度を失ひ、或は尾大不掉して

皇国之乱兆程近きに可有之と奉存候、即豊臣家之二代にして滅亡いたし候も、畢竟秀吉卿卑賤より歴登り、天資英邁之氣ニまかせ、後來之利害をかえりみず、大小輕重を計らずして、猥に英雄豪傑を高官に任し大國に封せし所より、五大老之權勢互に相疑ひ候様罷成、終に関原之一戦をも醸し候事に御座候、

神祖其大弊を 御觀察被遊、列国之侯伯親疎相錯り大小強弱相制候様、深 神慮を被惱候御事ニ而六拾余州相維持し、二百有余年之今に至り天下太平之恩沢ニ浴し候事ニ御座候、外夷渡來之儀無之候得は、千百年ニいたり候共御制度御變革ニは及申間敷、然は当今外夷防禦之御事ニおひては深く憂へきものは五大老之有無ニは因り申間敷候、只治平年久敷、武備廢缺多く、旧來之鎖国ニ依而上下内外之事情ニ疎く、彼我之情勢を比較せず、離合強弱之実理を弁せず、此一行塗損にあらず、策士談客の巧弁、恐ながら

天聰を奉動候儀ニは無御座候哉と奉存候、誠ニ五大老  
之一事敗証既に如此ニ候上は、よしや

勅諭之御旨ニ御逆被遊候共、人君之職は天下の太平を  
たもち蒼生の撫育を可被 思召御儀ニ候得は、御勇  
断之上御当然之理被 仰立可然奉存候、既ニ第一策

御上洛之御儀は先達而申上候通之義ニも有之、五大老  
之一事又如是ニ候得は 御遵奉不被為在候而、難被為  
叶は第三策ニ而可有之哉と奉存候、且此一事はたとへ  
勅命之御事なく共、当今のことく 御威光凌遅し、藩  
封之諸侯尊

王攘夷之説を主張仕候は多く、  
主上ニは 叡慮を被為惱候程ニ候得は、御国勢御挽  
回御諸政御变革之御事ニ於て善良之御補佐不被為在、  
小人は口舌人心を動し舎を道傍に築き三年不成なと古  
語ニも申かことく、御処置苟安にのミ流れ候様有之候  
而は、如何様

御英明にましますといえとも、上は  
宸襟を安し奉られ、下は列藩之不平を鎮圧して、御

中興之御大切を奏せられ候御事は難かるへくと奉存候、48

就而は春嶽事ハ既ニ御政事向 御相談も被遊、一橋殿  
ニも登 城被 仰付候位之御場合ニ候得は、右之兩人

勅命通諸事御委任被遊候得は可然と奉存候、尤  
公方様ニ茂御年齢追々御長し被遊、最早田安殿

御後見茂 御免被 仰出候御事ニ候得は、御政事向  
御自分御決断可被為在は御当然之御事ニ候得共、舜有  
臣五人而天下治、或は武王有乱臣十人なと古書ニも見  
え、既ニ

天朝に於ても旧来左右之大臣を置せられ候御事ニ而、  
天下之万機御補佐あらずして治り候ためしも不承及、  
樽俎之間に折衝すなと申候も即是等之事ニ而、別而内  
外之患於輻湊之時、廟堂之上其人無之候而は、人心禦  
侮之御事ニおゐても又大なる御憂と奉存候、されハ一  
橋殿・春嶽とも一度御咎被

仰付候義ニは候得共、此度 御不興之筋皆悉く  
御有免被為在候上は、何分ニ茂

勅命に従せられ候方可然、右之兩人御補佐之任を蒙り

天下諸般之御政御改正と申事ニ相成候得は、乍恐

公方様 御英明之御聞、兼而天下ニ轟き、御弱齡にして 御憂慮之程も人心ニ通徹仕居候事故、凡大小侯伯

いづれも 此君に従ひ奉り 此君を輔けまいらせ、

御国勢を寛永之御はしめに挽回し可申大機會と存込、  
歎欣拵舞不仕者は有之間敷と奉存候、然る時はたとへ

御上洛之御時日御差延被 仰進、五大老之御事御断被

仰上候共、恐ながら  
主上ニは亦不世出之 御英明ニ而、專 関東

御依頼 御国威御勃興被遊度旨之

叡慮之趣ニ茂奉伺候得は、必

勅許可被為在と奉存候、若亦 御上洛之儀は既ニ被

仰出、一橋殿・春嶽事は折々登 城茂被 仰付候事ニ

候へは、御補佐被 仰付候共同様之義に有之、只五大

老之御一事のミは御断被 仰上可然など、有名無実之

御事ニも相成候得は、

勅使遙々参向之儀茂画餅ニ等しく、薩州・長州之両家  
も其忸ニハ黙止し申間敷候、然は諸国之浪士益蜂起し

て

幕府諸有司之罪名を鳴らし、刺客都下ニ縦横之患有之  
のミにあらず、天下の大事は是より其端をひらき海内  
瓦解之勢ニ成行可申候、此時ニ及んで臍を噬ミ天下の  
治安を望見候とも、再ひ其期は有之間敷候、返々も桜  
田・東禅寺・坂下等之狼藉、其外諸国之浪士不期して  
志を同し、薩州・長州を始め諸藩之憤発

勅使参向等、人心之憂慮は一朝一夕之事ニあらず、容  
易ならざる世上の事態ニ候を能 御賢察被為在度、此

度

勅命之御次第難調事は幾重も御断被 仰進、御尤之御  
筋ニ於ては 御実心 御遵奉被為在候得は、列藩之憂

悶もおのつから解け、諸国之浪士も干城之武夫となり、

公武益御合体 御国勢御更張之御基を開かせらるへき

も亦此時と奉存候間、何分ニ茂 御熟考被為在度奉存

候、将又外夷御取扱之儀、通商和親は真之

勅許ニ無之、幕府一時之權道ニ而諸有司姑息之説を  
遂候事ニ候間、前々のごとく長崎之一港、或ハ箱館と

もに兩港之交易をゆるし、余は御禁絶可然たと申鳴候  
向茂有之候得共、既に画一の約悉く定り、一度如此御  
取繕相成候儀を今更御断と申事ニ相成候得は、全く  
皇国一定之御政法無之ニも似可申、且彼も海外各国に  
交をむすひ、曲直之二字を以て談判之根拠といたし候  
事故、いかに攘夷之説を主張仕候共、無名之御打払は  
却而  
皇威を墜し、亦 皇恩之普からさるにも渡り可申と奉  
存候得は、是迄御開きニ相成候諸港之儀は先其低ニ御  
指置相成、先達而も申上候ミニストル館之儀をはしめ、  
以来御ひらきに可相成諸港は固く御断被 仰出、且癸  
丑・甲寅已来内外之御処置ニおゐては或は姑息因循し、  
あるひは一身の利名を謀て後來の大害をかへりみす国  
家を此極ニ誤候者坏、大小諸有司之向高下をわかつたす  
能其情実を察し、事迹を極め刑賞の典を正明させられ  
候へハ、 御威令おのつから外夷之針砭となり、  
皇国之 御信義亦海外になら本ノマかにして、兵端をひらき  
戦を合する事あらすとも、御処置之道相立可申と奉存

候、然時は

御国力御充実御武備相立候迄彼等都貢之輩ニ等しく全  
御杜絶不被為在候共、於 御国体御崇卑有之間數奉存  
候、曾而内外之地図を按し、且地理誌の類を閲し候に  
も、

皇国之如く尚武之国柄も少く、亦三千年來一姓之

皇統連綿之比類も実に無之候得共、彼も又帝を称し王  
を唱へ、頗る強大之国多く候得は、彼をしらす己をは  
からす一概之説にのミ歸し候時は、 御国威を墜すに  
いたり、終には二千年來連綿之

皇統不測之 御災厄に懸せらるへき程之御大害引出し  
可申茂難計候間、何分ニも能実理を御講明あらせられ、  
諸事御信義を失せられず、益

御国威御振興可被為在之御事ハ無遅滞

御英断被遊度奉存候、是等之儀は悉く忌諱ニふれ実ニ  
難申上次第柄ニも候得共、 御一門之端ニ茂列し罷在、  
非常之機会ニ臨ミ黙止罷在候も不本意と奉存候間、微  
衷不包奉申上候、越俎之罪責は幾重ニも御仁恕可被下

候、以上、

松平阿波守

二

四五月頃同侯初度建白之大意

内外之御政事・外夷之御処置等ニ付、

叡慮御不満ニ被為 在、且諸国之浪土上方ニ馳集り、

終に島津和泉江及要訴候杯、誠ニ不容易御時勢ニ付、

尾州・紀州・水戸・前尾州等田安御同様御相談有之、

松平春嶽御委任之儀も御的当、松平閑窓は賢明之聞有

之、時事練達ニ付、隠居ニは候へ共閑東江被為召御参

謀可然、藤堂和泉守・伊達春山老練之者ニ而国政も行

届候様ニ付、折々登 城御尋可然欵、加賀・薩摩・仙

台は巨大之雄藩ニ而東西北に鼎峙し、全国之休戚に係

り候国柄ゆえ、別而御優待被為在可然、其他五畿七道

之大小名、長州・肥後・筑前・安芸・備前・因州・土

佐・有馬・米沢・柳川等はしめ、いづれも時事憂慮不

致者有之間敷候間、得失利害御尋、其余御旗本・倍臣

といえとも有志之者所存御尋可然筋は御取用被為在度、

水戸故中納言殿・松平故薩摩守は不凡之才識有之候人

故、在世中建白之儀も候へは御斟酌有之候様等之趣、

或は 上洛三千日程も御猶予御願可然、其外海岸備予

御殿山ミニストル館本所深川辺江移し、左なくハ押へ

の為堅固なる堡塞御設置有之度等、件々長文ゆえに略

して要を摘む、

三

西航使節隨行某氏より來書之写

一 当正月十五日之奇事御報告、駭然之至御座候、此一条

四月中旬電信有之、果して信ニ有之候、

一 英国偉觀第一は「エキセベーション」展覽にて、天下

の奇跡精巧爰に競ひ、実ニ偉觀ニ御座候、

一 蒸気炮之事、英国ニ而は更に不承、方今英国新發明之

「アルムストロング」人炮を専用し、工作場に於て日々

一 万人余之巧人をやとい、造作甚盛に有之、此炮は後

込筋入なり、未海船ニは備り不申候得共、全備候ハ、

英国之兵威一倍ニ可有之候、

一 当時米国戦争ニ用ひ候「ステームバッテリー」



蒸氣一般ニ相成候ニ付、軍艦鉄製ニ無之候而は敵抗し  
台場一般ニ相成候ニ付、軍艦鉄製ニ無之候而は敵抗し  
かたく、且前にいふ螺旋砲之射距離遠大ニ相成候ニ付、  
砲台之制度ニも稍關係し、兵制一変之模様ニ相成候、  
一 森山・洲辺着後追々応接之様子、両都両港延期成就之  
由御座候、

一 当今日本江兵を出し可申は歐羅巴洲ニ而仏国、今帝  
「ナポレオン」三世と申説有之、其故は仏帝自立後  
仏兵意を帝に傾け居候付、帝之頼所は只兵を動すにあ  
り、若他国ニ事なけれハ国用不足を言立兵数を減する  
説やもすれハ起り候由、因而帝四方ニ事を求るを旨  
とし、既に日本使節到着之前は日本に兵を動さんとす  
る考有りしといふ、

一 五月十五日「ロンドン」出立、「テームス」河ニ而和  
蘭之迎船ニ乗る、船将「ペルスレーキ」其他「ドンク  
ルは先年長崎に甲比丹動居ユヘに、応接ノ為ニ来る」  
ルキュルシス」人名等なり、北海を航し、十八日「ヘ  
ルレ、スロイツフーツ」港に入り、直ニ「ロットルダ  
ム」を経て首府「スカラーヘンハアヘ」にいる、政府  
之丁寧人民之歡迎格別ニ有之候、英仏に比較はならず

といへとも、武備器械頗る精備といふへし、六月六日  
国王三世「ウィルレム」使節に謁見有之、過日「ア  
ムストルダム」行も有之、是ハ海港ニ而繁華之由、首  
府は内地ニ而小府ニ有之候、当地も六月十二三日頃出  
立可相成様子ニ有之、尚「プロイセン」等より追々呈  
書可仕候云々、

#### 四

松木弘安より申越候書状之写 六月十七日和蘭  
出立之前夜認

前略、此地は小国といえとも、數百年之親をおもひ饗  
応至而丁寧ニ而、日々処々江見物ニ参り申候、併巴厘  
斯京・龍動英を見し未なれハ、我輩之眼か肥え、見る  
物毎に甚驚かす、故に蘭人も亦不審におもふ様子也、  
書籍類も見候得共、一向珍書無之候、小生は龍動ニ而  
金子遣ひ切、此処ニ而何も買入出来不申、見る物こと  
に買たけれと空囊をうらむのミ、近来兵備之第一は  
「アムストロング」訳前ニと蒸氣台場に越す者無之、諸  
侯方ニ而右之用意有之様御説得て可然奉存候、或る仏  
人云ふ、来年は仏より朝鮮を攻撃すと、近火逼りて恐

るへし、其外之様子何分昼寝の出来ぬ時節、是亦御同  
臭江御説可被下候云々、

不列顛公使エドワルトストジョンニール手記  
日本在留書記官 ル エウステン

五

第三十八号

(五の1)

千八百六十二年第十月一日 横浜におゐてしるす

不列顛ミニストル ニール江

外国事務宰相台下に奉る

(五の2)  
右御返翰、左之通、

琉球島を領する權威の事に就て疑しく且齟齬せる説を  
生するを以て、此島は日本大君并に政府に如何なる関  
係ありや、委しく承らんか為に今台下に書簡を呈する  
は余か職分と思へり、

貴国第十月一日付三十八号之書翰落手、琉球島我所領  
有無之確説を承知被致度との儀領承せり、右島は昔年  
より我国之所屬たり、我慶長十四年松平薩摩守家久に  
付与せし以来今に至る迄、一島之所務同家ニ而諸事進  
退する事なり、尤同島はいにしへより唐土江茂通信せ  
し故、島内ニ而唐土の制度に従ふ廉々もあれとも、其  
旧習にまかせてまた是を禁することなし、尚古の記中  
より概略を抄せしめ別紙に付送すれハ、委細は右ニ而  
も分明なるへしとおもひぬ、此段回答迄如此候、拜具  
謹言、

不列顛の名代日本と通親好和を結ぶ諸国の人民も事実  
を慥にすること能ハす、且此事件は余此書簡と貴答と  
を公けに収め置んと欲す、此事を台下に注せしむるは  
余か任とする所なり、此書簡は急速且大切なる事件也、

水野和泉守  
板倉周防守

(五の3) 別紙

琉球島は我文治年中より聘礼を行ひ来りしか、嘉吉元年当松平修理大夫祖島津忠国か時より同家に服従し、毎歳貢物を捧げしか、我慶長年間島主違命之事ありしに由て、同十四年忠国の後裔松平薩摩守家久同島江兵船をさし渡し、其罪を問ひしに一島降伏せし故、大君殿下の始祖其功を賞して同島を家久に賜りし以来、大君殿下代替之節に改而同家江賜はる事に而、我政府におひて大礼を行ひ、又島主新に家を継し節等は島主名代之使者江戸表江差越、尚島主継立之ときは薩摩守之進退を受る事ニ而、其余同家より平常人数差渡し置、島内之所務諸般取計ひ候事也、然共其服飾制度等は最初より島民之仕来りを改めさりしに由り、唐土明の代より今の清朝にいたる迄同国江茂使者来往し、且其正朔を奉し、其封爵を受る事をも亦禁せざる所也、琉球古記録中より抄せし趣如此、

(五の4) 右之御書付二通ニ和蘭文之訳書外国方ニ而取調差上

候上、外国懸り御月番より横浜江御渡し相成候、

六 一 横浜伝聞之趣左之通

- 一 百老番商館逗留 即死 英商
- 一 同 無程死 英商船甲比丹
- 一 同 無程死 婦人
- 一 同 香港住居ニ而リチャルトソンの兄之妻 波尔レジール
- 一 三十三番逗留 腕浅手 英人
- 一 無疵 亞人
- カラク
- ウエンリート

右之通ニ御座候旨承申候、

七

第四十一号

(七の1)

千八百六十二年第十月十二日 我聞八月廿一日 横浜にて

日本外国事務宰相台下ニ呈す、

今より十七日前に台下より外国奉行一人を送り、薩州侯の貴臣山口彦五郎を江戸江呼返したれハ、去ル十四日薩侯の父たる島津三郎之従者、暴戻なる所行を以て貌利太泥亜の臣民を殺傷せし事の諸件に就て厳しく吟

味すへき由を告給へり、  
其時外国奉行子に告ていえるには、右之役人は殺傷したる時之模様をよく領知したる者なれハ江戸に呼返したりと、

予昨日日本政府に於て上ニいえる士官山口をいふより少しの弁説をも得ず、且其暴戻に真実左袒したる者を穿鑿吟味する事は甚た難きことにて数日を費す也といへる書簡を得て、大に驚き且甚心痛せり、右之報告は意外に出て敵酷なれハ、予より之を近便にて女王殿下の政府に告る時は、政府におゐて大なる不快を懐くへき事を余に知しめ給ふハ甚無益の事なり、然共位階に拘らず彼暴戻をなせし輩に組せし者を吟味するに、延引且怠惰をなしたり迎大君政府に少しも益なき事を告るも亦予か任なり、

日本政府は台下の媒酌に由て大にして且勇猛なる国民との間に於て大切且劇烈なる關係を得たり、  
大貌利太泥亜は日本と親睦友愛なり、しかるに日本政府には貌利太泥亜の臣民を殺せし大暴戻を何事なく捨

置給えり、其暴事二件に就而は未だ貌利太泥亜政府の判談をしらす、然共既往之暴悪なる事ありし時における日本政府の所置は一事も得る所なき者に似たれハ、予日本政府に駿速且遠慮なき処置を促す事を止め、日本の裁判常法を行ひ台下より慥に弁明せらるゝ時まで之を待たん、台下予か処置の悪からざるを知り給ふなるへし、

当今の報告は殺害人をして遠く隔りたる薩侯の領国へ返らしめし事を許したる後、止む事を得ず、暴人を捕ること能はずといえる託言の前表にして、諸般の道理を全く滅断せんとするに外ならず、予は右之ことく推量せり、若今日より十日の内に上件の虚妄怠惰なる処置の本源を細密に且隔意なく承諾すへき様ニ告知し給ひ、且亦殺害人を捕て罪科に処せんか為に実ニ須要なる時日を告知せずんハ、大君殿下宰相の処置を女王殿下之政府に告聞せん、又重ていふ、大君の政府に於て此度の報告の如くならず、彼英人を殺したる暴戻凶悪なる者之罪状を正して之を罰せんと欲す、彼残忍なる

悪業にたへ得ざる大不列顛の名代に亮然と了解すへき証拠之報告を得るにあらずんハ、亦必此事を不列顛政府に報すへし、

劇しく且急なる報告、

不列顛全権公使エドワルトストジョンニール

手記

日本在留書記官

ルエウステン

(七の?)

右閏八月廿一日差出候ニ付、同廿四日翻訳相済、外

国奉行より差出相成候事、

八

肥後の慷慨家長岡帯刀江建白之写

(八の1)

微賤無識之私共、国家之大事を奉議候様之儀申上候段、

誠に奉恐入候次第ニ御座候得共、国家急迫之儀乍存傍

觀仕候儀猶以奉恐入候儀ニ御座候間、死罪を不顧左ニ

言上仕候、

抑去申年十二月、伊牟田尚平・清川八郎・安積慶介等、

中山大納言様内田中河内之助と申者、中将忠愛朝臣之

旨趣を奉し候書翰を致持参、松村大成宅江罷越申出候趣ニは、癸丑・甲寅以来幕府諸有司苟安姑息之情を以て畏くも奉違背

勅諭、国家之大義を失ひ候ニ付、夷賊

皇国を致睥睨傲慢無礼、既に致侵奪候勢顯然明白ニお

よひ、深く被為惱 叡慮候処より、実に不被為得止被

遊

御親征候御模様ニ而、天下諸大名早々駈登奉守護

鳳輦候様と之御趣意ニ付、此節諸国江令旨下候筈ニ候、

尤薩州・長州等之諸国応 召駈登候筈之由囀仕候間、

私共甚恐愕仕、不取敢言上仕候筈ニ御座候処、退而勘

考仕候得は、右亡命生之一言を以て不容易大義を唐突

に申上候儀、謔言妄談之恐も御座候間、其俣打捨置候

処、右河内之助書状熟覽仕候得は、同様天下国家之御

一大事、其俣難黙止真偽探索之上急度可奉言上奉存、

同志中申談、宮部鼎蔵・村松源蔵兩人上京仕、

禁闕之御模様奉伺候処、方今之御事体御幽閉よりも甚

敷、眼前不可諱ニも可被為及哉之事件、且外夷之猖獗

被為憤候 御内情奉伝承候よりも甚敷、江戸諸藩之動靜弥不穩模様及見聞候間、直様出立仕、日夜倍道兼行仕馳下候而演説之趣奉拝承候処、草莽之私共只々大息流涕之次第奉恐入候之砌、薩州柴山愛次郎・橋口壯助と申者当所通行仕、処々江立寄噂仕候趣承候へハ、此節島津和泉様供頭

有馬新七・田中鎌助、御小姓鈴木武五郎・林田新八、<sup>列か</sup>別二兩度迄及熟談承合候処、最初承候儀ニ少しも相違無之、弥以此節は於

京師義挙有之候様子、続而修理大夫様大勢御引卒二之手御詰之模様、慥ニ及見聞罷帰申候、将亦長州之儀は栗原良藏・堀新五郎及対談承候処、薩藩通相違無之、肥前之事情も是以薩藩同様之義挙覚悟有之趣ニ御座候、其他岡藩之模様は<sup>逐</sup>遂一承及候処屹度証拠有之、外尾州・土州・筑州・石州・因州・桑名・仙台・阿州等之諸藩も義挙之風説有之候得共、是は顯然之証跡無之候間、此度ハ難申上候、乍併肥・薩・長三藩之模様ニ而推而相考候得は、大略相違も有之間敷奉存候、右之条々委

細所々江建言仕置候得共、今ニ何之模様も相見得不申、誠ニ不堪愁憤候、窃に承候へハ、私共事、浪人体之空唱を信じ、国家之大禁を相犯し入さる建言仕候様申族も有之、御為筋申出候者を徒党之様に申成し、却而墻禦相構応対不致を以て今日之得策と被致候向も有之、私共短才不智とは乍申、御家之大禁をも不顧南北に駈馳東西に奔走仕、身命をも不惜所以は、何等之趣意ニ而如斯仕候哉、仰願くは深遠之御謀慮を以て御憐察被成下度偏奉願候、方天下有志之諸大名より御当藩を概見仕候得は、癸丑以来之御処置を限として、彦根藩純粹之御内意奉存候趣意、肥後人と申候得は幕府之間諜同様ニ見成し候而、一人も国情を明し、其内意を語る者無之、薩藩江参候有志之面々御当所通行仕候者、恰も敵国を致経過候様之思ひを成し候様子に御座候、私共右等之事情一々見聞仕慨歎憤思ニ堪不申候、御当藩之儀決而右様之御真情ニ無之段反覆丁寧致論弁候而も、未其跡相見得不申候ニ付、倏然と疑解候様ニは無之候得共、此節丈之事情は打明候様成行候、折節此度

右等之諸大名

勅意に應し候、期ニ至り、御当藩御同意之御廟謨等之概見仕候ニ難計候、左候得は、第一

天朝之御大義被遊御闕、且は天下の悪を被為受、四方敵国ニ成候而は如何可被為遊御所置候哉、私共疾痛慘但不顧身命苦心仕候所は此義ニ御座候、如何ニ国富兵強天下無双之御藩とは申なから、四達之御国柄ニ四方ニ敵を被為受、永長独立之御廟算如何可被為在候哉、且御名義被遊御欠候而は乍恐御国家之御存亡此時と奉存候、実ニ臣子情分死を以て国に殉ふ時と決心仕候、然ニ此程之儀ニ付世上談論之趣略承申候所、列国之諸大名内外となく幕府之下知を受可申、殊ニ於御当家は旧国之諸藩と格別之儀ニ候間、殊更被為受御厚恩候御儀ニ付、俄に將軍家を背口にして

勅意を被為受候様ニ而は御義理合不被為濟候ニより、此節之儀は御遅緩可然と尤ニ相聞候得共、是則愚を感し候説ニ而甚大義之事体に暗き利口之俗説と奉存候得共、窃に愚考仕候ニ、元來幕府二百余年之御厚恩を被

為蒙候儀は誰も奉存候事ニ御座候所、先年幕府

天朝之御趣意不敢奉事件有之のミならず、近頃ニ相成候而は弥以奉逼 国体候勢ニ至り候ニ付、実ニ不被為得止被為在

穀断 天皇躬親大義を天下ニ殉被為遊内にして……、外にして賊夷御誅伐可被遊との旨ニ付、都鄙遠近之無差別男女老幼ニいたる迄身命を擲執掌仕候は当然之儀ニ有之候、右之次第ニ御座候得は、縦令一人も勤王之志無之共、菊池氏之如く御当家より儀を被奉、上は奉息

宸襟、下は天下生靈塗炭之苦を救ひ給はんこそ、恐なから至当之儀と奉存候、しかるに此節列藩勤王之事は俚談巷節ニ而も昭々たる事ニ御座候之所、不知顔して

勅旨を不被下ニ自是義拳難仕抔と申は、今日之勢を誤て何とも不得其意次第ニ御座候、然ニ勤王は列藩ニのミ譲り置、御当家よりハ一人も義徒無之候而は、事成承平之後何之面目有之天下の人に面を合可申哉、誠

以慨歎ニ堪不申候、偕

皇国之大体を相考候得は、前条之通り愚昧之俗人君臣之名分をも弁別不仕族も俛有之候得共、元和以来今日ニ至迄嘗而幕府をさして君臣と唱候義は無之、則幕府諸藩も官位は同じく

天朝より叙任せられ候を見ても、君臣にあらざる儀は明白ニ相分り、幕府は武家之棟梁と唱え候通ニ而、譬へは

朝廷は父母、幕府・列藩は兄弟続きし如き者ニ而御座候、是迄大兄より父母之意を奉行仕候処、此節大兄之臣僕白刃を以て父母ニ逼居候勢に異ならず、しかるに二男三男は兄之臣僕が所為は即兄ニ而可有之逆、父母を如何ニ致候而も無為方傍觀致し候儀は有之間敷、身命を擲其事を押隔て、白刃を差向候臣僕を斬斃して、兄父母之危急を救ひ、左候而右之所為は兄之意に無之候ハ、規諫致候、是父子之恩を不傷兄弟之儀を失ひ不申候様致方有之は、今日天下至当之要務と奉存候、右之通混乱ニ不成様是迄力を尽し、妻子臣僕或は打虐

ケ甚敷ニいたり候而は身を殺ニ至候者も不少、是又兄之意ニ可有之哉、父母伯叔之悲歎をも不顧徒ニ打過候而は宜敷可有之哉、路人といえとも保護仕候処、一家之内にして路人ニも相劣果候事、万々一人倫之上ニおゐて可有之儀とは不被存候、其上此節天朝之御趣意決して幕府を御追討之儀ニ無御座、内にして奸邪之臣僕を誅し、外にして猖獗之夷賊を征し給ひ、万氏之患難を御救ひ被遊候儀ニ御座候段は確実ニ承及候事ニ御座候、右之趣意ニ基き御国是一定之基本を御建立被為成候様奉存候、若不和知にして只今幕府之御報恩ニのミ申候而は、万一朝敵之名を被為受候様ニ成行、天下正義之惡ミを被遊御受、何方ニ而御報恩被為出来候哉、誠ニ惨怛ニ不堪次第ニ奉存候、右之趣ニ候得は御報恩無益のミならず御国家御傾覆を被為招候訳ニ而、実ニ御先靈様江被為對於孝道も如何之御儀と重疊奉懸念候、私共叩頭流涕奉懇願候は、何卒一定不易之御国是を御立被遊候御定算早々御勇決被為在度幾重ニも奉存候、若此節御遅緩之儀ニ御治定被遊候得は、報恩尽忠之輩



御国典を不顧一己々々の赤心を尽し候様ニ成行、水府之故轍を踏候ニ至り候而は誠ニ国家御珍瘁之基とも奉存候間、何卒私共建言之筋深く御憐察被成下、片時も速に御英断被遊被下度、右様之御家御大事を軽々敷奉議候儀、誠ニ僭偷之罪難遁奉存候得共、臣子之情不得止所と不憚尊嚴建白仕候処、如是御座候、誠恐誠惶死罪々々頓首謹言、

物頭ニ而砲術世話方 魚住源次兵衛

軍学家 宮部 鼎藏

大成之実家 長島 三平

輕輩 轟武 兵衛

村医 松村 大成

右七百余人之惣代として差出、

(八の2)

右ニ付長岡帶刀并御家老長岡監物其外番頭等申談、已に其時分大勢国境迄押出し候処、越中守様御下国御中途より差止ニ相成、其後帶刀は狂氣之筋ニ而押籠、監物はしめ前書之連名其外多人数退役ニ相成、一列ニ加

九

はり候者も御咎相成候よしニ御座候、

八月二日議奏衆・伝奏衆より松平長門守江左之趣於関東周旋可有之旨被 仰合

戊午己未以来官武降黜幽閉等之輩追々再出ニ相成候処、於地下之輩ニは今以其假之分茂有之候間、早々赦免可有之

思召ニ候、三条入道内府儀は被為慰忠魂被贈右大臣候ニ付而は、水戸故中納言ニおゐても以出格之儀被贈大納言度

思召ニ候、且往年来長岡駅等にて横死之者よりはしめ、其余安島帶刀・鵜飼吉右衛門列以下諸国之士、於関東死罪且牢死致し候者、又は流罪幽閉等ニ而死亡之者、或ハ桜田・東禅寺又は坂下一件、其余近くは伏見一挙等ニ而致死失候者靈魂招集、以礼収葬令子孫祭祠候様被遊度、尤現存之者共は夫々如旧相復候様と之  
叡慮被為在候、不拘存亡預是等之事輩、姓名は勿論其向々取しらへ不洩様早々可申上候、其上前条之趣御所

置被為在度

思召候事、

右一紙

水戸前中納言為國家忠節(頭註)「方は力致」尽方卓越之段、深

歎感ニ付被贈大納言候儀、尚亦当中納言も繼其志為

皇国可有丹誠段、自幕府被申渡候様被遊度

思召候事、

一〇  
一英人御打捨相成候節、横浜之異国官吏共会評有之、仏

之「ミニストル」類に御跡ニ追綴(續)り可申由ニ而、英の

「ミニストル」も其意ニ同し候処、亜の「ミニストル」

は殺傷之者敢而多人數ニは有之間數儀、狼に追討候而

夫より和親も破れ候時は不容易候間、日本政府に告て

御所置ニまかせ可然由申候之処、折節長毛之賊を征し

候軍船都督英の大將の碇泊致し候者申候は、諸人之建議何れ

も尤ニ候得共、不知案内之地江憤懣ニまかせ追討候而

手術ニ落入及敗軍候時は、再挙甚かたく候間、一先政

府之所(マツ)如何を見て後いよゝ暴戾之所為於有之は、

薩州を討候に策略如何程も可有之由申立、各其議同し

一応鎮靜相成候由ニ御座候、

一 閏八月二日、松平肥後守様

京都守護職 仰出候、此儀先月十一二日之頃御内意有

之、家来共会評之上御請可申上旨ニ而在所・江戸共大

評定有之候所、當時

京師之形勢一朝夕之筋共不相聞、此度之儀は御断之方

と申事ニ有之候所、亦々再評ニは、是程之大任を被蒙

候上は潔く御請可然、尤所置之当否ニより 幕府之御

武威ニ関係する事故、則当家之存亡も此一挙ニ決し可

申と定評之上御請相成候、夫ニ付而は國中振而相発し、

一万余人引卒之賊有之候由、

一 九条様諸大夫島田左衛門尉逢殺害候節、彦根藩長野左

膳元来同腹之者ニ而、其夜参り合居候処難を遁れ、彦

根江逃帰候処、左膳悴并ニ元公用人宇津木某江戸ニ罷

在候処、幕府より御内諭有之、即夜彦根江出立いた

し候、宇津木は定府ニ有之候得共、妻子等引纏ふに及ハす出立致し候、

一彦根侯先代之罪状ニ而半地所替可有之風聞專有之、

一久世・安藤両侯、此間御咎之所、昨年

朝廷江攘夷之起証文等差上、其外之儀ニ付夫形ニは濟申間敷由、

一久我公退職落飾、千種・岩倉両卿退役慎、関東内通露頭ニ付而之由御座候、

一長州之誠忠派八人、此度薩州ニ

京師之先鞭被奪候のミならず、亦候生麦ニ而攘夷之先進を被取、甚遺憾ニ有之、若々遅々ニおよび第二を他家ニ被奪候而は一分不相立候間、横浜を襲ひ可申込為物見栗原良蔵外ニ一人川崎辺迄参り候処、追手之者ニ被引返候を残念之由ニ而、栗原良蔵致自殺候、

一閏八月五日、松平容堂様御登城之処、為

皇国抽忠誠之旨

叡感之段御達有之、

一五月十五日清川八郎認之書状、六月十八日仙台之某之

方江到着、於東方義挙有之様と之趣ニ付、仙台之君臣申合之上同人誘引寄召取幕府江可差出手筈之由相聞得申候、

一閏八月八日、箱館詰魯の「コンシユル」「ゴスケウエル」名登城、貿易延期七年是迄之通書翰を以被仰遣候趣、承知之旨国書持参差上ル、  
右に付上意

一松平美濃守様江御上京之儀

御内勅有之候ニ付、不取敢御家老立花山城閏八月廿九日急々上京被仰付當時江戸詰ニ付当地より、出立いたし候、

一肥前御隠居松平閑窓様江同断之由風聞有之、尤先達而幕府江御願ニ而蒸気船ニ駕し出府之積御座候段、昨日佐賀藩士より承申候、

一京師より会津之作事方去ル廿一日夜到着、廿三日迄上屋敷滞留、彼地形勢ニ付相越候哉之風聞有之、会津ニ而

京都守護職之儀は有名無実之儀ニ而、却而

藩籬禁錮之形ニ付素より不被為好筋ニ候処、此度千本

松原屋敷地は堅固なる堡塞様ニ相構可申結構有之、し  
かるに右地所は、

大内裡御敷地之中心ニ付、宮家より御差上之御沙汰有  
之候哉之風聞有之、且亦会津藩之女子松山様之奥江奉  
公仕候者之兄、此度上京之供ニ而手当も整候処、廿三  
日頃俄ニ延引相成、安心之旨同人方江兼而出入仕候輕  
輩之妻相咄申候、前文作事方帰府其外之様子何分不穩  
筋ニ相見得申候、

一 会津侯より廿一二日頃、西国筋不容易風聞ニ付其心得  
ヲ以諸事手当仕候旨御届有之候、

一 京町奉行永井采女正昨廿七日出立、仙台書生玉虫左太  
夫家来分ニ而相越申候、是は形勢觀察之為ニ候由承申  
候、

一 將軍家来申二月上洛之積御調有之、左候而直ニ二条・  
駿府之兩城ニ御逗留相成、一橋刑部卿様関東之將軍ニ  
被為任候旨

營中等ニ而公然と浮説仕候旨、御書院与力丹波勇次郎  
より承申候、

一 酒井修理大夫様御加増老万石御取上隱居、御養子若狭  
守様江御家督被仰出候、

一 加州金沢江二条家より内密之使者七月頃相越候由、子  
細は秘密ニ候へ共、諸家同様之筋ニ可有之由、加藩之  
士より承申候、

一 対州ニ而御家老佐須伊織為諸士被刺殺候由、右は先達  
而魯船碇泊之時、小栗豊後守殿被差越候節海中之孤島  
持こたへかたく候間、上地ニ被仰付替地頂戴仕度内々  
申立、尤之儀ニ付豊後守殿江戸江申上候処、右は歴代  
相統之地を差上候儀一統不承知之由ニ而国を売候賊臣  
ニ有之候迎打果し候趣ニ御座候、

一 海軍之手当列藩江高割ニ而被仰渡之積、御勘定方ニ而  
は直ニ御沙汰可有之申立、御目付方ニ而は譬へ参暖年  
延相成候迎も俄ニ内福ニ相成申儀ニ茂無之候間暫見合  
可然等之議論一定無之由、不遠何と欵仰渡され候趣ニ  
相聞得申候、

右之通世上之風説・外国新聞等之趣ニ御座候、以上、

戊  
閏八月廿八日

南部弥八郎

◇第一七号 戊九月廿八日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書 戊九月中

一

南部弥八郎

一 外国掛閣老より亜の公使「ブライン」江尋之趣  
左之通

一 新聞紙中にカノネールボートの儀有之、右も新發明ニ  
候哉、

一 カノネールボートは新發明ニ候間、此儀を申上候、  
カノネールボート船之儀は、船に百ポントの大砲を  
備置、右筒は四方江輪廻し相放候儀相成、艦へ八十

二ドイムの筒を備え、右二挺之外に六挺相備、其内  
二丁は九トイムの筒にて、是ハ榴弾をはなち申候、  
二挺は五十ポンドの筒にて巢中ニ筋有之、尚二丁は  
二十四ポンドのホーウィッスルニ而、都合八挺相備  
申候、

一 百ポントの筒は船に備候哉、

一 左様ニ御座候、右は鍛鉄ニ而製造仕候、

一 丸は跡より込候哉、

一 左様ニは無之、尤跡より込候筒も有之候得共、此筒  
は永久ニ堪兼申候、

一 船は大船宜候哉、小船宜候哉、

一 巨大之船ニ而数之少きよりハ小形にて数多有之方可  
然、尤千噸位ニ而可然、尤ゴンボートと申船は二百  
二十フット位之処運送も宜敷、且入価も僅少ニ而至  
極便利ニ有之候、本国に於てナイヤガラと申船は大  
船に有之、四千噸位ニ御座候得共、便利之所ニ至而  
は小船と同様ニ御座候、乍併船の大きに随ひ水夫等  
も余分に候へハ、入費も自然多分ニ相成申候、尤大

船一月之入費は小船一年之入費に相当候間、一艘之

大船有之よりハ数艘之小船有之方可然候、此所は御

弁知可然奉存候、軍艦を作り候ニも其時ニ寄候事ニ

而、譬へハ亞英戦争之時のときハ大船之方可然候、

平和之時に備予之為ニ候ハ、小船之方可然候、小形

之船は浅き所ニも通行仕便利ニ御座候、

右相済退座、

二 同人江外国奉行より相尋候趣左之通

一 船幾艘を一隊ととなへ候や、

一 一隊何艘と申規定は無之候、一隊五六艘之時も有之、

廿艘より四五十艘の時も有之候、譬へハ雁之飛行に

多寡の極はなきがごとし、尤フリードル或はスクワー

ドル杯と唱呼は有之候へとも、其船数ハ規定無之候、

一 ゴンボート一艘にコルペット何艘組合候而一隊と唱候

様之儀は無之候哉、

一 ペルリ日本渡来は八九艘ニ候得共、スクワードルと

唱申候、又四五十艘一隊ニ而同様之唱呼仕候間、一

隊之船数規定ハ無之候、

一 二十間余之ゴンボート船一艘は先日執政方江被申上候

通、船はかり凡十四万ドルラル、外ニ二万ドルラルニ

而船中之皆具相調候哉、

一 右は蒸気機関其外附属品一齊之価大凡之見込を以て

申上候事ニ御座候、

一 ライフルカノン六挺・セームスカノン一挺・ハルレト

カノン一挺ニ而は何程ニ候哉、

一 一八挺ニ而凡三万五千ドルラルにて出来可申候、

一 右筒は何月程かゝり出来可申哉、

一 一凡六ヶ月も懸候ハ、貴国迄持越候様可相成候、

一 三十間位のゴンボートは何程ニ而出来可申哉、

一 一凡廿四万ドルラルニ而相調可申候、

一 大炮は何挺程備候哉、

一 廿挺位と相覚申候得共、一定せる規則ハ無御座、千

噸位ニ而六挺備候もあり、二千噸位ニ而五挺備候も

あり、又二千噸にて三十挺備候も有、右より小き船

ニ而五十挺以上備候も有之、

右畢而退座、

三  
一九月十日、所司代牧野備前守様御暇、金二十枚、時服

五羽織、御刀大和国政定代金二十枚二十枚拝領之九月十五日発途有之、

一九月十一日、御上洛御供被 仰出総裁職松平春嶽様、

御老中水野和泉守様・板倉周防守様、若年寄田沼玄蕃

頭様、御供押松平隠岐守様、火消役八木太三郎殿、御

目付松平甲次郎殿、御徒頭塚原次右衛門殿、御側衆坪

内伊豆守様・室賀美作守様・松村備中守様・大久保越

中守様、御先江榑原式部大輔様、宿割御目付大久保權

右衛門殿・杉浦正一郎殿、御先江、高家京極丹後守様・

有馬兵部大輔様・織田宮内大輔様、其外多人数有之、

一魯西亞「コンシュル」名「ゴスウィッチ」名先般国書

持参出府之節物語候は、是迄英吉利の兵勢実に強盛に

して世界中敵する者なき所より近年驕慢之心を生し候

付、兵威漸次に衰微し、最早季世の形勢を頭ハし、仏

郎西の兵力追日隆盛ニ相成候よし、亦亜人のはなしに、

日本も亜人はしめ来舶せし時に比すれハ兵勢二三段進

ミ候様奉存候、去ながら英国のことに無之様奉祈候

段申候由御座候、

四  
戊九月十二日頃横濱新聞

一 去年以来亜米利加合衆国南北に分裂して戦争有之候処、

当春之頃北方出板(版)之新聞紙を聞し候に、北方大ひに勝

利を得て既に静謐に属し候趣ニ候処、此節横濱ニて異

邦人之風説を聞けは、南方再び勢大になり戦争最中な

りといえり、しかはあれと 幕府より御詔之大砲并軍

艦をも受合しは左迄のことなしと見ゆ、

一 北米利堅メキシコの一部、仏国政府に金貨の大借あり、

とにかく事を左右によせて返却せざることより大論を

起し、遂に戦争となれりと云えり、

一 支那交趾と仏国と条約を結び貿易致し居候処、交趾に

て条約にそむき候事有て戦争相成、交趾殆と敗績の形

勢なりといえり、

右異邦人の説話に就て記す、

五  
一九月十三日英吉利公使書翰を呈し候は、薩摩公御大老

ニ任せられ御政務大変更被仰出候段承知仕、殊に心配仕候、

右は如何之御模様ニ御改革御座候哉、承知仕度よし申立候、

一 亜国公使ブライン儀、ある日応接の序申上候は、今日途中ニおゐて長州侯江行途候処、道路一はいに大勢おし来候付除候に甚難渋いたし候、右は何と欵程能御取扱被成下候儀は相成申間敷候哉、もしまた大名之他出相知候ハ、其日ハ他出見合可申哉ニ存候旨ニ付、何分他出之時日兼而探索も成かたく、幾歳となく仕来候儀を俄に行列を取ちぢめ候様相達し候而は、尚更人心の居動に關係する事にて方今難被行候、以後は行途候節は横道江避呉候様ニいたし給度と御談御座候処承知仕候、兎角兩國之中に異乱のおこり候は尤不宜候儀ニ付、仰に従ひ可申旨ニ付、英仏之公使江も其方より右之所談合之儀相整申ましくやと御達御座候処、其儀はとて相熟候筋共不被存、兩國之者共は道路半々に通行可仕申立候半欵、然る時ハ毛をふくの類にて却而御

為ニ相成申間敷由申上候、

一 魯西亜「コンシュル」「ゴスケウイッチ」日本ミヤコ

の  
皇帝ははしめ羅馬の法皇のことき欵とおもひしに法皇ハ法教のミを取扱、政、頃日聞かこときは列国之公侯教には不預故、如此申候、頃日聞かこときは列国之公侯を会同して大君政府の所置を拒ミ政事も亦預り知給ふと、然らハ是迄の条約もミヤコにいたり

帝闕の調印をねかひ奉らすんハ日本一致の条約とは不可謂と、亦英仏之公使等議し候は、薩州の殺傷人事件のこともミヤコにいたり

帝闕の裁を願ハすんハ恐らくは可不決と云々、

但蘭人「シーボルト」氏の男「アレキサンドル」、  
当時英国の通弁官となりて横浜に在留いたし居、

本朝官位の差等をしらへ、都而官位の 朝廷に出るを察知し、如斯ならハ江戸は武官の長にして文教・

大政は皆悉く

京師にあり、条約のこときも武官のミにして文官の調印なくんハあるへからず、断然 京師に登り再び



条約を固くせずんハ後來かならず異議を生すへしと  
申候由ニ御座候、

一松平土佐守様依 叡慮御守護被

仰出候由ニ御座候、其後世評之趣ニ而ハ御隠居容堂様

ニも御上京御座候様 内勅相下り候由風聞有之、

一諸家様乗切御登 城等被仰出、加之御參勤御延期等ニ

付陸尺手迫日雇人足等差当活計無之と申所より不穩儀

も有之、種々御理解有之、方今にいたり漸静まり申候

様子ニ御座候、右は願候者直々幕府ニ被召抱、其余は

御手当之上夫々原籍に復し、帰する所なきものは蝦夷

若くハ小笠原島江被遣候見込之由御座候、

一肥後より越前江御雇相成候横井平四郎類に春嶽様江申

上候て、独断御出来不被成候ハ、総裁職を御断可然と

申候由、御役人之内ニ而は大久保越中守様専ら御合口

之由ニ而、相憎ミ候者も御座候、

一肥前・筑州・阿波・藤堂・有馬・宇和島・柳川・因州・

岡山等之諸藩、都而 京師警衛之 勅諭被為在候由、

加州・仙台も同様之所、先様子見合と申形ニ有之、肥

後も同断之処、是亦要路之役人上京いたし程能申取候  
趣ニ相聞え申候、

一生麦一件ニ付英の公使より催促有之、御返答振左之通

御座候、

生麦殺傷人吟味之遅延せるに就而件々被申聞趣具に

領承せり、右之事件好て遅延するにあらず、公侯之

臣に都而吟味すへき事のある時は、政府敢而之を捕

ふることをせず、其君主に令して捕へ出さしむ、其

上其主捕へ能はざるにおよんで政府之を採捕して罪

状を決するの我国法なれば、敢而事を左右によせて

遅々緩延なるに非すと云々、

一彦根家老木俣清左衛門蟄居、并永野主膳刎首、宇津木

両家ニ而一人は牢舎家跡断絶、一人押込隠居半知等ニ

相成候、是は

幕府より密々御通し之儀有之候事之由、当彦根侯は幼

弱之上申分も有之質ニ付、押込或は毒殺等之手筋有之、

一昨年中より九条家之御末子を養子ニ可致企之趣ニ相

聞得申候、在府之家老庵原某其外余党数人有之、且一

昨年外桜田一件供方之面々無功存命之者被押込候者も有之、亦是無何事勤統居候者も有之、木侯・宇津木取計ニ付此節ニいたり不承知之儀諸士申立候ニ付、再び入もつれ、其上此度江州領分之内五万石替地被仰付、いまた代り之場所御沙汰無之、百姓共苦情申立候趣ニ而、家老三浦内膳・中井矢吾八并外ニ士共三四百人、去ル九日日出立ニ而出府いたし、旧来之由緒等申立、替地被不被下候ハ、何欵愁訴申立候企之由相聞え、昔年常州領分上地被仰付候節先祖之由緒申立無事に相濟候先轍を踏候積とは可有御座候得共、桜田以来罪科恥辱相重居候儀、本来之井伊家ニは無之候をも不弁取計方、滅亡之前兆三拾五万石之藩中一人も心付無之は誠ニ氣之毒の事と奉存候、

一 加州・仙台之両侯 御上洛供奉之伺未御沙汰無之候得共、内々取しらへは、加州侯ハ直ニ京都江加州より発足、仙台侯は江戸着之上ニ而出立之由、両藩之士より承申候、

一 長州ニ而蒸氣船買入代十二万五千ドル相成候処、航海

術之者無之候ニ付、英の船方七人、一ヶ月捧銀日本金ニ而七百両ニ而雇入相成、右船を以此度江戸引取諸物運送之積ニ候由御座候、

一 松平隠岐守様御家内様当年御帰国之積御座候処、来春迄御延引相成候、右は、御上洛御供被蒙 仰候故之由ニ御座候、

一 加州ニ而船買入之積有之、当月中旬横浜江役人差越候処、能き船は既に長州にて買取、其余之船は思ハしく無之由ニ而引取、亦々御国伺相成候、尤異人の噂に、跡より段々美船も可来旨申候故見合と申事ニ御座候、又諸役人之俗説ニは、砲術其他之事共是迄漸相整候時ニは彼方新發明相成、持合候物は都而陳腐して不用相成候間、船も同様ニ可有之候付、先当分見合、弥此上之發明無之と申時に求候方可然と申候よし、右は幾年先き發明之極と相成可申哉と衆人大笑仕候、

一 転葉頭某朝臣退職蟄居相成候由御座候、

一 九条家諸大夫有合某之首を鎗に貫き四条河原江建置、此者儀島田左衛門尉・永野主膳同腹姦賊之旨書付有之、

且亦目あかし某と申者も被切捨候由ニ御座候、

一 西洋形之馬具三千内千五百当年出来 公義ニ而御誂有之、来年

御上洛之節騎兵隊被召列候積、且世評ニは黒羅紗多分

和蘭江注文有之、異様之筒袖着之由専ら相聞え、此儀

は不審事ニ候得共武備盛大之御手当と相聞へ申候、

一 九月十五日月次御礼済、大広間御居残吹上ニ而御饗応、

御料理向は御鹿末之方ニ候得共、御丁寧之御会抄ニ而、

御庭内遊歩、田舎亭ニおゐて御さかつき有之、其辺ニ

田舎風之売物、各侯柿或は火打亦是草鞋等買取御持帰

り相成、其家ニ宿駕有之候を御大勢ニ而おろし候得共、

人足無之逆有馬様御担なされ候由、或は防・泉両閣老

駕を担ぎ、春嶽様被乗候処ぬけ地上に転ひ、大笑ニ

相成、夕刻御退 城相成候由御座候、

一 魯西亜領黒龍江ニ而日本語教授致居候榊原レイケイと

申者、先年下田より彼使節「フーチャーチン」名に被

列越候処、此頃貴頭之要職に登庸せられ候由、横浜ニ

而魯人噂有之候、

一 生麦一件之節、同列之婦人逃去候後運上所江駈込様子

柄申立候而、薩州来と頻に恐れ候間、取押への役人遣

し候間安心致し候様申候へハ、否々薩州強い、役人弱

い、薩州来と申候由ニ御座候、

一 京師ニ而長州侯江

勅諭之趣有之、御家老毛利備前右

勅書持参近々出府之由、多分

皇都警衛向列藩江被仰付候欵、攘夷之事ニ可有之由噂

有之、右着之上長門守様御上京、大膳大夫様御下国

由ニ御座候、

一 服制改革被仰出候付、長州ニ而は他所向之外上下廃止

相成候よし、屹度立候規式之節固有之素袍相用候事共

ニも候哉と申事ニ御座候、

一同断ニ付、仙台ニ而は此間御家老出府有之、多分被仰

渡之通ニ而袴之儀は有来分も無構着用之筋ニ可相成由、

彼藩人多田平次郎と申者より承申候、

一 一橋刑部御様来月初旬 京都江御発途相成候筈之由御

座候、尤講武局より衛兵二百人被召付候趣ニ相聞え、

専ら

朝廷之御都合向御取繕被為在候上、来春 御上洛之御  
運ニ相成可申旨承申候、

一 公義ニ而差向船七八艘買入之上諸家方同断手当之儀被  
仰出候積相成、外国公使共江壳船有之候ハ、可申出旨  
被仰渡、横浜有合之船三四艘江戸海江乗廻し申候、右  
ニ付亜国公使申上候は、先達而支那の為に長毛賊を征  
伐仕候軍船參り合居候、小形ニは候得共便利宜候間、  
為御一覽江戸海江為乗入候、貴国ニは執政之外出は御  
手重之由ニは御座候得共、此節柄之儀ニ候間、是非御  
一覽被成置度、以後御心得ニも相成可申旨申上候処、  
閣老方ニは御用御差支之趣ニ而参政稻葉様御差越相成  
候、

一 来年 御上洛之儀、外国奉行より外国書翰役宛ニ而為  
知遣し候処、英国の公使より申上候は、 大君みつか  
らミヤコの  
帝王を尋問し給ふ事の如きは尤重事なれハ、即今本国  
之政府に報告せんと欲す、しかれ共右様之重大の事件  
書記役等江告られ候は余り軽々敷候ニ付御尋申上候、

否承り度との事故、さし掛遁辞ヲ以御答之趣、右之事  
件時日確定之上固より我等より通達いたし可申儀ニ候  
得共、方今諸般取しらへニ付自然風聞ニ而被聞込候事  
も可有之候間、内々為心得書簡役迄為知候事之由御返  
翰有之候、

一 加州より人夫二千人余此間到着、是は筑前守様御夫婦  
来月初旬御帰国ニ付諸物持越之為ニ御座候、 御守殿  
も御下国之積御座候処、御付女中等色々々苦情申上候故、  
少し模様相替り来春御下国と申事ニ相成候よし、同藩  
之書生より承申候、

一 品川より藤沢迄駅路場所替之儀、亜国公使と御相談ニ  
而繩張有之候処、道路屈曲之処横浜より十里内ニ入込  
候場所所有之、無左候而は山路切ひらき不申候而は難相  
成、英仏公使より右入込之所御改被下度申立候付、当  
今不定之形ニ相成申候、全く両国之官吏江御談無之故、  
右様之儀申立候筋と相聞へ申候、

一 幕府旗下之輕輩、君臣之名分も不相弁族も多々有之、  
当春以来

勅諭之趣等ニ而頗る関東之武威衰頹之形に属し候を憤り、紛々と議論いたし 朝廷ニ而非理之 仰も候ハ、御讓位をすゝめ奉り候も 皇国之御為杯と申罵候者有之、此等益衰微を招き候基と奉存候、

右之通外国之新聞・世上風説之趣ニ御座候、以上、

戊  
九月廿八日

南部弥八郎

追而申上候、狂詩并落首等承候分、左ニ申上候、

六

至窮 国興何年 修乱何日何時

奸姦諸侯在于関西、幼少主君水子後見、新規総裁左  
右執事、幼少主君武備求之、求之不得武備止息、何ドナル

哉々々面々歎息、

無題

東西動静未須知、大風門前退出遅、識是愚人説何事、

悠々不断至昏時、

会津蠟たちの遅ひも程そあるしひればかりを京をとし

て、

◇第一八号 戊十月廿八日報告〔風説書〕

〔表紙〕

〔付箋〕「写済」

## 風説書

戊十月中

二

一  
一第五十四号

千八百六十二年十一月廿五日 横浜におゐて

外国事務宰相台下に呈す、

余当港に在留の英国「コンシュル」より承りしに、川崎と程ヶ谷との間ニ廿三の番所を建て、此内に役人を置たる事を金川奉行より「コンシュル」に申遣したる由、并に右番所の手配を英国の人民にしらしむへしと奉行より「コンシュル」に頼ミたる由なり、

条約書にて外国人に許したる境内の東海道を無難にする事の極めて肝要なる事は、第九月十四日英人に対し暴戾を行ひ、且彼等を殺害せし一件より以来余と台下と談判に及び、且書簡にて掛合たる大切なる評議の事件なり、

右のことく憐むべく且不幸なる事の再ひ生ぜざる様に防くへき手配をなさんと、台下より余に約し給ひし事の成否に就ては、余台下より報告あらん事を待居たり、此事件に付台下は余に報告することなく金川奉行に命じて「コンシュル」に告しめ給へり、

是故に右之報告は直に余か手に来らざるを以て、是迄の手配并後來の手配ニ付台下より余に明瞭にして且確然たる報告を与へ玉はん事を乞ふ、然る時は確定したる境界の内におゐていつれの処にても暴戾に逢ふ事なく東海道を無難に往来し得へき事を英国の人民に告示し得へきなり、故に台下余に左之事件をしらしめ玉はんことを乞ふ、

第一 右廿三の番所は建んと欲して目論見たる全数

なるや、尚成就せざるもの有や、

第二 番所ことに詰たる五人の番人は、始終其番所にありて其処を往来する外国人を見留め得るや、又右の番人は始終交代するものなる哉、

第三 外国人を警衛するに、右の番人には如何なる命令を与へ置給えるや○此一条は台下余に十分明瞭に報告し給はん事を願ふ所なり、

第四 大名通行の為に設る新道は既に開き給ひしや、またいままたひらき玉ハすは何連イソノ時開き給ふや、

第五 此手配にて英国の人民確定したる境界の内は難なく東海道を往来する事を得て、大名其外イソノに通行の為に暴戾を受難渉を蒙る事なきや、

右は切迫なる報告なり、

英国女王のチャルズダッヘール  
エドワルト シント ジョン ニール 手記

十月十三日外国懸閣老方江英吉利の「ミニスト

ル」「ニール」本国より申来候由の演説

一一

去ル五月廿九日朝、外国奉行当宿寺江参り説話に、去年昨夜は暴人共当寺を侵し、異人等茂甚致難渋候処、今年は何事も無之互に悦入候由ニ申述たりしに、其夜軍兵衛打入候処を以て考見れハ、奉行は廿九日の朝より暴人の打入へきを知たる様子也、且兼て承る処は日本の刑法甚厳酷なりときゝしに、右一件に關係せし者を罰し玉ふ処ハ甚寛なり、第一其主人たる丹波守を厳しく罰し給ふへし、右英卒を害せし償ひ金は一万「ポンドストルリング」凡そ保字金 壱万兩程おくり給ハ、其親族共江渡し可遣と云々、

### 三

#### 同日生麦一件応接

#### 關老演説

一生麦におゐて殺傷一件は、島津三郎家来之内事実よく分り候者可差出旨申達候処、則三人差出候間、其者共及吟味候得共、何分発輝と相分り兼候ニ付、尚事情巨細に相心得候者可差出旨再応達し置候事に有之、就而は右之者来着之上は早々及吟味可申候、尤最初より余

程時日も相懸候事故、其方ニは定而待遠敷可被思候得共、右様之儀は火急にいたし候而は却而不都合も可相生ものゆへ、漸々に所置いたし候事ニ候、

#### ミニストル答

一被仰聞候趣にては私におゐて不平に有之候、生麦一件ニ付而は其後何共御報告無之段、本国政府江可申遣候、

一一体東禪寺ニ而の殺傷人既に自裁致し候処、右ニ而もしらへ方とかく延引に相成候事にて、右ニ比較致し候へハ、生麦一件之方は夫より大事件ニ而中々急速ニ取しらへ候儀は難相成、殊に多人數之内より起り候事ニ而、素より人を傷候者は己れか身をいとひ亡命いたし候間、其辺篤と可相糺と存、最初之三人呼出候処、右之者共申口不相分候間、尚其他之者を出し候事ニ候、

一左候ハ、罪人差出方ニ付大名と政府と之際に御六ヶ敷儀ニ而も出来候而当人は不相分候哉、左候ハ、其段政府江可申遣候、

一 当人可差出との儀は疾に申達候処、亡命いたし候由申聞候ニ付、其他之者呼出候事ニて、政府と大名との際に聊六ヶ敷事無之候、

一 右亡命の者は御国内に罷在候哉、御国外江逃去候哉、

一 素より国内を逃去候訳は無之、尤其辺は睨と差定申入候義難出来候得共、畢竟右等之札方為可致事実を弁し居候者を呼出し候事ニ候、勿論火急にいたし候而は却而深く隠れ候事も可有之と手段相尽し候事ニ候、

一 左候ハ、政府より敵敷大名江御沙汰有之候而は外ニ差縫候事も出来可申旨、自国政府江申遣候而宜敷候哉、

一 左様ニ而は事実相違いたし候、素より其所置適否をかへり見す候ハ、速に取計方も出来可申候得共、左候而は交誼ニおゐて相欠候間、是非共当人探索之上為差出可申と、夫故手心之取扱も有之候儀ニ而決して等閑り差置候ニは無之、且別に大名と政府との際に六ヶ敷儀出来候訳ニは無之候、

一 最早七十日も相立候事故、此度は六ヶ月相待候義は出来兼候、尤是迄政府江申遣候事は無之候得共、今日御談判之趣は可申遣候、

一 左候ハ、罪人可差出旨大名江申達候処、いまた差出不申、政府ニ而は甚心配いたし居候旨、其政府江被申度候、

一 私ニは委細之事情御談無之候間心得不申候ニ付、仰之通申遣候儀は難出来候、

一 其国ニ而は罪人いつれの地に隠居候とも直ニ政府ニ而召捕候儀ニ可有之候得共、此方ハ素封建之制度ニて、諸藩士共召捕候節は政府より手を下し候儀は何分難出来、其主人江申達し主人方ニ而召捕候訳ゆえ、主家之探索方行届兼候儀ニも可有之哉に被存候、

一 左候ハ、誠に敷敷事と被存候、大名江被為対政府之御威権を十分ニ御震ひ被成兼候様ニ而は、終に政府之御為不宜儀出来可申候、

一 右は我国古来より之仕来ニ付、急に改候義は出来兼候、一旧来之御法ニは可有之候得共、英人を害し候得は



夫丈の御償ひ無之ては相叶不申候、

一至極尤ニ候、夫ゆえ政府ニも心配いたし候訳にて、英

人江対し始て取極候法則ニは無之、国内一統同様ニ候、

一左候ハ、此趣政府江申遣し、本国之返答相待可申

外無之候、

右畢而退席、

四 (C1)  
一 石部宿にて渡辺金三郎外ニ三人逢殺害候一件

御届書

私領分東海道石部宿ニ於て、昨廿三日京都町奉行滝川

播磨守組与力渡辺金三郎・同組同心上田助之丞并同町

奉行永井主水正・与力格同心森孫六・同心大河原重藏、

右四人之者前書石部宿泊ニ而罷下、金三郎儀は同宿橋

屋市左衛門方、助之丞儀は角屋惣吉方、孫六儀は佐渡

屋作三郎方、重藏儀は万屋平七方、夫々止宿罷下候処、

暮六時過、右四人之者旅宿江浪人体之者三十人計手分

いたし拔身ニ而居所江踏込、少々物音仕候はかりにて

直に出去候ニ付、宿之者共右四人居所江見廻申候処、

金三郎・孫六・重藏、右三人共首無御座臍計血染有之、

助之丞儀は其節孫六旅宿佐渡屋作三郎方江参り居合、

深手負同宿八百屋兵助方江駈込無間相果、金三郎家来

恒三郎深手負、助之丞家来節吉と申者も疵受、其外之

者共は別条無之、手負之者不取敢医師相懸療養為致置

候段、宿方より申出候間、早速役筋之者差出念入番人

為付置候、尤右之段京都所司代酒井雅楽頭殿・同所町

奉行江も相届置候、委細之儀は猶可申上候得共、先此

段御届申上候、以上、

九月廿四日 在所日付ニ而  
十月五日江戸着 本多主膳正

(四の?)

渡辺金三郎

森 孫 六

大河原重藏

右戌午年已来永野主膳・嶋田左近之大逆謀ニ与し、加

納繁三郎・上田助之丞等始奸吏共に心を合せ、古来未

曾有之御国害を醸し、聊ニ而も国事を議し候者は悉無

名之罪を羅網し、甚ニ至而は死流蔽刑を用ひ己か毒計

を遁んといたし、必天地不可容之罪状一々不違枚挙、

依之加天戮者也、

壬戌

九月廿三日

五

久我公江捨文等之聞書

(五の1)

前内府要路に当り戊午已来関東之奸吏に組し

天威を傾け、剩

和宮東行、千古未曾有之大恥を醸ニ至、然処天運道に

復し、今年にいたりて退職有之上は屹度改心可有之処、

今以貪欲之心を不翻、有道之朝を傾んと種々秘議会談

有之由、加之調伏鳩毒等之調度有之儀、今路頭に其説

高し、依而早速踏込可令寸断之処、

朝廷之嚴威を憚り暫猶予に及とも、頃日ニいたりては

猶予之儀難相成と衆議一定す、然といえとも出格之憐

を以今十三日十四日之内洛中を立退ニおめては、爾後

其分ニ可差置、若其儀無之時は首領を四条磧ニさらし

家族可令至無遺類もの也、

戊九月

(五の2)  
一別紙之通去ル十二日久我様江投文いたし候ニ付而は、

中将様ニ茂未御懐中ニ付、諸大夫中談合之上関白様江

相同、其儀は前内府様儀ニ付別紙之通致投文候、然上

は為私御立退と申儀は相成間敷、殿下より立退候様被

仰聞候ハ、直様可被成御立退、且亦書面之通逆賊之名

為顯然事ニ御座候得は、御糺明之程奉願候、左様無御

座候へハ前内府様儀は致自殺、家名は中将殿を守立可

申、此両条如何相心得可申哉と奉伺候処、殿下より被

仰候ニは、御立退之儀ニは及申間敷、併如何様とも是

より御差図ハ難被為出来、且又右之御罪状之儀は尤空

説と被思召候、是迄格別之御寵臣之御方ニ付よもや左

様之儀可有之様も無之由被仰聞候、然処久我様諸大夫

より奉願候は、右之通ニ思召御座候ハ、前内府殿罪名

両条之内ニ而は無之段一統江被仰達被下度申上候処、

其儀は議奏衆と可被仰談と被仰聞御座候由、然処一条

様御始御一類様方思召ニ寄 御廓内ニ而万一之事出来

候而は御氣遣被成候ニ付、去ル十四日平野之御別荘江

御移相成申候、右之趣御国許江言上いたし候様御用人  
早川遠江介より申越候事、

右京都詰細川様之士より申越候写ニ御座候、

六

仙台藩玉虫左大夫風聞為探索京都町奉行家来ニ  
相成差越居申越候風説書

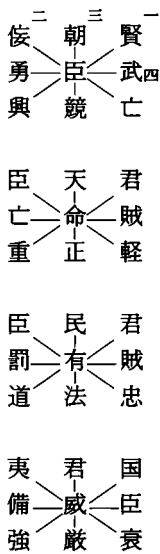
一 当時薩長土三箇国之勢盛にして、右藩土洛中江多人数  
入込居専正議を唱候由、万一他ニ而誹謗等仕候者御座  
候得共、其者を捕へ殺害ニも及候程の勢ニ而、市中は  
勿論誰ニ而も恐怖仕居候事ニ相見得、尤市中往行之者  
も右三ヶ国之者と見候得は遠く相避、何分不相逢様仕  
候様ニ相見申候、

一 右三ヶ国之浪人は不及申、諸藩之浪人多人数ニ相成、  
其中ニは窮迫之者有之、市中江罷越黄金等強借仕候者  
も有之候得共、一人として右を訴訟仕候者無之のミな  
らず、何事も浪人の望ニまかせ候様に相見申候、其子  
細は京地之全盛ニ相成候は全く浪人の御陰と相心得、

市中ニ而賞歎仕候者多分ニ有之候故、少しの無理も忍  
居候様子ニ御座候、此分ニ而は浪人之勢益盛ニ相成、  
京撰之地通逃之洩藪と相成候ニは相違有之間敷、慨歎  
之至ニ御座候、

一 浪士之勢益盛にして、京撰之政事彼より出候様相成、  
天朝ニ而相制兼候者有之は都而浪士之手ニ懸り申候、  
島田左兵衛等殺害いたし候一条推而可知事ニ御座候、  
且亦此節市中ニ而錢相場を貴く仕候者有之候所、諸民  
之難渋ニ相成候間早速殺害可仕杯と申ふらし候故、市  
中之者共大に恐怖し、俄に已前之通之相場に復し候由、  
諸事右之次第、諸役人の勢より却而浪人之勢盛に相成、  
所謂浪士国命を取候形勢ニ相成申候、長大息之事ニ御  
座候、

一 七月末錦天神境内ニ左之捨文有之



又

七月廿三日天公国忠勇士の手を借て大奸賊島田を為討  
梟木に懸させ玉ふ、諸人之を見て手拍悦ひ快とす、猶  
恨らくは諸人をして竹鋸挽にせざるをいかる、此上は  
大悪険暴長野義言を得て土中に埋め、国忠之人々をし  
て山葵御を以て摺り御さん事を天公に祈りもふし、

国忠隠士

一 当月十四日夜所司代酒井侯より町奉行江来二月弥

姫路

將軍御上洛被遊候由被仰渡、右ニ付同十六日大番頭町  
奉行等一統二条御城御見分ニ相成申候、天明年中雷火  
ニ而御本丸焼失相成、二丸のミ相残居候得共、二百年  
前之御造営且久敷空城に相成居候故、多分破損、左右  
草莽藜々として、狐狸の窟崖之様ニ而一見目を驚候様  
ニ御座候、来二月迄是非御普請御成就相成、 將軍被  
為入候事ニ可有御座候得共、尋常之事ニは有之間敷候、  
其外御城近傍堀川西下立売通よしや町辺之町屋敷御取  
払ニ相成、武家屋敷御造営ニ罷成候由、右は七年前  
御所炎上之節類焼仕候場所ニ而、只今ニ家並も相揃不

申場所と相見得申候、右ニ付而は追々の御用煩不容易  
事ニ可有之と専風評有之候、

一 薩州・長州・土州・加州、いづれも屋敷普請ニ而近傍  
之町屋敷を買求相弘候由、町方ニ而は迷惑之事ニ御座  
候得共、価の高下に不拘強而買求申度相談ニ被及候故、  
右様之強談彼是申候而は追々如何様之害に逢候も難計、  
不得已其相談に随ひ売渡候由ニ御座候、

一 所司代酒井侯 姫路 御所向首尾不宜病氣と号し参内も更に

無之、尤只今ニ而も病氣中ニ而千本屋敷と申所ニ引籠  
居候様子に御座候、依而町奉行等所司代直御用有之節  
は所司代屋敷江参り不申、右千本屋敷江被参候由、千  
本御屋敷と申は所司代御屋敷近傍ニ而、酒井侯此所ニ  
居家を構へ居、態々所司代御屋敷江御出勤に相成候様  
子ニ御座候、世評ニは浪士を恐怖被致候故と申事ニ御  
座候得共、全く夫のミニは有之間敷、外ニ子細有之哉  
ニ御座候、  
一 此度会津侯上京之上は如何様之儀仕候哉、公家堂上方  
も疑惑仕居候様に相見得、浪士共も少々恐怖之様子、

且又永井殿町奉行被仰付候儀も余程疑居候よし、尤堂

上方ニ而は、永井は先年外国奉行も相勤居候得は迎も  
攘夷之事を不承知ニ可有御座、其実心如何様之所存ニ

可有之哉抔と、種々の風唱仕候様子ニ相見申候、

一 会津侯上京之上は、千本御屋敷御普請相成、右江御引

移ニも相成可申哉、只今ニ相定り不申由、当分之所ニ

而は油町三井屋敷と申所を借受家老等止宿致居候様子

ニ相聞申候、

一 筑前侯より当七月一門黒田長門用人野村東馬と申者上

京、此頃ニ相成家老之由、立花刑部と申者上京近々之

内、筑前侯も上京ニ相成候由相聞へ候得共、治定之儀

は暁と相分兼申候、其外細川侯多人数七千人位之由引卒、是

又上京、有馬侯・中川侯・藤堂侯も同様と申事ニ御座

候得共、道路之説のミニ而暁と之儀相分り不申候、

一 將軍御上洛之上は如何相成候哉、品によりては京師

御滞留被

仰付候哉も相知不申、弥左様ニ相成候而は関東江別將

軍被相立候外有之間敷、定而一橋公ニ而も被為立候訳

ニも可有之哉と風評仕候、

一 説ニは、將軍御上洛之上は京地十ヶ年御滞留

被

仰付、江戸御城代と申御役新に被仰付候者有之、

江戸警衛仕候由、弥右様相成候而は京地益全盛に

して、只今迄之江戸同様ニ罷成可申抔、紛々風評

仕候、

一 將軍御上洛ニ付江戸御警衛等之儀は加賀・仙台両家江

御頼ミに相成候由、爰元ニ而相唱申候、

一 清川八郎事大谷雄藏儀、薩藩に殺害被致候事ニ江戸表

風評ニ御座候処、爰元ニ而は右雄藏儀、先々月中ニも

御座候哉、河州藩某姓名不分明同断ニ而東国有志之者を相

募候所存ニ而罷下候由ニ相聞得申候、弥右様之事ニ御

座候ハ、定而

御国元江も罷出可申哉ニ御座候、併風評之儀ニ而屹度

申訳ニも無之候得共、為御心得不取敢申上置候、以上、

戊九月廿一日 九月廿七日  
江戸屋敷着

七

一 亜国公使「ブライン」より書簡を以申上候は、是迄日本産物出港之節五分之税銀御取立相成来候処、此後は無税ニ被仰付度、左候へハ捌方多分ニ而御国益相成可申候と申立候、

但日本ニ而は税銀取立候而は出港夥敷、夫か為国内之諸品追日高価相成、人心不居合等之儀茂相起り申候処、異人共之説は全く反对仕候、

一 右同人より対州開港被成度、且大君殿下御家来之領知高麗国をも御開き有之度由申出候、

一 肥後人横井平四郎、越前侯江御雇相成、百人扶持被宛行、御政務筋も御相談相成者ニ候処、同人之説ニは十八列公を年番交代ニ而政事取行ひ、恰茂亜国之大統領之如く相成候ハ、紛乱靖治可致、且天主教邪蘇教をも相用可然申候由、

一 勅使御参向ニ付、十月廿五日夜御徒頭并組下及び講武所鎗術・砲術之者百四五拾十人、川崎より程ヶ谷迄之為警衛即刻支度相越申候、

一 廿七日土州侯江戸御着、御供方警衛組等夥敷相見得申候、同日 勅使両卿は品川泊ニ付、為御出迎刑部卿様・春嶽様・御老中方騎馬ニ而御越有之候、

一 右 勅使を以攘夷決定之趣幕府江被 仰出候間、幕府より其沙汰可有之候間、其心得を以而諸事取行ひ可申旨、是迄 勅命被 仰渡置候列候江亦々 内勅御座候由承申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

戊  
十月廿八日

南部弥八郎

◇第一九号 戊十一月廿八日報告〔風説書〕

(表紙)

# 風説書

戊十一月中

一

南部弥八郎

一 江戸に居れる西洋諸国の欽差に上つる書

万国人目の観る所にてハ、政府は邦の法度及人の性命産業を護るの政綱を維持する者たり、若此政綱を維持することなけれハ政府たる所以の真面目を失ふ、故に外藩人よりこれを見れハ、其美名一も存することなし、何者外藩人は実に其政綱を維持せる政府と交り虚名の者と交ること能はされハなり、此語ハ一千八百六十二年第一月二十六日江都にてメストルアルコールコック台下の日本外国事務宰相に贈りたる書中に載る所たり、  
一千八百六十二年 日本横浜日本新聞紙館活刷

二

上書一通

(二の1)

我

戊六月五日

一千八百六十二年第七月一日於横浜

大不列顛及阿爾蘭合一王国の女王殿下及日本大君殿下  
両国の交際を永久にして親睦ならしめ、且両国人民交

易の待遇を以て平易流通せしめんか為に和平・友睦・  
交易の条約を結ハんと決議せり以上、条約ノ文、

此重切なる一文は大不列顛と日本条約の開卷第一に見え、又近頃此邦と結へる他の諸国条約にも皆此一文を其巻初に開かさるなし、蓋此一文を以て西洋諸藩大君と交際を結へる所以の主意を明白に掲けたるなり、西洋諸藩は新に交易を取むすひ、是をして平易流通せしめんか為に大君と和親せん事を好めり、大君ハみつから此条約に姓名を署し正大精確に和親交易の交を契約せり、我商人大君の辞の十分にして且重価たるを信じ、横浜・長崎・箱館に居住す、此交を結へる以来既に三年を歴たり、此三年の歲月は交際の浅深を測定め、且此邦との交易我望のことく成行へきや否を驗知するに十分なる程限たりとす、

今日日本政府と西洋諸藩の間に現に和親ありや、將是より先既に和親せりや、

其開きたる港にて行える我交易の形状は、条約を結はざる前及是を結へる後少頃の間に在て我商人の望める

所のことくなるや、否、

否々、今公けに兵闘なしと雖も両政府の交際いまた親睦と称するに足らず、且新に交易を為すと雖も両国人民の間交易の往来平易流通するにいたらず、日本人と我們的の綱繆往来さらに其深を加へず、

今和平親睦の情あることなく、外藩人の日本に居れる状は安穩ならず、且快樂ならず、其已むを得ずして苟且に歲月をおくれる有様は、其已穩且快樂ならざるの一確証たりとす、

我公使の江都に居るへき当然の正典を存するため其地に在りと雖も、本国の官任に比すれハ殆ど耐ふへからざる待遇を受け、公使は恰も此国の捕虜に同しく、兵器を操る者四面を番衛し、まづ通知するに非されは街衢大道に出行すること能はず、恰も敵国の内に入る者の如し、日本人ハ一人たりとも官准を得るに非されは公使の前に来る事能はず、公使の為す所一步一動其什麼たるを諷察す、日本の制度および財政の信据すべきものを聞知らんと欲すれとも秘してこれをしるを許さ

す、公使其おのれの職分の事を行ふに切須なる国事を知るは、大氏(註)公使の臣僚の告る所にいつ、此臣僚の国事を漏すは設使其生命を喪ふにいたらざるも其禁獄の罰を賭する者たり、若夫れ開化せる邦土に在ては、政府より公けに告しらしめ少しも匿し秘することなし、横浜に居れる外藩人は江都におれる上官の如く敵酷の諷察をうけすと雖も、意の好む所のことき待遇を得ること幾許もあらず、外藩の領事官其国人に令して兵器を操りみつから衛ることを許し、其命に就て和平を喜び、且勇敢なる人はみつから兵を操を喜ふの一事は、大君の臣下と其交親しからず、且快樂ならざる一証たり、

日本人と我們交易の交際艱厄にして規則なきは、猶日本人と我政府及郷党の交の艱厄にして規則なきと一様たり、二三の商估交易して利を得るとも百事皆順利なる状を証するにたらず、大凡横浜に居れる商估輩は日本人と交易する間、日本役人恣に其間にいりて毒手を施す数多の例あり、今之を挙ることを得る時は、此



地にて自主の寛典なきを証するに足れり、大凡自主の事は交易を繁華ならしむるにはかならず須つ所の者たれば条約中已に是を契約せり、

日本の商人格外の恩准あらされハ横埠に來り、或は之に居住すること能ハさること明かなり、其人は役人の売を許せる物項にあらされは、これを市上に出す事能はさること明かなり、其人は外藩人と交易を為せる状を細かに告げ売買せる物項を上陳するのミならず、如何して金を償、いかゞして金を取納せる状を正しく上告するを須ふへきこと亦明かなり、若又売れる物項の償として外藩の貨幣を受たる時「条約中には外国金銀を礙りなく通用するを載すといえとも」彼ミつから此金を使用すること能はず、三割の利を政府に帰する価にて外国人より受たる銀餅を政府の役人に売与ふるをすつへきこと明かなり、此強暴の政令と聚斂の処置あるを以て、大坂の商估のとき上等の人の横浜に來るを礙へ、我們をして卑賤なる商人及牙保とのミ周旋せしむる事明かなり、此輩は大凡無智にて狡猾に貨物を

掠め、契約を破るとも一も償を取るへきものなし、かく大害の続にて此港を出入する諸項の物額ハ「卑賤の商人等役人を怖るゝを以て明らかに道出すことなしと雖も、恐らくは」恣に且法律にそむき重き運上を加ふること幾んど疑なかるへし、此數事は日本役人緊しく其必無の事たるを証すと雖も、日本に居れる外藩人は太氏<sup>(哲)</sup>之を知り、且これを発明せざる者なし、

余今外藩人と日本人の間和平親睦の交際共に皆あることなく、且交易の交際固からず完からざるは、猶兩國欽差及郷党の交の固からず完からざると一様たるを反復す、

既に上の如く論し來れハ、おのつから一二条の疑問を生せざるを得ず、即ち大君の明白に契約を破りたる道理は何事たるや、且条約中載る所のことく外国人其身を保全し、交易を和易流通せしむるは如何して済し得へきや、

其第一疑問の答左の如し、大君の正大なる契約を破るの道理は此約を保持<sup>〇〇〇〇〇〇</sup>すること能はされハなり、其此約

を保持する事能はさるは此約を命令する權なければなり、

ロルドエルジン及パロンコロスの両氏江都に使し邦人と謀議せる記をよミ、大君政府の日本に於るハ猶女王政府の英国における、帝政府の仏朗西に於るかごとく、他国と条約をむすふに此等の自主君主の如く同一の權ありと認得る者は、此上の一節の文を觀て一驚を來すへし、然りと雖も其実は余かいふ所のことし、大君の此約を保持すること能はさるハ、他ニ此約を命令する權勢なければなり、

大君は日本独自統轄の主にあらず、又原律に依て政をおこのふ君主にあらず、啻に此のミならず、本国君主の最上高貴の臣にもあらず、大君と日本の正統の帝たる御門の間に大君の上に位せる大臣數員あり、独り大君は政府の政權を行ふ職掌たり、

二百五十年前許に當て國家の大變革あり、此時は祖先此政權を奪ひ、遂に是を以て其子孫に伝へたり、此政權の大なるハ固より然るへき所にて、西洋方今の制に

在ても亦一時是と匹敵する者なしと雖も、其中みつから細に局定して分の犯すへからざる者あり、最近の大君の心には恐らくは其好む所にあられとも、時勢の已むを得ざるを觀て外藩と条約を締ひ姓名を署したるは、其越職の罪を免かれず、加之新に擅横する所あるは、此其今の艱厄を惹出し來る根元たり、其然る所以を説んとするには、日本政府と名くる一個の雜沓せる結構に就て一言せざるを得ず、メストルアールコック此事に就て下文を述たり、

日本には虚器を擁せる一個世伝の君主即ち御門あり、此主は命令を出さず、又自ら政を施さず、其第二は大君なり、此主は撰定せる制度を以て之を子孫に伝ふと雖も、其本は一時の勢に乗して世權を攘奪する者に過ぎず、大君は政律を行ふ名ありと雖も、今は御門のことく實は其權に妨する能はず、唯影像の如き冠笏を保てるのミ、此影像の後に真誠の行法行政の柄を求むるを要すへし、斯に先つ宰相あり、外藩公使此中の二人と周旋謀議す、宰相の後即ち其上位

に御老中といえる五人の執政あり、其身分は大名にして、撰はれて国家の大臣に任し、自ら高上の政令を出す当然の権あり、此大臣の行ふ一二権勢の源は大名十八家の大会議あり、此十八家は更に帝国の重モ立たる六十二大名の権威と其所思とを統へ、これに代りて是非を議論す、此六十二大名は更に各六百大名の内一班に居る、此六百大名は土地を領し本土に於て大小の恩典を受け、其評議の席に加はりて多少の面議を為すを得」<sup>(マヤ)</sup>此事は国家の大体の精説及証拠とすへき細密の事に就て遺す所猶多しと雖も、精確の事を知らんとするには此を捨て外に信すへき者あることなし、国家の最も尊榮たる位爵を有てる御門及大君は、共に当今に在て政權に妨することなきは誠に其然るを信するに足れり、

上にいへる所に据れは、<sup>(強カ)</sup>大君は其はしめ国家を統御せる主と看做せしも、今より考ふれハ正統の主にもあらず、又権勢ある主にもあらざるなり、故に他<sup>(彼カ)</sup>レ一人にて結ぶる条約はおのつから疑はしき価値の物たらざる

へからず、

メストルアールコックが上にいえる文を書せし以後、新に我們の見聞に得る所にて考ふれば、大君の権威は局促せる者にて、外国人と条約を結び姓名を自署せし故を以て、実に本国の約束を破壊すといふに至る、其故は此約束の功德に由てのミ帝国におひて行法の主たるの権を保持せるを以てなり、

近二百五十年日本に政令を行へる大君の先祖<sup>ヒエアス 家康</sup>となるにはあらず、正統の帝たる御門は其眞の権勢を奪はるゝといえとも、神聖の典刑はヒエアスと雖も猶謙退して敢て之を犯さず、此御門の外十八人の雄大なる君主ありて共に兵を擁したれとも、ヒエアス敢てこれを侵襲せず、又強て従ハしむることをせず、其寇敵のこゝろを慰解するか為にこれと和親を結へり、是の如くにして結ひたる約束は日本原律の根元たりと考へざるへからず、之を権現様の律と名づけ世の偏くしる所となれり、

此律の徳は外国人のしらざる所にして、其十分なる本旨は秘して知らしめず、此律の徳沢に縁て大君江都及其他の富庶扼要の地の君主及帝家行政の要官となり、此等の大利に拠て帝家第一の権勢ある臣となれり、然れ共権現様の律は御門陛下の位を侵犯せず、又御門の勢おとろへ且永き国家の喪乱に由て、大なる大名数代の間窃拠せる自立の制をも変革することなく、此為す所に拠て国家大体の位爵権勢の分を定む、御門・大君・十八君主各々其大小の本職を奉し、以て帝国を一致となせり、

此制度の結構已に成て總統政府を建ること左の如し、第一には御門、即ち帝首地ミアコに都し一切行政の權なし、然れとも其名号は無上大権を執ると称す、此無上大権は「帝の一たび准旨宣下するを須ふへき」如き一時形勢に在ては現に其価を成し、大に重切のものとなる也」、第二には大君即ち行法の主首地江都に都し、富庶なる領地の出す所を以て御門宮中の不足を補ふ」、第三に大会議十八古家の大名を其該員とす、其人は各々

江都に在て御門の替身となり（已むことを得ず江都に居住す）、此替身の勢ポテンチに由て大君の政權を權衡せり、日本に大事あれハ此會議官と商議するを須ふへし、然れともこれを決定して施し行ふには、まづ御門の准旨宣下なかるへからず、

然れとも此制度は合せて一全体となり、一切帝国の政體を制す、若夫れ大君大名各其本国に在ては其主にして、古の旅客のいえる如く其人は獨壇自立の權を握る君主たり、

斯にいえる事体はメストルアールコックが云へる所の上↑に於て些子を補ふに過ず、此帝国の制度重沓にして別種の體裁を成せる所以の十分なる解を得るにたらずと雖も、亦其一端を曉得るに足れり、一端とは何そや、大君の政府は日本の總政府にはあらず、御門のミハ全國を包括する当然の事理を有てるを言なり、今御門猶いまた外国諸藩と締へる條約に其准旨を宣下せざるか故に、此條約日本の君主人民の目中には一も法度に叶たる真正の価あらざる事明かなり、

是近来諸厄難の病根にして、大君の政府にて我公使および我門を守護するに適せず、政府を動乱し我門を逐出さんとする、忿懣人の掩襲を禦くこと能はざるも亦此故なり、其他時々街上あるひは日本人の番衝せる所在或は不列顛公使の窓戸にて罪なき外国人を数段に斬断する者あれども、政府にて是を罰すること能はざるも、亦此故に縁るにあらざるなし、

又政府にて我交易を促にし其繁昌するを喜はざるも皆此故に本つき、今年第一月に江都港を開くを禁し、来年第一月に大坂をひらかんとするを忌むも亦故に由れり、又我門を要して久しく外国交易を行へる長崎に退くをもとめ、横浜にて禁する事を長崎にては之を許せるも皆此故にいでず、約して言へば、日本の内地にて外藩人に和親の事なく、此国人と我国府及交易の交際当然を得ざるも是故によれり、

大君の政府数多の罪孽を造りて我邦と日本と三年の間交際の史を汚穢するに、血痕を以てすと言ひ罵りて日本人を呵責するにはあらず、大君の政府は眞実に此罪

孽を哀むこと疑あることなし、只大君の政府これを禁制するの力勢なきのミ、蓋し権現様の一律に依れば何地にても外藩人を見る時は直に之を殺戮するを許せり、今猶いまた此一律を除くこと能はず、

大君徐々に我交易と他の宿願とに由て此一律を刪除き、我に其契約を守る法度と權勢とを収拾するまで我門の性命を我門の手中に保持して其時を待は、我門に在て無用の冗事たり、我門は日本の地を棄去らざるへからざる欵、又将た日本にて無上なる一人の君主より我門の享くべき当然の道理と恩典との十分なる印証を得るを須ふべきや、此二途の外に其中間なる道路なかるつし、仁愍の設施延捱の事端恩准の命令は皆半途の事に、遂に今の事に益あることなし、帝国の眞正政府より許されたる条約を得る欵、しからされは条約を価なきものとなして打棄款待せられず、且危殆なる邦土を去るべきや否や、今亦反復してこれをいふ、

後の一途に出ることは此政府の意に適ふべきが如く西洋諸国の意にも適ふべきや否や、是他人の決する所に

して我付度すへき所にあらず、若し此国と交りたる諸  
国より力勢ありて且一定せる紀律を速に施すことなく  
んは、我門に在て目前に尋行ふへき一条道途も存する  
ことなかるへし、

(二の2)

右は先月口達ニ而承候趣書取申上候後、一覽仕申候  
間、写取申候儀ニ御座候、尤蕃書調所ニ而筆作玩甫  
翻訳被仰付候、

(三の1)

十一月廿日

井伊掃部頭  
名代

小堀大膳

其方父掃部頭儀、重き御役相勤、御幼君御補佐ニ付而  
は万事御委任被遊候処、奉対

京都被惱 宸襟候様之取計致し、

公武御合体方ニも差響、天下人心之不居合之基を開き、  
且賞罰黜陟共我意ニまかせ、賄賂私謁之儀も不少、  
上之御明德を汚し、不慮之死を遂候ニ至候而も奉欺

上聴候段、追々達 御聴、重々不屈被

思召候、急度も可被 仰付処、死後之儀ニも有之、出  
格之御宥免を以、其方高之内拾万石被 召上之、

(三の2)

内藤紀伊守

名代  
諏訪庄右衛門

其方儀加判之列久々相勤、古役之儀ニ候得は万事心付  
可申処、勤役中同列之内不正之取計共致候ニも心付罷  
過候段、不束之至ニ付、急度も可被 仰付処、格別之  
思召ヲ以、先年村替被 仰付候老万石旧地戻被 仰付、  
溜詰格御免帝鑑間席被 仰付之、

(三の3)

間部下総守  
名代

間部熊五郎

其方儀勤役中外夷御扱之儀ニ付、奉対

朝廷不正之取計有之、重き方々江不相当之任向致し、  
右は故井伊掃部頭之意を受候とは乍申、重大之事件輕  
易ニ心得、公武之御一和を失ひ天下人心不居合を開

候段、追々達 御聴、御役柄をも不弁次第不束之至ニ  
付、急度も可被 仰付之処、格別之 思召ヲ以、先達  
而村替被 仰体候老万石被召上隠居被 仰付、急度慎  
可罷在候、

(三〇四)

下総守嫡子  
間部安房守  
名代  
右 同人

△被 仰付、其方江為家督四万石被下置、

(三〇五)

酒井若狭守  
名代  
神田若狭守

其方養父右京大夫所司代勤役中如何之取計有之、先達  
而隠居被 仰付加増被召上候処、一体

公武御間柄ニ付実直ニ可取計之処、権謀詐術之行有之  
趣達

御聴、御疎隔之場合ニも相当り、如何之事共被

思召候、急度茂可被 仰付之処、格別之御有免ヲ以、

右京大夫儀蟄居被

仰付之、

(三〇六)

堀田鴻之丞  
名代  
小倉新右衛門

其方父見山勤役中外夷御取扱之儀ニ付而は、品々

叡慮之趣も被為在候重大之事件輕易ニ心得、万端不行  
届之取計ニ及候段、追々達 御聴、重キ御役柄不似合  
儀共不束之至ニ付、急度も可被 仰付之処、格別之

思召を以見山儀蟄居被 仰付之、

(三〇七)

久世謙吉  
名代  
福田甲斐守

其方父大和守勤役中不束之筋有之、先達而御咎被 仰  
付候処、猶追々達 御聴候は、故井伊掃部頭横死之儀  
ニ付奉欺 上聴候段 御後闡取計御政道茂不相立次第、

且

京都より被 仰進候儀茂有之候処因循迂緩之取計致し、

朝廷を不重、其上重キ御役儀乍相勤賄賂ニ汚れ家事不  
取締之段、不埒ニ被 思召候、依之其方高之内老万石  
被 召上、大和守儀永蟄居被 仰付之、

(三の9)

御書院番頭

小笠原長門守

名代

水野伊勢守

(三の8)

安藤 鏘 之助

名代

安藤 小膳

其方父對馬守勤役中不正之筋有之、先達而御咎被 仰

付候処、追々達 御聽候は、故井伊掃部頭横死之筋奉

欺 上聽候儀 御後聞取計御政道も不相立次第、且

京都より被

仰進候儀茂有之候処、因循迂緩之取計致し、

朝廷を不重、掃部頭死後も其意を受非義を行ひ、外国

人心接之節不分明之事共有之由相聞、其上重キ御役儀

乍相勤賄賂に汚れ家事不取締之段、不埒ニ被 思召候、

依之其方高之内二万石被 召上、對馬守儀永蟄居被

仰付之、

右於豊前守宅老中列座、同人申渡之、大目付竹本甲

斐守・御目付杉浦正一郎相越ス、

其方儀京都町奉行勤役中事実不分明之儀取計、御制度  
紛乱を生し候段、不束ニ付御役御免隠居被 仰付之、

(三の10)

中奥御小姓

薬師寺備中守

名代

吉田太左衛門

其方養父隠居静山勤役中故井伊掃部頭江阿諛いたし不正

之取計有之、不束ニ被 思召候、依之隠居料五百俵并

其方高七百石被 召上、

右於稲葉兵部少輔宅若年寄中出座、同人申渡之、御

目付池田修理・沢勘七郎相越ス、

四

十一月廿三日

松平讚岐守父隠居

松平右京大夫

一 蟄居



一 先年村替之地  
旧地戻被仰付

一 飯泉宮内御評議一件不取計ニ付  
溜詰格御免隠居慎

一 慎

一 式千石被召上  
永盤居

一 飯泉宮内一件御評議  
不取調ニ付御役御免

一 御役御免慎

一 慎  
御免



新製 阿波めし  
一 箸手もり  
あちぜんめし

ようどう酒  
正銘

- 松平和泉守
- 松平伯耆守
- 水野出羽守
- 久貝因幡守
- 松平式部少輔
- 松平出雲守
- 駒井山城守
- 黒川備中守
- 大久保越中守
- 浅野伊賀守
- 岡部土佐守
- 池田播磨守
- 石谷因幡守
- 伊藤長春院

六

落首類

名代

から津 茶わんもり

いづミ川

有合御さかな

一 いんばうなき 焼直しゆへ下直ニ御座候 一 かぼちや汁 御膳付故至極下直ニ御座候

一 いはきの鱈 二度にききミ二万石差上申候 一 鯛のみそ漬 存之外下直ニ而御徳用ニ御座候

一 つかミくぜ煮 とふやらこふやら別製一萬石差上申候、一かもンのたゝき

一 鯖の味噌煮 少々古く御座候間一萬石ニまけ申候

右之外鮪の丸揚・いん居かぶ押漬、精々念入みぢんにくだき凡半高にまけて十五萬石ニ御座候 数多仕入置申候、

坊州屋周助

薩摩土佐煮出しの利た御馳走にくらい倒れの御客度々  
 さつま芋したゝか喰た其跡にひらの長いも見る人もな  
 し  
 そふさるの仕込違ひの御賄たらぬ所に阿波めしを出す  
 ちよくくと御客ばん頭うるさがり  
 そふさるの不足にかつほぶしを出し  
 そら眠りしても遁れぬ古さぬき尻尾とられて泣もなか

れす

ひとじめにおふみで恥をさらし布汚れのとれぬしろい

股引

序に御披露

快通丸の伝

西魯英と覇王エンほどよく和して丸し、腹の仏々と  
して不通の時用ゆれば、やわからかに李和りと通ず、  
是蘭法の妙剤也、

七(の一)

松木弘安より申越候書簡

四月十六日之實書此書四月廿七日發ス、八月廿日比特堡ベイトセルグ魯ノに

相達忝拜見仕候、御揃益御安康奉欣喜候、生無恙去ル

六月十九日ガラー仏ノ地ヘンハグを發し、廿二日別林江到李ノ都

着、七月十日別林を發し、海路ニ而十四日比特堡に着

仕候、阿蘭より書差出、既ニ相届候半、別林は存外奇

麗なる都にして、広さは巴里斯・龍動の様に無之候得

共、人家之美なることは却而越可申、殊ニ諸學術は歐

羅巴中第二には下り不申、且病院其外所々江参り、結

構に驚入申候、既に此地江参り、帝城近辺之別宮ニ一

同旅宿仕、日々所々江参り見候処、ハブリーキは英仏

の様盛ニ無之候へ共、病院・貧院類は格別盛なる事ニ

御座候、右故はシペリに人民甚稀にして、縦令人を殺

せる罪ある者といへとも刑せずして其地に移し候程の

事故、格別植民の事ニは心を付居候よし、且他学より

も醫術は盛にして、此府に医甚多し、故に禄なくして

医を業とせる者は容易に流行し難き由、

一府中人口五十万の内七八万は日耳曼人種なる由、実ニ

市中徘徊するに俄人ならざる顔色の者多し、

一此邦の婦人甚醜し、たま／＼美なる者は他国の人なり、

俄人いふ、昔カタリナ外国に出られし時、外国の婦人

の美なるを見て所感ありて謂く、婦人の美なるは人口

の集教にかゝるとて、他国の人を多く呼れしとなり、

今も其企ありて他人の入をゆるし出るを容易にゆるさ

す、是人口を益し、かねて魯人を他の歐羅巴人種に化

せんとの企なりと云、

一婦人の美なるは和蘭辺に多し、

一此地にて義経の事歴を探り候処、一向分明ならず、或

時ミューゼウム博物館に参り見るに、此館は禽獸を乾しか

ため、左右の棚様之所に入置、玻璃をおほひ、諸人をして縦觀せしむ、其外鉞類・貝類迄天地間万有之物を藏せり、此内古物ある所に鞆靴タルタリアの元の大祖デンギユスカ

ンが城地より掘出せしといふ物あり、金物或は土器の類なり、此諸品を熟覽したれど、何分日本めかしき物はみえず、偶蝦夷辺のものに見ゆるもありたれ共、鞆ニもこの様のもの有へし、蝦は多く鞆の物に似せて物を造る故に証とし難し、或時シーボルト蘭の言を以て弁慶の長刀の事を問ふに、ツアルスコキーセロセロは村の義

といふ処に武器の博物館ありて長刀様之物ありと云、但し此処は比特堡より二三十里外にして往て見るを得ず、可憐、デンギユスカンは俄帝の先祖たること疑なしと云俄語は鞆に似たるもの甚多し、

昨年三四月頃蘭人シーボルト赤羽橋頭応接所にて物産の学を教授之節問話に、元の太祖は日本の英雄義経なる者、蝦夷より鞆に入て酋長となり、中国を掌握して後、印度諸国を風靡し、歐羅巴江いたり今の魯西亞(マヤ)を略せり、故に今なをベンケイサンの長刀は

頭存す、魯帝は其後胤なり、西語にてデンギユスカンは則ち源義経の訛なりと申候故、本文之如く探索仕候哉と奉存候、

一四五日前魯人北京より帰る者あり、此人陸地旅行三月を経たり、北京より長城を越へ砂漠を渡る、漠中人家なし、テント家となる布なりを以て露宿し、キャクタより汽船にて貝加原をわたりイルコッカに至り、イカサン云々の道筋なり、皆馬車にてゆく、モスコウ近辺少ばかりの所より汽車始てあり、

一此頃北京にて英仏の兵皆退、唯三十人の洋人のこる、是ミニストル所屬の人なり、

一南京賊定海にある仏のミニストルを害せしより、英仏北京を助て南京賊を攻む、賊しはく敗る、然れ共いまた殲滅にいたらず、新聞紙に合戦せる支那地名多けれ共、支那訳字をしらされハ不載于此、

一此地に着後手をあぶりたしとおもふ程の寒はなければも、綿入一枚よりうすきことなし、常に六十四五度也、但外出之時無髪にては暑にたへ不申候故、蓋ひなしの

車に乗るときは笠を冠り申候、英・仏・蘭・字・魯の間出る毎に車に乗じてさることなし、其内四五度も歩行せることあり、併往来人群集し自在にすゝみかたし、

一カラフトは堺論甚難し、五十度にて定むるを好まず、終に両方よりカラフトに会して議せんといふ、

一魯は五ヶ年延期之事を他国の意に従ふと云、其他の論もまた然り、

一江戸に大なる<sup>学校</sup>アカデミーを建たる事、既に此地に聞へたり、

一五月ころ英のミニストルを殺さんと謀れる者ありて、これを日本政府にて捕え刑したりといふ新聞紙を見たり、貴書発せし頃は四月末なれば、いまた事起らざりし時なり、是いか成事やらんと皆案思居申候、

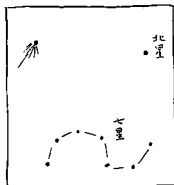
一来る廿四五日頃には此地出立、汽車にて陸地より別林に再到し、和蘭人と会して和蘭にて論し、残りの事を定め、仏に再到し、是より葡のリスボンにいたり、仏国にてシュエスを越へ帰朝におよふへし、右ニ付最初

はパリスにて余程はやき積に候へ共、殊之外処々の滞在長く、十月頃帰朝の積なれとも、いつれ十二月中に相成可申候、旅中目撃之次第悉記し度候得とも、尺紙に尽不申候ゆへ投筆仕候、謹啓、

八月廿一日比特堡レセルフェパレースにて記す

右パレースはネワ河に望めり、常に前川汽船往来し、或は人をのせ、あるひは荷物を牽けり、ストームペーブより汽をもらす声ピイ／＼、冬はノーヘンブルの月より凍り通船しかたく、今は船橋所々に懸り居れとも、冬は之をのそき氷上を往来す、ある夜窓を披き、頭を出し天を望むに、北辰頭上に在り、<sup>(マ)</sup>晩は三時に日出、晩は九時ニ没す、故に冬の昼夜長短の差可想、

八月一日夜十二時北方彗星を見る、  
前日より出たりといへとも、  
此夜始而見、御国ニ而ハ如何、



(七の二)

前書の添文

別紙ペートルピュルグより差出候積ニ御座候処、御用  
状出不申候ニ付、此パリスより差上申候、扱別紙八月  
廿一日相認、同廿四日ペートルピュルグ発足、別林に  
二日滞在、廿九日パリス着、来ル十二日晚此都発途仕、  
葡江越候積ニ御座候、ペートルピュルグを発候時分は  
蘭江立寄候様子ニ御座候得共、蘭より強而断ニおよひ、  
談判向残りの事書簡を以て返答ニ及申候、別林より直  
ニパリス江差越候事、

一此都江着後我国之評判甚不宣、此新聞紙之訳は算作よ  
り玩甫先生方江差送り候趣ニ付、御借覽可被下候、右  
様之儀ニ付、仏にて大君の上に尊重ノ詞セイネマエステイトの  
語を加え申さす、其外之取扱も先度差越候時より至而  
輕蔑致し候様子ニ相見得申候、右新聞紙之様子にても  
軍艦を差向る筈ニ相成居、既にシユエスを発し候由内  
実承候処、是非京師江差越

皇帝を責て免許を乞ひ候よし、彼京へ参り候ニは船を  
大坂江寄せ、大坂より書簡を取次されハ直ニ京へ差越  
積り、

一此節仏ニ而五ヶ年開港延期聞濟候代りとして対馬を為  
交易ひらき度申出候、其外右之代りとして種々の望ミ  
有之、いつれにしても今日之我國の狀態にしては平穩  
のはからひ甚難く被存候、歐羅巴ニ而最怒り候処は仏  
なれば、兵端を起すも最初ならんと被存申候、後略  
ス、

(七の<sup>3</sup>)

仏国、羅尼ポチ人所訳之新聞紙但聞八月七日ヨリ四五  
日前フランスニテ所刻

一歐羅巴ノ使節日本ニテ悪キ取扱ヲ受タルカ故ニ、仏政  
府ニテハ支那ノ軍艦シテ日本ニイタルヘント命シタリ、  
一外国人日本ニテ心ヲ安ンセス、故ニ近日必ス大騒動起  
ラント思ヘリ、

一日本ノ大名歐羅巴人ヲ其国外ニ追出サント欲ス、又此  
大名ハ大君ノ權ヲ奪ハン欲ス、何トナレハ大君ハ外国  
人ヲ日本國中ニ置事ヲ免セハ也、

一歐羅巴ノ使節江戸ヲ去り横浜ニ行ケリ、其故ハ横浜ニ  
テハ使節ヲ防ク為ノ軍艦アレハナリ、

一右使節少シノ武士ヲ以テ其家ノ周圍ヲ護ル、此武士ハ

装束セル砲ヲ備フ、若シ事アレハ之ヲ放ント欲ス、然レトモ今ハ悪事ナシ、

一 今平安ヲ嫌フ日本人多ケレハ、外国ノ政府ニテハ之ヲ打捨ヲキ難シ、

一 日本ヨリ三書到来セリ、此国中ニテ暫時ノ内大騒動アルヘシ、

一 日本帝ハ江戸ニ使ヲ遣ハシテ、大君ハ帝ニ対シテ何物ナルカヲ知シメント欲ス、

一 又政ヲ改メントスル天下ノ最強キ大名京ニ至レリ、其京ノ周囲ニ多ノ武士ヲ遣ハシタリ、

一 京ノ民、上下共ニ帝ヲ好ミ大君ヲ好マシテ、最怒リ居レリ、

一 長崎ニテ仏国ノ水夫二人、日本ノ取締役二人ヲ殺セリ、其仏人ハ条約ニ従ヒ罰セラルヘシ、

一 閏八月九日新聞紙今歐羅巴人日本ニテ其生命ヲ保固シ難シ、故ニ歐羅巴人江戸ニ留ルヘカラスシテ、横浜ニイタリム

船ニノレリ、故ニ暫時ノ後日本ニ悪事アルヘシ、  
一 若シ大君外国人ヲ日本ヨリ追ヒ払ハサレハ、大名ハ帝

ヲ懐キ大君ヲニクミ、大君ノ位ヲ奪ハントス、

一 此事イカナル結果ナルヤ詳ナラス、

一 此コトヲ支那ニ在ル仏国ノ軍艦ノ総督キ、テ、日本ニ多クノ軍船ヲ送レリ、

箕作秋坪書状之儀、一見仕候処、弘安書面同様ニ而別段之事も無之候ニ付、前書フランス新聞紙訳文はかり写取申候、

八

勅使両卿持參之綸命左之通

攘夷之儀、先年之

勅慮至方今更に御變動不被為在候、於柳營追々変革新政を施行し

勅旨遵奉ニ相成候条、

勅感被為在候、然処天下之人民攘夷ニ一定無之候而は、人心一致ニも難至、且国乱之程も如何と被惱

勅慮候間、於柳營弥攘夷ニ決定有之、速に諸大名江布告有之候様 思召候、尤策略之次第は武將之職掌ニ候得は、早速被衆議候而至当之公論ニ決定有之、攘夷拒

絶之期限をも被議 奏聞候様御沙汰之事、

候間早速評定有之候様御沙汰被為在候事、

九

同 別勅之御趣旨

一〇

中川侯藩小川弥右衛門帰国之節被仰渡候

今般攘夷之儀決定有之、天下江布告ニ相成候上は、外

御沙汰之趣

夷何時海岸劫掠し畿内ニ闖入之程も難測ニ付、

此度 勅使関東江被差下候処、

禁闕之御守衛敵重ニ被 仰付度思召候、然処海国は夫々

叡慮之件々遵奉相成、猶此末有志之諸藩一同志を一ニ

之防衛も有之、海岸ニ引離候諸藩は救援之手当有之候

し、夷狄掃攘 皇国之御威徳相輝

事ニ付、辺鄙より畿内ニ警衛指出候而は自然不行届之

叡慮貫徹候様有之度候、岡藩ニおゐて小川弥右衛門一

筋も可出来、且自国之兵備手薄ニ相成、国力之疲弊ニ

列当度以来罷登、島津三郎勤 王之忠志ニ随従戮力致

も可至候、

し居候段被 聞召、 叡感ニ思召候、今度帰国之儀申

京師守護之儀は御親兵と可称警衛之人数を不被置候而

出之趣無抛訳ニ付可任所意、尚御用之節可抽忠節候、

は実以

右は藩主忠誠之志有之儀、且平常行届士風教諭宜故と

宸襟をも不被安候間、諸藩より身材強幹忠勇氣節之徒

頼敷

を令撰募、時勢ニ随ひ旧典を御斟酌ニ相成、親兵と被

思召候事但小川弥右衛門一列帰藩之処、中川侯押込被申付候由、然処先達而中川侯幕府より被為召出府ニ而伏見駅止宿之

遊度被 思召候、右親兵を被置候ニ付而は、武器食糧

処、長土兩州其他有志之者青蓮院宮之令旨之由ニ而、忠義之士を不

等准之候間、是亦諸藩江被 仰付、石高相応貢獻致し

勅意不奉之趣を以押寄可申趣ニ付、長州侯、

候様被遊度、但是等之儀は制度ニ相渡候事ニ付、於関

被是周施、中川侯は大坂江退去有之候由、

東取調諸藩江伝達有之様被 仰出候、最即今之至務ニ

一

長州侯 京師上書月日不詳

先達而薩州・土州等追々輦轂之下江伺候仕、赤心報國之輩心力を戮し

叡慮貫徹 御国威更張仕候様日夜焦思仕候、縉紳之御方ニおゐても御配慮申迄も無之御儀と奉存候、然るに

近衛殿此頃御辭職之趣伝承仕候、此時に当り如何之思召ニ被為在候哉と疑惑仕候事ニ御座候、固より御重職ニ被為当、一日万機之御輔贊之御中方今重大之事件輻

輳仕候事故、御辛勞之儀御推察仕候へ共、右御勤勞御厭ニは有御座間敷、只管国家之御大事御深慮被為在、

御謙遜之御志より被思召立候儀ニも可有御座哉、然処御再職ニ付而は 明良御遭遇之御事は不及申、

朝憲正に帰し御大政衆望ニ適し万人奉依頼候儀ニ御座候、殊ニ先般関東江

勅使被差下、於幕府 勅意遵奉仕新政被相行制度改革之折柄、御辭職ニ相成

候而衆人疑惑を生し可申、近衛殿御進退は天下之人心

ニ相係り不輕御事ニ御座候間、篤と御勘考天下之大勢一変

宸襟を被安候様御見居相立候迄は、何分御勉強御在職被為在度奉懇願候、此段土州よりも可申と候間、厚御衆議被為在候様奉存候、以上、

一一(の1)

因州様より御末家江通達之趣

前略、然は去ル十八日伝奏坊城大納言様より御留守居御呼出ニ而左之通御達有之、依之同廿日朝六時之御供

揃ニ而御衣冠被為召、二条様江御出被成御中座、夫より御参内、被為拝

竜顔

天盃頂戴之上重き被為蒙

勅命、御退去より為御礼 近衛閔白様御始伝奏・議奏衆等江被成御出、万々首尾能被為済候段、今晚到来之御飛脚ニ申来候、此段申達候、以上、

十月廿八日



(一一の二)

右ニ添別紙

此間御沙汰之儀ニ付、

思召を以來ル廿日巳刻参内被

仰出候事、

一三  
一右通御参 内之処、

勅諭ニより翌廿一日京都御発途、十一月五日御着府ニ

而、翌早朝御登 城有之、尤常例御廻勤、上使等之

御手数等茂不相濟内之事ニ御座候、

一長州侯・土州侯も御同様之手つゞき参 内相濟候由ニ

御座候、

一仙台侯上洛供奉ニ付、来亥正月三日御国元発途、同十

一日頃着府之積御座候段、彼藩之書生より承申候、

一加州侯之近臣当路之者十月中旬金沢出立上京致し候、

右は当七月以来 内勅被下候得共、事を左右ニ寄せ被

見合候処、二条家より再三之御沙汰相成、とかく来春

之供奉ニかゝはらす上京無之候而は不叶場合ニ御座候

故、下地之御都合旁として右之者罷登候哉之由、彼藩  
中之士より承申候、

一十月下旬、横浜運上所役人宛ニ而中国藩加藤武右衛門

と認捨文有之、其趣は我等同志之者百三十余人申合、

横浜を襲ひ而異人を誅伐するの約定有之候処、頭取之

者無礼致し候ニ付、我は右列を免れ帰国ニおよひ候、

用心有之へくの旨ニ付、廿四日夜四時頃急御手当ニ而

御徒頭二人組下引率、外ニ講武所刀鎗砲之者百五十人

程出張相成、尤表向は、

勅使参向ニ付警固と申処ニ而被差越候、其内半方は当

月中旬引取相成申候、

一十一月十日筑州侯御参府、守衛多人教有之、

一彦根藩加藤吉太夫三十五才御用番井上侯江歎願書持参

之処、取揚無之ニ付致切腹候得共、仕損し四五日過落

命仕候、願意ハ

京師守護等は迄之通被仰付度等之由ニ御座候、辞世詩

歌左ニ相認申候、

痛哭三年恨有余君臣大義果何如

一刀之筆血是墨為写公家冤白書

ほねも身もくたけて後にものゝふの

たつへき物はみさはなりけり

一彦根藩中江府在所共種々紛乱有之、木侯清左衛門并庵原助右衛門・宇津木六之丞等先達而禁錮相成候処、此節ニいたり改而死罪ニ相成候哉之由、且亦外桜田一件供方之内如何之者共死刑之格ヲ以困に入置候者尽く刎首相成、浅手等ニ而是迄身分勤仕之者、佐野領分江禁錮ニ而惣而家跡断絶相成申候、

一米利堅「ミニストル」「プライン」より対州御開き有之度、夫ニ付而

大君御臣下の領地高麗をも御開港被成度申出、評議之上可及答旨御達有之、

一細川侯江 内勅被下候得共、彼是ニ事寄せ御上京無御座候処、再三之御沙汰不通場合ニ至、長岡良之助様江数多之人数被相添、当月十一日頃熊本出立ニ而上京有之、御手当調次第ニは当君も御上京之段被仰上候由、当春上書等之訳ヲ以押入退役相成候御家老長岡監物は、

依御内沙汰再職上京之積、且亦同断之儀頭取候者魚住源次兵衛・宮部貞藏党之者尽く赦免ニ而上京被仰付候由、同藩之書生より承申候、

一長州之士十一人并土州中川等之藩士、当月十三日頃横浜を襲ひ可申企ニ而密々出張致し候付、松平長門守様川崎駅迄御出張ニ而鎮靜相成申候由ニ御座候、

一十六日 勅使之雜掌急御用ニ付早追ニ而参着、土州之士三拾余人付属いたし宿駕ニ而同様参着ニ付、尚更雜説相触らし申候、

一攘夷之得失議論等ニ而御役人方引入も有之候由風説有之、日々之退出薄暮亦是夜ニ入申候、

一加州侯来春上京之節入用之見当ニ而、此節舶来之鎗銃三百挺買入之積ニ御座候、

一外席諸家方いつれ江茂

内勅御座候様子ニ而、佐竹侯藩士之内上京仕候者有之候由承申候、

一昨日 勅使両卿登城、彼是之御議論等ニ而御役人方之退出、殆と夜之四時分ニ相成申候、

一 著所謂所惣裁之儀、林家兩人懸りニ相成申候、

右之通外国新聞等之趣御座候、此段申上候、以上、  
戌  
十一月廿八日  
南部弥八郎

◇第二〇号 戊十二月廿八日・廿九日報告〔風説書〕

〔表紙〕

# 風説書

〔付箋〕「文久三年壬戌  
戊十二月  
中 写濟」

南部弥八郎

新選論語見立

衆星共之

鳳闕

過則勿憚改

柳營

小大由之

如有所立卓爾

歲寒然後知松

栢之後凋也

山川其舍諸

期月而可也三年有成

主忠信

勇者不懼

任重而道遠

吾從衆

後生可畏焉

無適無莫

見義不為無勇也

天下之惡皆歸焉

護罪於天

小子鳴鼓而攻之可也

迅雷風烈必變

然非与

攘夷之風吻

烈公

一橋公

春嶽公

外山公

薩州

因州・土州・宇和島

佐賀

会津

加州

長州世嗣

水戸

諸大名

彦根

磐城平

関宿

津

宮津

草創之

修飾之

討論之

潤色之

今女画

似不能言者

不足与議

寧媚於竈

一則以喜一則以懼

戰々兢々

無為小人儒

硜々然小人哉

天厭之々々々

可謂具臣矣

食夫稻夫錦

於女安乎

惡利口之覆邦家

福山

佐倉

掛川

鱒江

小浜

村上 沼津

龜山

姫路

紀州

京坂奉行  
伏見奉行

林大学頭

津田半三郎

（竹腰兵部少輔  
水野土佐守  
成瀬隼人正  
安藤帶刀）

久貝因幡守

平岡丹波守

葉師寺筑前守

（長野主膳  
島田左近  
横瀬山城守  
水野筑後守）

是故惡夫佞者

於予与何誅

巧言令色鮮仁

噫斗筭之人何足算

無所取材

不喜不能改

無間然矣

罔之生幸而免

涅而不緇

可以寄百里之命

可以託六尺之孤

与其進也不与其退也

為臣不易

不敢不告也

不降其志不辱其身

（木俣清左衛門  
永井雅榮  
宇鄉玄蕃  
五十川三郎兵衛）

（閔出雲守  
加納繁三郎）

諸役人

外夷警固之吏

奧女中

高松

栗田宮

九条殿

（近衛殿  
鷹司殿  
三條殿  
坊城前殿）

大原殿

島津三郎

薩・水・長之土氣

山形 松山

龍野

（梁星岳  
梅雲浜）

守死善道

頼三樹已下

吾不欲觀之矣

洋流調練

非其罪也

大橋父子

四海困窮

交易

臨大節而不可奪也

安島帶刀  
吉野伊予  
橋本左内  
高橋多一郎

難乎免於今之世矣

蘭學者

勃如戰邑

諸浪人

惠則足以使人

京師之  
金銀

有殺身以成仁

相木以下十六人  
三島已下七人其外

有大賚

寺院

承之羞

齊藤拙堂

中道而廢

權門用人

可謂士矣

堀織部正

非助我者

阿蘭陀之甘言

是可忍也孰不可忍也

醜虜之猖獗

坦蕩々

平常正直之人

不知所以裁之

井伊・安藤之跡式

終夜不寢以思

勅答之是非

未可与權

公武之有司

和為貴

皇武之御間

時哉々々

京師之繁昌

拓其善者而從之

自今以後

日月至焉

諸家之荷物

文武之道米墜於地

天下之形勢

求善価而沽諸

具足屋・刀屋

文王既没文不在茲乎

叡慮

則不暇

大工・左官・日雇  
其外職人

何晏也

細川

不知其可也

品川御台場

唯恐有聞

仙台

不舍昼夜

家越し

二

皇風歌仙体

京師

高き屋にのほりてみれば煙たつ民の竈はにきハひにけり

薩州

虎と見て石にたつ矢の有ものをなと我恋のかなはさるへき

古しへの奈良の都の八重さくらけふ九重に匂ひぬるか  
な

大橋

恋すてふわか名はまたき立にけり人しれすこそおもひ  
そめしか

岡

小川

肥

長岡

夕されハ門田のいなは音つれてあしのまろ屋に秋風そ

吹

安藤

おもひわひさても命は有物をうきにたへぬは涙なりけ

り

筑  
平野  
羽

清川

瀬をはやミいはにせかるゝ滝川のわれども末に逢んと  
そおもふ

堀田

うかりける人をはつ瀬の山おろしはけしかれとはいの  
らぬ物を

内藤

春の夜の夢はかりなる手枕に甲斐なくたゝん名こそお  
しける(れ)

間部

逢見ての後の心にくらふればむかしは物を思ハさりけ  
る

外夷

今はたゝおもひ絶なんとはかりを人つてならていふよ  
しも哉

一水戸ニ而先年蟄居に相成候御家老其外都而此度復職等に相成、其時分より当節迄在職之大小吏輩夫々御答等ニ相成候由ニ御座候、

一十一月廿七日昼後、御殿山手前猿茶屋と唱候水茶屋江侍四人内惣髮二人・僕一人召連相休ミ、異人館之事種々相尋、明白に申聞候ハ、為褒美金百兩与へ可申、隠候におゐては首を刎可申抔申候内、惣髮・剃髮之者兩人、相隔り候夷館柵門之内江入申候を、番人見とかめ相制候所、即座ニ殺害いたし、元之茶屋江帰り、四人打つれ早々に立去り、言語之体東国風ニ而少々はなにかゝり候由、段々探索之処、

内勅之儀ニ付佐竹侯和学者平田大角其朝出立上京ニ付、見おくりニ相越候者之趣ニ相聞得候へ共、内分ニ而表向不相知筋ニ取計候哉ニ風説仕候、

一十二月四日因州侯、同六日土州侯御発途相成申候、  
一十二月八日

勅使御発途ニ付、一橋・越前両君并御老中方御見おくりとして被相越候ニ付、同伴之高家御旅館前繩張之内

迄馬上ニ而入候付、両卿之青侍実は土下馬候様申候処、州の士下御用ニ付下馬に不及旨被答候処、青侍取かゝり曳卸し、冠物取候へと申候へハ、是亦御用之由ニ而敢而取不申、又々大勢ニ而笠を取擲捨候由、

一十二月八日朝会津侯発途、多人數ニ而行列道具類随分美麗相見得申候、

一同日昼後長州世嗣発駕、挾箱・合羽籠等無之、無用之又者相省、諸雑具は蒸氣船ニ而積廻し、平常之鎗傘之外一物茂無之、御先備劍銃小隊十六人一組にて号与頭五人付四組・馬驗騎馬五人・御馬廻士百人程・後備四組先同断、役人の向何れも馬上、医者はかり駕に乗候様ニ相見得申候、

一長州謀士周布政之助、土州容堂君を品々誹謗いたし候儀有之、土州之士憤り候事ニ付差扣ニ相成申候、  
一加州侯二月三日金沢発途、容堂君は正月十一日頃江戸出立御上京之積ニ御座候、

一十二月十五日一橋君御発駕御上京、定式御供之外、講武所より鎗・刀・銃の三兵三百人被召付、夥敷人數ニ

相見え申候、

一御国より

朝廷江御献貢米諸国神社江被為供候付、下総国鹿島香取之社司等先達而上京仕候、

一阿州侯十二月十二日江戸発途ニ而上京之積ニ候処、来

年 將軍家上洛之節御同行候様と之儀ニ而被差留、内情不承知に有之、病氣引入相成候処、十六七日頃海陸総裁職被蒙

仰候、尤来早春上京之内定ニ御座候趣ニ承申候、

四  
一十二月十三日惣出仕平服御達書左之通

此度

勅書之通被 仰出候ニ付、銘々之策略被為 聞召度

被

思召候間、見込巨細相認、来二月 御上洛前迄ニ早々可被差出候、依而は 御国内之人心一致ニ無之候而は難相成儀ニ付、兼而も申達置候得共、猶此上別而入念武衛殿重相整候様可被心懸候、尤委細之儀は衆

議申上

叡慮御伺ニ相成候間、方今無謀之所行無之様、銘々家来下々江も屹度可被申付置候事、

一右ニ付、勅文ニ通之儀は、先月中写取差上置申候、

五

一十二月十五日次御礼済居残ニ而御達左之通

(五の1)

勅諭之書付写

先般墨夷仮条約無余儀次第ニ而於神奈川調印使節江被渡候儀、猶又委細間部下総守上京被及言上之趣候得共、先達而

勅答諸大名衆議被

聞食度被 仰出候詮も無之、誠ニ

皇国重大之儀、調印之後言上 大樹公

叡慮御伺之御趣意も不立、尤

勅答之御次第ニ相背き輕卒之取計、 大樹公賢明之処、有司心得如何と御不審被 思召候、右様之次第ニ而は蛮夷之儀は暫差置、方今御国内之治乱如何と更深被惱叡慮候、何卒公武御実情を被尽御合体永久安全之様ニ



と偏被 思召候、三家或は大老上京被

仰出候処、水戸・尾張両家懐中之趣被

聞食、且又其余宗室之向茂同様御沙汰之由も被

聞食及候、右は何等之罪状ニ候哉難被計候得共、柳營

羽翼之面々当今外夷追々入津不容易之時節、既ニ人心

之帰向ニも相拘、旁被惱

震衷候、兼而三家以下諸大名衆議被 聞食度被

仰出候は、全永世安全公武御合体ニ而被安

叡慮候様被 思召候儀、外虜計之儀ニも無之、内憂有

之候而は、殊更深被惱

宸襟候、彼是国家之大事候間、大老・閣老其他三家・

三卿・家門・列藩外様・譜代共一同群議評定有之、誠

忠之心を以得と相正し、国内治平・公武御合体弥御長

久之様徳川家を扶助有之、内を整外夷之侮を不受様ニ

と被 思召、早々可致商議

勅諭之事、

(五の2)  
右ニ付閣老演達

先年中水戸中納言殿江御渡ニ相成候

勅諭、其頃井伊故掃部頭等不都合之取計致し置候ニ

付、此度改而御承奉之儀水戸中納言殿江被

仰出候、右

勅諭之趣銘々厚相心得候様被 仰出候事、

六  
一十二月六日於芙蓉間閣老中列座、一役一人江申達

先年以来御政事向品々不宜事共有之、被為對

天朝恐入被為 思召、御官位御一等御辞退被遊度と

の上意ニ付、中納言殿始一同奉恐入再応申上候得

共、此程御答筋等夫々被 仰出候も畢竟御不行届よ

り之儀と深被為省、御許容不被為在候、誠以恐入難

有

思召ニ候条銘々厚可相心得候事、

七  
一右ニ付田安様ニも左之通日不詳

先年田安大納言殿御後見中御政事向御不都合之事共

有之、對京師深く被奉恐入候、依之此度御官位一等

御辞退且御隠居御願も有之、都而無御扱

思召候ニ付、右之段京師江被 仰進候、猶御沙汰可有之候得共為心得相達候事、

八

十二月十日仏朗西蒸氣船着、西洋御使節竹内下野守をはじめ翌十一日上陸、松木弘安茂帰朝仕候、右ニ付外国見聞等之儀は追々写取差上候様可仕候、

一阿州侯江天盃被下相成候由御座候、

一尾張中納言様十二月十九日尾州江御発途相成申候、

一島原藩中千賀某頭取合而十一人、当春以来攘夷一件ニ付追々建白之趣も有之候得共、其忸被捨置候処、浪華

江仏朗西使節相越可申由風聞ニ付、大坂藏屋敷江罷居自然打払之節公武のため先登仕度旨願出、十二月十八

日強而家老江詰懸、其場より直に出立いたし候付御届相成申候、千賀と申者は元来佐竹侯之和学者平田大角

門人ニ御座候、

一十二月十三日八時過、<sup>晚</sup>御殿山イキリス館出火、不残焼失、惣構之柵を切候而忍入候と相見へ、鋸一挺・脇差

一腰・雪駄等捨有之、矢張攘夷家之所業と相見得、尤

多人数之由申ふらし候も御座候得共、左迄之事ニは有之間敷、近所之者も恐候而近寄候者無之、一説ニは引移相成候と東禅寺之覆轍ニ可相成候ニ付、極密官より態と取計候哉之風聞、外国懸リニ而も申者も有之、又は外方隠密之者申候は、十日より東国言葉之者五六人品川宿ニ遊居候処、十三日其者立去候と直に出火相成候ニ付、右等之所業ニ相違無之存候旨、内々承申候、

一佐倉藩蘭学者ニ而外国方出役手塚律蔵儀、十二月廿日長州御屋敷江罷越、懇意之向四五軒立寄、夕刻御門を出候而跡より士三人頭巾を冠り跡江付来り、日比谷御門外ニ参り候時、手塚氏と声掛候付、ふりかへり候得は、先ニ進ミ候一人なかは刀を抜候ニ付、律蔵刀を抜立向ひ候処、跡の二人も抜つれ切懸り、敵しかたく堀江飛入、山下御門之方江遊き候内多人数寄集り、相手は何方江欽立去り、日比谷御門当番より被助、夜中佐倉中屋敷江被送届候付、双方より夫々御届相成申候、但律蔵儀は元長州之産ニ而医者之ニ男ニ御座候処、

若年之時蘭学自分修業ニ而出府いたし、成業之節本藩の方を品能暇いたし、仮ニ佐倉藩ニ相成、洋書しらへ所江出役、長州之方も出入致し、加州仙台等江も出入候者ニ御座候、本文騒動之五日程前に長州屋敷ニ而開鎖之議ニ付激論致し候事御座候ニ付、右之訳より発り候哉と申事ニ御座候、去ながら最初洋書調所出役等之手筋、本藩に背き候形ニ而、諸士一統憎ミ候者多く御座候間、右等之憤怒共一緒ニ発り候哉と奉存候、

一 肥後より越前江御雇相成候儒者横井平四郎議、近々京都表江出立之筈ニ而、肥後之御留守居吉田平之助外一人送別いたし、日本橋辺之町家二階ニ而酒宴におよひ候処、肥後之士四人平四郎を打捨可申積ニ而打入候所、同人は雪院ニ参り候折節二階江切り入、平之助は面部数ヶ所、外一人は腕を被切、平四郎は無刀ニ而越前江逃帰り、打入候四人之内二人は遅く来り、人違ニ付其俣出去り、最初之二人は出奔いたし敵敷尋方ニ相成申候、矢張本藩に背き越州江媚候杯と申筋欵と風聞

仕候、右ニ付肥後より平四郎取戻しの儀懸合ニ相成居申候、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

十二月廿八日 南部弥八郎

## 九

和学所塙次郎儀、三四日前夜番町自分屋敷之近辺ニ而手疵を受腕を被切落候俣宅江逃込死亡ニおよひ、内済ニいたし可申積之処、剣術師齊藤弥九郎門前に建札有之、次郎事、井伊・安藤之逆謀に組し、天子廃立之御先規取しらへ差出候段、不届至極ニ付加誅戮候旨認有之、何分内済不相調、夫々届ニ相成候旨承申候間、此段申上候、以上、

十二月廿九日 南部弥八郎

文久三年癸亥自正月至十二月

◇第二一号 亥正月廿八日報告〔風説書〕

〔表紙〕

# 風説書

亥正月中

南部弥八郎

一 御殿山異国館田之儀、旧冬門番殺害引つゝきイキリス館焼失等ニ付、所詮人心不相容所より右様之異変出来候儀と相察候哉ニ而、ミニストル中申談之上御断申(符之)上申上候付、右地所之儀元之通り畠に致し可申由、或は調練所にいたし可宜旨、両議紛々相決し不申、右ニ付御普代(マツ)之小家抔預り候時は、又々異変等出来候而自然幕府之威名にかゝはり候ニ付、

此御方様江御預ケ相成候得は、最早再ひ異館に不相成儀世上ニ而相察、平穩に可有御座との御評議ニ御座候哉と専ら風評仕候、

一 東海道品川より藤沢迄駅路場所替之儀、見分檢地等も既に有之候処、外国ミニストルより多年住馴候地ニ而俄に被相替候時は、人心不平之源を醸し不亦然様奉存候間、是迄之通被成置度申上候ニ付御沙汰やミに相成申候、

一 旧臘、元奥御右筆組頭当時隠居加藤惣兵衛殺害に逢ひ申候死骸ニ、此者奸曲にして井伊に同意し塙次郎俱々不屈之取計有之候ニ付、天誅をおこなふのよし、書付相添候由御座候、

一 肥後御留守居吉田平之助外ニ一人に疵付候者は、同藩之士二人土州之士一人の所行ニ而、三人共其場より致欠落、行衛相知不申、子細は横井平四郎儀異説を唱へ越前老侯江阿諛いたし、平之助も同腹ニ而

京師より肥後侯を再三被為 召候を相支候等之儀より事おこり候由、平四郎は肥後より取戻し御懸合相成候

得共、越前ニ而今暫御猶予之儀御頼相成申候、

一 正月三日夜、柳營之奥ニおゐて御離子有之筈之処、差

懸御沙汰止、同四日、千住筋江 御成被仰出置候処、

御沙汰止に相成、子細相分り不申候、

一 説に大奥女中永田と人部屋ニ而如何敷三味線をひ

き候儀、他の女中ふと何心なく

將軍家江申上候処、即刻御暇相成、右之下女共、主

人不首尾ニ相成候は右申上候女中之所業故と存詰、

罪に陥いれ可申積ニ而人の部屋ニ付火いたし候由、

右様之事数度有之候付、前条御沙汰やミ相成候哉之

由、極密風聞承申候、

一 正月二日、松平容堂様江

勅書到来、早々上京可有之旨被

仰渡候趣ニ御座候、

一 加州ニ而蒸氣船一艘長三千間余買入候処、航海術之者一

人も無之候付、書生ニ而聊機関等存候者兩人、十五人

扶持ニて仮に召拘乗組ニいたし申候、

一 正月八日、土州老侯蒸氣船ニ乗込相成申候、

但筑州之船ニ而幕府江借入に相成候船ニ御座候、

一 正月七日、筑前侯阿州侯御暇御礼相済、

一 正月初、肥前老侯参府、翌日登營、御座之間ニおゐて

御懇之上意、文武之事件御相談被成度候ニ付、折々登

城候様被仰出之、

一 昨年西洋江之使節帰路之時分、彼地ニ而

本朝之形勢を察知し、条約之使節

京師江差向可申目途頻に有之、仏朗西ニ而は已ニ手当

ニもおよひ候所、松木弘安儀、地中海峽シュエス江着

船之時分懇意ニ仕候仏朗西人口ニと申者より書簡到来、

貴国

帝府江使節之手当有之候処、亜細亞の安南・米利堅の

メキシコの戦争并来年高麗之役も有之、政府甚多事ニ

候間、急速

帝府江之使節相整申間數候ニ付、心配仕間數由申越候

段承申候、其後帰府之頃尚亦書札相達、欧羅巴ニおゐ

て兎角貴国と戦争をこのミ候様之情態相見得候間、兵

備は十分に御注意有之度、併即今事起り候と申ニは無

之候得共、兼而無油断御手当可被成、別而琉球は尚更御用心可然由申越候、

一 魯西亜都府より黒龍江迄二千有余里之山路、蒸氣車路凡四五年之内出来之積ニ付、成就之上は同国ニ而志を日本・支那に得んとするの遠図有之、之を防んか為に、英仏ニ而高麗・琉球を奪ひ、或は対馬に抛らんと欲す、然るにおゐてハ日本必ず多事なるへけれハ、兵備最ゆるかせにすへからすと添書に申越候、

一 地中海峽<sup>(ナラ)</sup>シュエス堀通し之儀、既に相決し使節通行之時分余程切開き候由、西洋より支那海江出候ニは、元来亜仏利加を廻り喜望峰江出候万余里の海路にて、帆船ニ而は入費もかゝり不都合ニ候処、蒸氣船発明後は難事も無之、夫のミならず、池<sup>(地)</sup>中海を乗りシュエスを蒸氣車ニ而通り、紅海より亞刺比亞海江通し候故、音信は五十余日の定日ニ而相達候様ニ成来候処、シュエス切通し成就ニ相成候へは、歐羅巴諸国之船々自在ニ往来仕候間、尚更東海に出没いたし可申と帰朝之人々より囀承申候、

一 正月廿日、芸州侯発途、砲数前後ニ而百二十挺有之、

一 正月十二日、佐竹侯同断、砲数多、馬之先に朱柄之長刀二行ニ列し拾人有之、

一 正月廿一日、上杉侯同断、砲数三百余、供人尤多御座候、

一 正月廿二日、越前老侯乗船、廿二日出帆相成申候、

一 正月廿三日、阿州侯内願之趣無余儀相聞候ニ付、海陸総裁職御免、尚折々登城心付候儀は被申上候様被仰出候、

一 同日、肥前老侯御暇被仰出同廿五日發途、

一 同日、水野・板倉兩閣老御供ニ付拝領物有之、其他御譜代御供之面々御目見上洛ニ付法令聽聞有之、

一 田安様御後見中御政事不都合之儀有之、奉対

朝廷恐入候ニ付、官位一等辞退隱居御願之処、無御抛趣ニ付御願之通被仰出候、

一 新し橋外ニ葎包之死骸捨有之、罪状書相添、紋付割羽織小袴着いたし候、

一 旧冬以来、所々江押入盜賊数多有之、或は薄暮之時よ

り往来ニ而刀を以て人を追掛候者有之、夜五時過より  
往来至而少く誠ニ寂寞之光景ニ付、市中軽き者共別而  
難渋仕候、

一筑州侯上京ニ付、正月廿八日御発駕相成申候、

右之通世上見聞之趣ニ御座候間、狂詩等之類左ニ相

認差上申候、以上、

戊正月廿八日

南部弥八郎

二(の1)  
当时選

寤言句

術計

中原還逐鹿投筆事戎軒

京師

擬評

縦横計不就

烈公

慷慨志猶存

列国之土気

仗策謁天子

薩州

驅馬出関門

一橋

請纓繫南越

総裁推任

憑軾下東藩

大原卿

鬱紆上高岫

異邦人

出没望平原

殿岳之異館

古木鳴寒鳥

久世

空山啼夜猿

安藤

既傷千里眼

井伊

還驚九折魂

間部

豈不憚艱嶮

長州

深思国土恩

肥後及土州

季布無ニ諾候(ママ)羸重一言

列侯

人生感意気功名誰亦論

忠誠報国之志

(二の2)

京師より到来

論孟諺解

是可忍也孰不可忍也

亞米利加の条約

相維辟公

薩長の両侯

人焉廋哉々々々々

井伊之暴政

知和而和亦不可行也

墨夷之和親遂及敗壞

後素 町廻り役皆紺足袋近頃より白足袋をもちゆ

過則勿憚改 征夷將軍

於我如浮雲 町奉行組の与力同心

任重而道遠 和宮御下向の御荷物

其不善者而改之 幕府の政事

尽美矣尺善 墨夷登城之響心

數斯辱矣 水戸公上奏書

發憤忘食 有志之徒

雖在縲絏之中非其罪也 鶴飼氏の二三男

默而識之 今度之一件

丘之禱久矣 弘安之時のことき神風

可以托六尺之孤 歎親之越前侯

無間然焉 島津侯所置

逝者如斯夫不舍昼夜 東西之急飛脚

俱不得其死然 井伊・安藤

朝服而朝 墨夷登城の節惣出仕大名之服、年始のことし

法語之言能無從 海防策之上疏數多、幕府不用也

鳴鼓而攻之可 幕府之姦吏

惡夫佞者 千種・岩倉

駟不及舌 一件の世評

赦小過拳賢才 關東之諸役人

雖令不從 公儀之法度三日

庶矣哉 薩長上京之人々

見危授命 水戸浪人

為君難為臣不易 此節關東之模樣

近者說遠者來 薩州君上京二而  
京師之悦喜也

被髮左衽 微薩州

使於四方不辱君命 大原之 勅使

能肆諸市朝 島田左兵衛大尉、河原鼻首

軍旅之事未之学也 堂上方

遠佞人 將軍之御側向

有殺身以成仁 外核田一拳

人無遠慮必有近憂 酒井若州

涕出而女於吳 和宮御降嫁

暴其民甚則身弑國亡 井伊

其麗不億 國主上京供人數



溢于四海 島田・長野姦悪

時哉々々 三月三日桜田斬賊  
七月廿二日河原鼻首

卑宮室 炎上後の  
内裡

尽力于溝洫 先年加茂川のさらへ

不日成之 横港之異館

小人之徳草也 上京之諸侯乗馬の株なり

叟不遠千里而来 島津侯之上京

天下之民皆引領而望之矣 薩長之取計方

不奪不壓 夷情

上下交利而国危矣 交易

拳疾首戚足額 有志慷慨之士

隠其無罪而就死地 鶴飼頼之徒

事半古之人功必倍之 赤穂の義士より桜田之拳其功大なり

不免於死亡 井伊・安藤

子亦有異聞乎 世上の珍説

惡衣服 將軍五月より鹿服を着す

中人以下不可以語上也 此度之事件下々へは不可聞

罔之生也幸而免 酒井若州

諫而死 堀織部正、安藤を諫めて不聞遂切腹

惡果敢而窒者 一切政事 將軍江不告老中之を行ふ

可謂具臣 久世・脇坂・内藤之輩

見危致命 鶴飼幸吉 勅書密使

後世必為子孫憂 夷狄を不払時は浮世の患也

謀動干戈於郵内 平野次郎密奏

天作孽猶可違 每度妖星

可卷而懷之 此聞書

後車數十乘從者數百人 勅使東下薩州護送

寡助之至親戚畔之 一旦之將軍家

(二の3)

漁夫の話

凡そ江戸にちかき国の海辺にては、釣漁を業として父母を養ひ妻子を育くミ、太平をたのしみくらすもの等もいく万人にやあらん、しかれともすへての物に損益盈虚の理をのかるゝこと能はず、戌の年の大變革よりもろくの公侯貴人の女性をはじめ、藩中の妻子迄も悉く其国々へ歸し、府下の邸は陣屋旅館の体となり、

次に鹿服の令ありしより屋敷々々へ用達して、豊に過し者さへも衣食の道を失ひ、日を逐て寂寥しく成りければ、鯛はさらなり鯛さへ買ふ人も少く、自然と価も賤くなり、浦々の漁人等も朝夕煙の代もなき様になりけるに、元来至愚なる浦人なれば、世の変化より斯なりしともしるよしなく、去る村の山蔭にいと貴き隠者いませは、いさや成行先の吉凶をもとハムやと餉を腰にし、遙々の山路に登りて隠者の庵にたとりつきぬ、折もよく主も庵に在けれハ、其おもふよしをつけ懇に問求るに、隠者微笑して言けるハ、野なる哉、人愚なるかな、言夫天地の間万有の物いつれか盛衰なかるへき、豈また汝か輩のミならんや、抑 神君鴻業を東武に創し玉ひしより、大小の侯伯参暇して繁盛古に比すへきなく、府下の賤民手を懐にし教里を遊歩すれば、数口の家族を糊するに足るは、実に盛なりといはざるへけんや、しかるに

皇都は鎌倉右幕下創業以来、政権ことごとく武臣に属し、元弘・建武の際稍恢復の勢ありしかと、程なく姦

雄の掌握に陥り、伝へて於今六百有余年  
皇統僅に縷の如く存せらるゝのミなりし、然るに將軍家御幼若の折から二三の権臣政を玩弄し、恣に外国と条約して恐くも

朝廷を蔑如し奉り、人心不和の源を醸し、列侯各々尊王を称し開鎖の議紛興せり、去年の変革一朝夕の故にあらす、畢竟開も鎖もよく上下和同して天下に公けならハ、いつくんそ今日のことき事あらん、去ながら俗諺にいへることく、雨ふりて地かたまるの道理にて、既に賢明政をとり姦佞刑を蒙りたれハ、程なく御国は太平なるへし、爰に予がかねてトひ置たる易の卦あり、歸りて博識者にたつね問は、おのつから發明することあるへしとて、一片の紙を与へければ、いとたのもしくおしいたゞき、数度となく拝伏し、暇を告て歸りつゝ後ろを願れば、主も庵も跡なくて雲煙のごとく消失せぬ、

亥のとしの睦月しるす、

(二の4)

易卦

大哉乾元万物資始

京師

大君有命開國承家小人勿用

柳營

觀國之光利用賓于王

薩州

含章可貞或從王事无成有終

烈公

括囊无咎无誉

加州

遯尾厲勿用有修往

仙台

勞謙君子有終

肥後

羝羊触藩不能退不能遂

長州

頻復厲无咎

筑州

履虎尾愬々

芸及備

藉用白茅

阿州

不恒其德或承之羞

井伊・安藤、其他

大人虎変

肥前

進退利武人之貞

土州

履道坦々

因州及佐竹

有孚威如

津

見龍在田利見大人

越前老侯

飛龍在天

一橋公

◇第二二号 亥三月廿八日報告〔風説書〕

〔表紙〕

# 風説書 亥三月中

南部弥八郎

一 (の1)

池田大学

此者従来高貴之御方之恩顧を蒙り、戊午の頃正議の士に從ひ種々周旋いたし候処、遂に反覆致し姦吏江相通し、諸藩誠忠之士を数多斃し、苟もみつから免れ候段、其罪惡不可容天地、依之加誅戮令梟首者也、

亥正月

(1の2)  
一 橋君旅館東本願寺江首ニ添て差置候書面

今般攘夷御遵奉ニ相成候上は、一日も早く御拒絶不相成候而は不叶儀ニ候処、兎角姑息偷安之御廟議ニ被為涉、必竟御遵奉は名のミにして、御内情は是非開国通商ニ御説得之御手段に相違有間敷、天下挙而御疑惑申上居候事ニ御座候、弥左様ニ而は

朝命御輕蔑之処何と御申開き可被成哉、天下有志之者屹度御ゆるし申間敷候、願くは真実之御遵奉ニ相成、破攘之期限早々御定被成、是迄天下挙而御疑惑申上居候事氷解ニ至候御処置、今日之御急務と奉存候、此首乍御鹿末攘夷血祭御祝之驗迄ニ奉進覽之候、各方より早々一橋殿江御披露可被下候、

亥二月

小笠原図書頭殿

岡部駿河守殿

沢勘七郎殿

(1の3)  
二千種家雜掌賀川肇正月廿八日誅戮、首は前書に相添一

橋御旅館江差出、兩腕は千種・岩倉兩家江差置、此手は国賊賀川肇之手ニ御座候、肇儀は其主人千種殿江は久敷御奸謀有之、別し而御親敷との事故、定而御幕敷も可有之進上仕候、直ニ御届可給候、一昨夜踏込及詰問実情承届候、且亦少將・右衛門兩嬪致仕之事世間ニ而も取沙汰有之、万一左様之儀相立候様ニ而ハ不得已屹度所置可致候、此旨兩嬪江も早々御通し可給候、

千種殿

雜掌中

二  
一 細川侯にて白金台町御住居向并長屋四棟程

京都江曳き候積ニ御座候由、

三

横港風説三月四日より  
同六日迄

一 三月五日竹本・柴田之兩外国奉行、横浜江相越、仏国之ミニニストルを頼ミ、大君御帰城迄期限凡三十日猶予

有之度、其外雨天相統候得は川々差支も難計、此儀も兼而含呉候様申達候、六日之夕迄承引不仕候、

一英国諸侯の格ニ而隱居体ニ相成横濱江遊歴いたし候者と神奈川奉行の小吏と兼而懇に物語、或日其者ニ尋候は、貴国之軍船數艘碇泊し議論あり、もし政府におおて聞届無之候ハ、則戦争可有之或、我妻子も爰に在り、蚤々立退可申欵、彼笑て申候ニは、無用々々、和親を通し候而より今日にいたり、貴国政府敢て不信不義之事なく、一二暴行之者ありといえとも、素より政府の知る所にあらず、之を防くに衛士を与へ待遇の厚き至れり尽せり、只威權少く列国却て強盛なり、是条約の一定ならざる証拠なれば、此度の事件取用ひなく共、江戸・横浜にて必しも戦はんこと有へからず、しかる時は

日本帝府江条約を願ひ、若くは薩州江いたり死者の償を乞ひ、此成否にいたりて兵端を醸す事もあらん欵、然共是以始めより好て争戦を促す事あるへからず、殊更薩には琉球の地に貿易を開かんとするは年久しき希

望なれば、之を許さんとあらハ万々異論なかるへしと云々、

一英国軍船総督各国のコンシユル江書簡を以て件々申立候趣、日本政府におゐて取もちひ無之候ハ、自然兵端を開き候場合ニ茂いたり可申旨通達仕候、

一同国商人共江最初軍艦石炭其他惣而軍用之品売渡し申間敷旨達し有之候処、朔日頃より差構無之由ニ相成、芸州ニ而英国商人の蒸氣船并劍銃等買入相成申候、

一亜蘭の兩國は素より

皇国江御荷担申上、仏は英の後援の勢ひに候処、義理詰ニ而和議の取扱となり、李波兩國も同様周旋いたし候、

一亞蘭商人共集議之上、英吉利より威力を以て三ヶ条の難題申立候共、方今

皇国の形勢中々熟談整申ましく、然る時は交易も拒絶相成、銘々取建候商館も灰燼と相成困難無限候間、死者之償は仲間中ニ而差出、政府江之議論は無事ニ取扱可申と之事候処、英仏之商人も荷担いたし候者有之、

洋銀三拾万ドル差出へき旨英国官吏江申出、七日  
之夕迄は承引無之、夫故尚亦商人共集会評議いたし候  
由ニ御座候、

一 外国懸若年寄六日の夜横浜江被相越、外国奉行松平石  
見守同伴、決答日延談判の為と申事ニ御座候、

一 五日期、李波兩國之コンシユル江戸江相越、閣老方応  
接、同夜帰来、翌朝亞国ミニストル幕府之蒸氣船に駕  
し横港ニ着致し申候、

四

同港風説 三月八日夕より  
同日朝まで

一 去ル七日応接の上來ル廿三日迄猶予相成申候、尤申立  
(四の1)

置候拾万ポンドストリングの償を御渡日延いたし、  
大君御帰城ニ而御決答之次第に寄則返納可申由ニ候得  
共、御断ニ相成候由、且亦女王政府より強ち戦争いた  
し候様被命候ニは無之、英国におゐて種々御混雜之風  
説相聞之候ニ付、第一ニはミニストル并自國之商人共  
を保護可致ため軍船を備へ候儀ニ御座候、仮令申立之  
事件御取用無之共於当地必しも戦争可致筋に無之候、

右之所篤と御汲取被成下、貴國の人当港を襲ひ候様之  
事御防奉願候、右之請合証文を頂キ度由ニ付、精々手  
を尽し保護いたし遣し可申候得共、何様之異変無之共  
難申候間、証書渡兼候旨答相成申候、

一 翻訳方及び通詞共の推察ニは、政府より嚴酷なる絶交  
之御達無之候得は、江戸・横港を擾乱致し候事決し而  
有之間敷、只申立之趣御聞届無之迄ニ候へハ、  
帝府江推參歎願仕候欵、或は御國許江罷越解死人、  
又は償を乞ひ奉り可申、併ながら極密之希望は  
薩琉英交易之願ニ相違有之間敷異人共口氣候段、皆々  
噂仕居申候、

一 (四の2)

京師より神奈川奉行江達亥三月五日夜子中刻着

昨戌年八月下旬、島津三郎江戸出立之節、於生麦英吉  
利人二人打果候ニ付、同國より此度横浜港江軍艦差向  
三ヶ条申立候処、右は難聞届筋ニ付、其旨応接に及候  
而速ニ戦争可被致候、此段相達候、

別紙之通相達候間、得其意其地之面々江可被相達候、

亥二月廿九日

松 春嶽

浅野伊賀守殿

(四の3)  
一英國商館之婦女小児共、先日中船中ニ罷在候処、八日

頃より追々商館江帰り平常之通商売も仕候、其他之異  
国人は尚更平穩相替儀無御座候、

一横浜警衛真田・堀田両侯外ニ一家増人数、八日之夕横  
港江着到、小田原侯は江戸御固ニ付、八日九日夥敷人  
数到着仕候、

一井伊侯御咎御免、川崎より神奈川辺警衛久世・安藤兩  
侯茂御固之場所被仰付候、

一外夷共

皇国は死を恐れざる性質故、中々支那之轍ニは参り申  
間敷そんし、実に戦争は好ミ不申、別而横浜居住之英  
人共は、

此御方様を恐怖仕候趣ニ相聞得申候、

一京都滞留之諸侯都而御暇供奉ニ不及帰国被仰出、追々  
発途之旨神奈川辺ニ而風聞有之、

一三月十日昼前、神奈川に是迄罷在候亞国コンシユル、

横浜江引移候ニ付、同駅俄に騒立雜具を運び混雜仕候  
由、右は横港のコンシユル館、此内普請ニ御座候処、

落成ニ御座候間引移申候所、居民共は其儀を不存戦争  
の起り候故引越候と心得、狼狽仕候事と相聞得申候、

右は三月四日より六日迄、同八日より十日迄兩度横

浜江罷越、調役合原猪三郎・翻譯方木村宗三并異船  
洗濯請負人紀伊国屋半次郎其外より伝聞之趣、市中  
見聞之趣ニ御座候、

一五

三月五日江戸町舫

此程中より異国船数艘横浜沖合ニ碇泊いたし、品々申  
出候趣茂有之、万一如何様之儀出来可申も難計義ニ付、  
銘々心得も可有之候間、兼而為申聞置可申候、尤右ニ  
付火急市中騒立候儀等無之様精々可申諭置候、

亥三月

六

同十三日町触

一 (六の1)

口達之覚

異国船教艘横浜表江碇泊致候ニ付、去ル五日触示置候  
 処、此上之模様も難計、就而は市中之女子共并老弱病  
 者之類、火急之場合ニ至り一時ニ騒立候而は混雜をも  
 可生哉ニ付、此節より在方所縁等有之者共は、追々立  
 退候共勝手次第可致、尤其主人下男共立退儀は不相成  
 候間、精々手過等無之様火之元別而嚴重心付可申、且  
 小前町人共之内困窮難洩之者共其期に望ミ御救之御所  
 置も有之候間、右之趣組々世話掛名主共より可申付置  
 候事、

亥三月十三日

(六の2)

右之通町触有之候処、最初之触書世上之風説等ニ而十  
 分恐怖いたし居候者共、一時に騒立、雜具を持運ひ、  
 或は遠里に居宅を求め奔走、明日なきか如く四谷・駒  
 込・板橋・千住辺之茅屋尽く借り尽し、車馬人足の賃

銀常に十倍し一人ニ而金巻両式歩位を得候者有之、隅  
 田川筋雜具を積候船々充滿いたし、沈没して損失する  
 もの有之、凡十四日より十七日頃迄之騒乱最甚敷、早々  
 田舎江立退候、婦人は悪党の為に囊金を奪はれ姦淫せ  
 られ候者不少、衣服雜物を売んとするに買人なく、漸  
 く平常之価四五分之二ニいたらず、尤甚敷は障子・ふ  
 すま・畳の価十分の一ニも買人無之、近頃には聊静か  
 に相成、元之住居に帰り來候者も相見得、殆ど狐狸に  
 化されし者のことく可憐体御座候、

七

一三月十四日頃、幕府旗下千石以上以下知行所有之面々、  
 家族を差遣、輕き者ニ而知行所無之者、遠里之本家或  
 は所縁之方江為立退居住為致不苦候間、早々願出可申  
 旨達有之、

一上野御門主及び御位牌并書物等は日光山江御迦、増上  
 寺御位牌其外は上野国新田大光院江御迦之積、且両山  
 之坊主非常之節は帯刀御免相成候由御座候、  
 一千住駅之先小管(首)と申所に収蔵有之、此所ニ而田叔櫓立、



同所をはしめ本所駒場野其他所々ニ貧人立退之救小屋  
取立之積、馬喰町代官屋敷ニ而糧米春立等一時に混雜  
いたし候趣ニ御座候

一三月十六七日之頃、横浜市中江江戸町触之趣ヲ以触書  
有之、是迄江戸の風聞旁恐居候者共一同に騒乱いたし、  
素より狹隘之場所、今にも事の発るか如く吉田橋関門  
一方之口を雜物持運ひ、官吏之制も中々不聞入、此時  
宜ニ至り候而は関門を打破り可申様わめき騒ぎ、終に  
制すること能ハす、自由に往来し、尤可笑事は、商人  
の騒ぎに誘はれ奉行の下吏等も婦女小兒を為立退雜物  
を運出し候者有之、頃日決して騒ぎ申間敷旨触直し少々  
静まり申候由、神奈川駅も同断大混雜、止宿も難成体  
ニ御座候由、  
一中津・大垣之両侯為御迎上 京、中津は三月十八日、  
大垣は同廿五日頃発途、両組番頭・新番頭教員・歩兵  
頭一員いづれも組下引率同断追々発足仕候、

八  
一京師におゐて二月廿七日晚會津侯之手先召捕相成候浪  
士姓名左之通、

三輪田綱一郎同居  
江戸町医師

諸岡善斎

下総国香取郡茨川村

青柳惣右衛門松

青柳健之助

信州更科郡若宮村

高村起之助

伊予国松山出生之由

自殺 仙石佐大雄  
首級

三輪田綱一郎方雇人

伊助

松平内蔵頭家来

上田綱夫

但野呂又左衛門方ニ而召捕

同家来

土肥典膳家来

若林円左衛門

逸見源藏

青山忠三郎

田中吉蔵

播州姫路中呉服町

油屋

次郎吉

衣棚二条上ル町借宅罷在候

三輪田綱一郎

木屋町三条上ル町

亀屋方止宿

長沢誠事

下総国宮和田村

宮和田雄太郎

但衣棚二条上ル町平田佐十郎方江罷在候

常州牛飼

建部健三郎

但右同断

東三本木ニ旅宿

会津藩ニ而問者之由相聞へ申候 大庭恭平

三条通西洞院西江入

綿屋小兵衛粹

長尾雄三郎

烏丸三条下ル

小室雄太郎

丹後国与謝郡岩瀧村

房次郎

右通計十九人、是迄天誅と称し人を殺戮し、足利之

木像を梟首いたし候者之由御座候、

一九

正月廿一日 大坂難波橋梟首

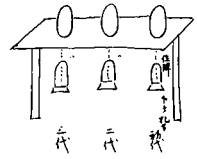
池田大学

此者從來高貴之御方ニ恩顧を乍蒙、戊午之頃正議之士  
にかたひ種々周旋致居候処、遂に反覆いたし姦吏江  
相通し、諸藩誠忠之士数多斃し、苟もみつから免れ候  
段、其罪惡不可容天地、依之誅戮を加え令梟首者也、

亥正月廿一日

一〇

京都三条下川原に於て木像梟首  
(1061)



初 等持院尊氏

二 宝篋院義詮 也

三 鹿苑院義満

(1062)

同所大橋高札場江掛候罪状書

逆賊足利十五代

此者共之悪逆、既に先哲之所弁駁万人之能所知にして、今更不及申といえとも、今度此影像共を令斬戮ニ付而は、贅言ながら聊其罪状を示すへし、抑是

大皇国の大道たるや、只忠義之二字を以て大本とする神代已来之御風習なるを、賊魁鎌倉頼朝世に出て奉惱朝廷不臣之手始をいたし、尋て北条・足利に至而は其罪悪実不可容天地神人与に誅する所然といえとも、当時天下錯乱名分紛擾之世、

朝廷御致力にして其罪を糺し玉ふことあたはず、遺憾豈可不怨泣や、今彼等か遺物を見るにいたりても真に

奮激にたへず、我々不敏なりといえとも、五百歳昔の時に出たらんには生首引拔んものと握拳切齒片時も止こと能ハす、今や万事古復旧弊一新之時運、追々不臣之奴原の罪科を糺すへきの機会也、故に我々申合、先其巨魁の大罪を罰し大義名分を明にせんか為、昨夜等持院に在る所の高氏はしめ其子孫の奴等の影像を取出し、首を刎て梟首之、聊散旧来之蓄憤もの也、

亥  
二月廿三日

大將軍織田公に至り右之賊統断滅す、些愉快といふへし、しかるに夫より爾来今世にいたり、此奸賊になを超過し候者あり、其党許多にして其罪悪足利等之右にいつ、若其等之輩真に旧悪を悔ひ、忠節を抽て鎌倉已来之悪弊を掃除し、

朝廷を奉輔佐て古昔に復し、積悪を贖ふの所置なくんは、満天下の有志追々大挙して可糺罪科者也、

右は三日さらし置者也、もし取捨候者は急度罪科におこなふもの也、

一一  
二月十九日英国ミニストルより書翰を以て申立

候趣有之、閣老返簡左之通

我二月十九日

貴国第四月六日附之書翰并別封共落手、被申越候件々承知せり、早速 大君殿下江報告可致、将亦段々其軍艦を以薩摩国ニ差渡、夫々談判之品あらんとの由にて、今更弁論を費すを待たず、兼々其許ニも我国の事情を承知被致候如くなれハ、右之一挙、意外患害一層の葛藤をかさね、互の不和を醸し候場合の可至哉も難計、且我国の制度にも差響、品々不都合之廉不少深心痛する所なれハ、右薩摩国江軍艦差渡さんとの儀は見合候様いたし度、今一条も政府におゐて当節殊更に配慮有之折なれハ、暫く其所置に任せられ候様所望ニ候、就而は来示高き士官一名乗組せ候儀は其需に應しかた、勿論是以 大君殿下ニ言上回復に及ぶ、不取敢旁此段申入候、謹言、

文久三年亥二月廿一日

松平豊前守

井上河内守

一二  
一右英国より差出候書翰和解之儀、幕府にて極秘相成、

他人に見せかたき筋柄有之、大趣意は第一政府条約を守るの威權なく、夫よりして違約不都合の廉不少を論弁し、扱政府におゐて裁判不相成候ハ、薩州江いたり談判せんとの儀ニ而、頃日世上に書翰大意と唱え、専ら生麦一件を申立、堪かたき無礼飽暴之辞を認候もの流布仕候得共、全く偽物ニ而御座候由、尤本書は紙頁十五葉程ニ而、文中に、  
帝都江推参或は薩州江いたり云々との趣意有之、夫等ニ而尚更秘密いたし候哉と被察申候、

右之通、世上之風説亦是形勢見聞之次第ニ御座候、且亦通詞見習立石斧次郎江亜国人より贈り候書翰和解之儀、既に昨年之儀ニ御座候得共、専ら条約之過失・御殿山一件等之儀を論弁仕候ニ付、写取卷末ニ附録仕候、此段申上候、以上、

亥  
三月廿八日  
南部弥八郎

## 斧次郎君江

汝今は今に御殿山及其地江建る異人館の事を話せり、  
余嚮に言へる事およひ何の故を以て其事を言し訳を爰  
に述べんとす、

横浜に居れる日本人種々の事を言ふを聞たる中に、彼  
等怒りて御殿山の遊場所を奪ふて異国人に与えたりと  
云えり、

余おもへらく、人民の望を傷らせる様扱ふ事は、日本  
政府の爲にも横浜の異国人の爲にも利益ある事なるへ  
し、

一 日本の内加州・信州・常州等の人民、怒りて乱を為す  
事余側に聞けり、御殿山は 家光公之時、人の遊樂の  
爲の地に定られたり、今何の政を以て人民の均しく受  
たる地を奪ふて異国人に賜ひたる乎、

大名方外国公使の一人の所存を怒り居るを以て、大に

御老中の心配を生せし事、余これを知る、今は人民の

外国公使を憎む事大名と異ならず、もし御老中より英

国政府に対し、日本の使者の爲に「ハイテバルグ」

ロンドンにある華<sup>貨</sup>を借し与ふへし、仏国政府に対しては  
麗なる園<sup>名</sup>の地を借し与ふへし、

「トルレルスース」<sup>華麗の地を貸し与ふへしといは、</sup>

二国果して此を許見るや否や、彼かならず之を許さ

るへし、英仏二国の「ハイテバルク」及び「トルレル

スース」はなを日本の御殿山あるか如し、故に余謂ふ

に、今猶外国公使に対し御殿山は貸し与ふへからすと

言ひ、先方より夫ニ付て言出せる事を取用ひざるへし、

日本政府にて此のことく取行ふとも、異国にて如何と

も為すへき様なかるへきを知れり、此のことくなれば

日本政府の権威強くなるへし、其故は国内に外国人を

置は日本の威勢次第に弱くなれば也、

一 外国人は日本の政律を用ひされは也、

一如是に異人をおらしめたるを以て、支那此が為に弱く

なれり、異人は自国の法を行ひ、自国のコンシユル<sup>下</sup>

下に住するを以て罪人あれとも、日本政府にて自由に

之を罪すること能ハす、余おもへらく、異国の商民江戸に居らしめ、公使をも商人と共に中川尻の如き地におらしむるを好とすへし、今は公使江戸に住し、其行ふ事何事たるを知る者なし、余は就裡一公使を思へとも、御老中の考は此と異なり、公使は商人と離れ居るを好むか故に其事行ひ難し、

一御老中の弱ミは、条約中に異国人自国の政律に由て行ふへしといえる一条にあり、一旦結びたる条約は二三年の間は変革すること能ハす、日本にては日本人、英吉利・仏朗西・亜墨利加・魯西亞に居る時此のごとく為さんと主張する外言ふべき事なし、英吉利・仏朗西・魯西亞にて此事を日本に許さば、他国にも許すべき道理なり、故に必許さるへし、  
一日本にて条約を結ぶには

帝家左の事を知らさるへかきす、

一家康公の昔時に在ては、英明にて其法に由て国家太平となれり、然れ共今は時勢昔時に異にして、政府に運上を取り、船を造り、大砲を鑄、人を教練して他国と

優劣を競はさる事を得ず、英国政府の費用は毎年二万ドルラル也、其数は日本の費用と相違せり、然れとも日本ハ英国より富饒の国なり、日本にても英のごとく綿布を織る為に蒸気機具を用ひは、其織出す所東方諸国に充滿すへし、

一余か汝に書を贈るは、余か日本を喜ふこと一端のミならされはなり、余か言ふ所は汝解すこと能ハさるへし、汝の多福にして且其官位昇進することをきくを望む、

汝の親信の友

……デ、キクン

◇第二三号 亥四月廿八日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

亥四月中

南部弥八郎

亥二月十九日英国公使より差出候書翰

即夜翻訳閣老江外国奉行差出

千八百六十三年第四月六日 横浜におゐて

外国事務執政

水野和泉守

板倉周防守

台下に呈す

東海道神奈川近傍に於て、去ル第九月十四日、薩摩侯の門族不列顛臣民になせる切害ニ付、日本政府の償を請求すへき敵命を奉したり、

此強暴之所業は生残りし者よりきよし如く、且日本執政会語の時報告せしことくにして、曾て之を然らずとせず、之を慰むる事なく又之を隠すへからず、

此残暴の事に付、女王政府の激怒は女王の外国事務執政より余に与えたる書翰中の語にて明らかかなり、其文に云く、リチャルトソンを殺害し、其同行の男子二人・婦人一人を切懸し残暴なる事ハ女王の政府にて怒を懐けりと、

余は日本政府より直に罪人を吟味し、之を相当の罪科に処し、なを償を出し、以て其罪の明らかなるを示す事を望みたりき、然れとも第九月十六日、外国事務執政の書翰にて其望を失へり、これは島津三郎より執政の士官に為せし答振甚た不都合の廉有之、猶一応事情取しらへの上、其許（即ち余を言ふ）に委細報告すへしと威權なき遁辞の有様にて述しを以て也、

既に残暴なる切害あり、尚此上切害を企るものありし事は、日本執政の意中に疑をいだかせるへし、政府其任をしり能く之を施行するへき所置は、切害人を捕へ、これを吟味し、之を罪し、其罰をおこなふにあり、然るに此為に一事を始むるの兆を見ざるなり

此条は女王政府に於て注意する所なり、政府貴国の専ら不規則なる政事の風習を熟察し、余に命し、台下の間介にて残暴の所業ニ付、直に十分の償を日本政府にもとめしむ、

此新なる残暴の所業ニ付、余に命して求めしむる償は、  
尽く明に此筆記の終に揭示せり

此前余は政府の命によりて、口上にてても書面にてても明らかに政府の求を告しは、第十二月四日以来なり、これは去ル第六月廿六日、不列顛使臣館即ち女王の「ジャルゼタツフェール」官なる余か寢室の戸前にて、不列顛護兵二人を切害せし中へ、其親族の現在せる者の扶助として一万「ポンドストルリング」凡我三万兩を此残暴なる所業の償に日本の執政より得んか為なり、此残暴の所業ありしより既に今九ヶ月を経、女王政府江償を出すべしと日本執政に報告せしより、四ヶ月を過たり、然れ共此償を謝絶し、今にいたるまで残暴の所業を慰むることなし、此償は今又更に力を尽して是非之を出さしめんことを望む処なり、

この兩条の痛哭すへき暴業は、不列顛国旗の尊を汚し、文明国民の激怒を起せり、此暴業に比すれハ其償些少なるに、日本政府之を悟ることなし、此暴業は万民之を視て猶汚辱輕蔑とす、不列顛政府にて之を慰せずして、忍ぶへからざるは、日本政府も能々知得へき所なるへし、

大君政府にて野心ある大名および其門族の所業を罰するの威權ニ付、如何成情態あるとも大君の執政は此暴業ニ付、余と応答せるに当て、不聰不明不注意の罪を顯せり、故に大君政府今当然の理を以て償をいたすの地に至れり、

此兩条の嘆息すへき事件ニ付、日本政府にて無益の葛藤に弁論を重ね、償として出すへき金高を議し、此頃にては遂に黙して事を遅延し、之を逃れんとするは台下の所為なり、且日本執政ハ余か交誼の忠告は之を輕んし、悪き言を採用して此暴業に付てのミならず、不列顛臣民に益ある諸事ニ付、不列顛公使との交際事を施行せず之を廢棄し、不懇親の地に至らんと志せり、此許容すへからざる所置は、御殿山にある不列顛新使臣館を毀傷し、火付の權謀を以焼去りしに依て其極にいたれり、

之に反し不列顛政府にては、不列顛重大事件を十分施行するに、日本政府よりなせる障礙を寛恕し、貴国政事の大難より出るを熟察せり、是を以て大君殿下より



其使節を以て報告せし請求に応せしは、大不列顛を以て最初とし、且大坂其余の港を開くの延期を許容せり、是他の条約を取結たる国々にては其後応允し、又合衆国の政府は日本政府より他件を許容するの約にてのミ応允すへし、然とも大不列顛政府はこれをたえてもとむることなし、

大君の使節は既に帰朝して、此談判ニ付其使任の功を日本政府に奏せり、且大不列顛女王政府および其国民より彼使節に尽せし好意待遇に付、大君の命にて日本の執政より余に書翰にて言ひ贈られし謝辞を余か政府に報告せしは、いまた数日を経す、此書は貴国に在る女王名代及び其臣民に対し、日本執政の不懇親の挙動と相反せり、嘆息すへきにあらすや、

道理のミにて得かたき希なる好機会にて、不列顛の諸臣民日本に居留し、且ひらきし港に数百の不列顛水夫来泊せる間、日本人に向て掲ぐべき暴業あることなし、唯一人ありしかども、其人員は日本にある他邦の人よりは甚た多きを以てなり、如此注意を以て不列顛の官

吏は其国民をして懇親和好の所業をなさしめ、貴国の困難の有様に随て所置せしめん為にこゝろを苦めり、日本に居留せる不列顛臣民は、才智温和なる性質ありて、幸にかゝる無類なる所業をなしたれば、此臣民坤輿中不列顛のとき国は希なりといひ、且其臣民になせし暴業の爲償をもとめ、亦之を得るに忍て談判を重ねる様なる国は実になしと言を忘れず、忘るゝ事能はざるなり、

余下件を附言す、四ヶ年の間不列顛臣民と日本臣民との交際にて、日本国民は通般敦厚懇親なること明白なれハ、外国に対し仇視邪心をいたくの風習は陋癖より出るといふは理にあらざるなり、

此国の官吏・士分の徒、上は執政大名より下役人〔双剣を帯たる日本人〕にいたる迄、外国人に対し悪意不和を顕せる者は、只貴国に安住する居民の有益平穩を害せんと企つる処なり、

平安貿易を重んじ不和の原由を除く希望により、大君政府との交際の間不列顛政府の平穩温和の意、および

此意に叶える日本にある不列顛名代の所業に反して、日本政府はみつから邪説に惑ひ、判然たる暴業の償を否ミ、不列顛政府および臣民に対し不懇親不和の挙動よりして、遂には除きかたき大害に及ぶを憚ることなし、

余此汚穢なる行状を掲げておもへらく、坤輿中かゝる遠境に於ても、大不列顛は嘆息すへき所業に付、償をかならず出さずる威權確乎たる決定あること、日本大君及政府にて猶いまた感悟せずと、

余今此避へからず、変すへからず、亦談判を費すへからざる、大切成償を日本政府より求めんことに接近せしは、台下と大君寄托の臣とし、方正に説き廻らんとを望ミ、且貴国の君上および大執政に下条を報せん為なり、

諸国民に布告する如く、公然たる仇敵の間に大なる争亂、即ち戦闘を生ずへし、これは若し償の求をいなミ之を避んと企る時は、此求を達するの法を用るなり、もし日本にて今確定して求る所の償を承允するを否ミ、

或ハ之を免れんと企る時は、日本をして相当の責に任し悟覚せしむへし、今施さんと欲し預め設くる法によりては、日本更に損害なかるへけれとも、之を否ミ頑固なれハ都而事変りたる甚敷災害に及ぶへし、

不列顛臣民に為せし切害ニ付、今求る償は、女王政府にて日本政府および其政事の困難なる有様を熟察して後之を決定せり、但死傷の親族の為今求る所の償は千を以て救ふへけれとも、もし日本政府邪説に惑ひ、今専ら求る所の償を全くせん為方正なる催促に随はざる時は、不得已不列顛政府にて為へき軍装の入費を償ハんに、其高かならず百万にいたるへし、

自己を益んためあしき議を唱ふ者ありと雖も、大君の賢執政ありて、大不列顛の方正の希望は日本と懇親貿易の平穩なる交際を全ふするにあるを知れり、然れとも日本の為最も緊要なるは、大君の政府評議の時に當りて日本政府の事を廃棄し、其權に驕り方正の求を否むを大不列顛にて見るに耐ざる事を識るにあり、しかれとも若し大君の執政方今此任に當り、通般の注

意思慮を度外におき、空敷時日を移すの策に意を用ひ、事の些少なる中に注意せず、日本として大國の敵たるに及はしめハ、是より起る所の禍災の責却て其執政に來るへし、

此のことく前件の方正なる説示にて、余か職務を尽し余が胸裏を一洗し、下条の大切にして決定せる求を日本政府に為すへきを命せられ事を謹て台下に報す

第一条約によりて不列顛臣民に開きし道路を歩行せ

しに之を切害したる者を忽かせにするにより、其罪を委曲明白に賠謝すへし、

第二日本此罪あるにより、其罰として拾万ポンドス

トルリングを払ふへし日本ノ金価凡三拾万兩ニ當ル、

此賠謝の仕法は余と日本政府より任する所の人と共に商議決定し、償金払方の仕法も前同人等にて決定すへし、

此求は、之を採用するにも捨却するにも其答判然なるへきにより、日本政府に此日付より二十日を仮借すへし、

日本政府の答を贈るに、仮借せし二十日を経しのち、其答求る所の償を捨却するにも之を免るゝにも、之を明らかに承允するの意ならず、或は此日限中更に日本政府の答なき時は、いつれにも二十四時中此地に在る「アドミラル」海軍著しき勢を以て求むる所の償を提督著しき勢を以て求むる所の償を全するに要用なる法を施すを、自から任すへし、今より後は之を施行するの所置、「アドミラル」即ち支那に在る女王海軍の提督の任にあり、

余日本執政に下件を回憶せしむ、

第九月十四日暴業ありし時、余は扶助の法を日本政府に托するを切望注意して其事に臨んとせり、これをその後女王政府にても良とせり、されとも其頃は横浜に在る外国人の毀を受たり、

余現今日本政府に確証す、日本の居民をして損失を受さらしむる為、余か奉したる命を施行し、余か存意を「アドミラル」に告へきに至る程希望せし也、然共之を必用とする時は、施行するに非理の所置を免れんとするの差支ありて、思慮を施行するへからざるに至

らしむへし、

故に下件を明白に日本の執政に切言するは、余か職務也、日本の官吏・大名の臣・其他の人より外国人の為に開きし港に居留せる不列顛臣民の身分、或は什件に對し、些少の輕蔑粗暴より此預しめ設くる法を要用とするへき時に當て、其序を逐て施さんとする中、かゝる重大の事件の全体を變し、直に甚しき仇讎たるに及ぶへし、其蔓延する所連続し、其至る所前知しかたし、其責ハ全く日本政府と其議に係る人にあり、且不列顛政府即今の求を否むの時に當て、初発施すへき所置は十分決定説明せり、

余大君政府にかならず求むへき事件は、尽く其政府に明白に報告、弁解すへき職務を施せり、且其罰は之を果さざる時、必らず之を遂くへけれハ、台下につくるに左の法を以てす、女王政府の命に依り強て必用たる償の大半を得る為に設くる所にして、第九月十四日、薩摩侯の臣よりなせし殘暴の切書に付求る所なり、

日本執政余に書を与へ數度報告し、且他の条約を取繕

たる国々の公使に公に知らしめて、日本政府は惡業を為せし人を薩摩侯の領内に於て探索し生捕こと能ハすとあり、然共此切書を為せし薩摩侯の臣をして其相當の罪をまぬかれしむへき理と為すへからず、於此不列顛政府は此の如く日本政府を碍る難事を熟察して、自ら薩摩侯に償を求る事止を得ざる所なり、

是故に「アドミラル」一海軍を命し、薩摩の一港にいたり、其地におゐて左件を求めしむ、

第一「リチャルトソン」を切害し、其同伴の婦人お

よひ男子に切害にひとしき掩襲を為たる党の魁首を直に召捕へ、之を吟味し、之を斬首すへし、其事女王海軍士官の面前にて致すへし、

第二切害されし男子親族及び其時切害人の刃を逃れたる者に分配する為二万五千「ポントストルリング」を払ふへし凡我七万兩ニ当ル、

もし薩摩侯此求を直に施すを否ミ遅延し、或は之を免れんと企る時は、「アドミラル」求る所の償を得るため要用とすへき強法を直ちに彼に對し施すへし、

余は大君政府に謙遜恭敬の意よりして、薩摩侯に対し施さんと欲する法を報告す、其故は無辜の不列顛臣民に対し、薩摩侯の父島津三郎の面前にて其臣の暴悪なる行状よりして、不列顛政府止を得ざる求を直ちに採用すへき様、国家の為大君政府より薩摩侯に説諭すへきは当然たりと、政府にて勘考あることと考案すれハなり、これによりて暴業のため償を求る二付、英吉利国民の威権ある決議を知らざるやも量りかたければ、薩摩侯の頑固疎暴の挙動より起るへき事を防かん為に、日本の高官一員を薩摩侯につかハすへし、余台下に再び恭敬を表するの時を得たり、

女王陛下ジャルセダツフェール

エドゥアルトシントジョンニール手記

日本書記官

エル ユースデン訳

右は英の書記官ユースデン并通詞森山多吉郎、外ニ二人申談翻訳仕候由ニ御座候、

二  
一  
横港風説 四月五日より同九日迄

(二の1)  
去ル七日、外国奉行英船の海軍提督応接、英仏のミニストル立会、兼而申立候書翰の趣ニ付、いつれ如何様とも御決答可相成候得共、重大の事件遠路懸隔候而は御不都合ニ付御帰府迄相待可申、此旨京地より厚被仰付越候趣、尤最早格別の御手間取も有之間敷等之儀ニ付、いつれ勘考の上御返答可申出旨ニ而其日之応接は相済、いまた成否之決断に相成不申候、

一 閣老小笠原侯江応接御委任、京都より夜白通行八日程ニ而去ル六日昼後到着、直ニ登城、夜九時過退出、日延之模様ニ寄り、来ル十三日頃英国提督と直応接可有之哉之由ニ候得共、確實之儀は相知不申候、

一 最初虚喝を以政府を威却仕候策術ニ御座候処、方今列藩の憤激 京師の様子等虚実打混追々風聞承込、先日中江戸其外横港等の居民立退騒動之形勢親く見聞いたし、最早戦争之覚悟有之様ニ而は狼ニ虚喝を以てのミ行ひかたく、仮令戦而勝事有之候共得る所も無之、誠

に彼等か倨傲放恣之体をにくミ候人情より、町人共類に薩州は

皇国第一の強国、既に兵を鍊て汝等の来るを待たと、申聞せ候上、政府よりは参り申ましくと度々相達候ゆえ、是亦内実大に相違いたし、有無之応答もなく、和を敗り候は上策にも無之候ニ付、とかく見合政府にまかせ、程よき取扱之方宜敷と申様成形に成行、自然御返答之次第に寄り大坂或は兵庫江いたり、

朝廷江条約を奉願、御執捨之次第ニ寄候ハ、無抛一戦ニもおよひ、其上ニ而 御国江も可参哉と之目的ニ相違有之間敷相聞得、近頃別而謹慎之体ニ而失礼等も不致勢ニ有之、就而は品川其外之地ニ而營陣之場所拝借願出等之儀は、全く世上虚説ニ可有之奉存候、

一 三月廿六日頃長崎出港の英船、当月三日頃着、幕府之蒸氣船威臨丸も同頃出帆、二日おくれ着船、長崎ニ而は江戸に戦争之始り候趣ニ而、役所引払諸家之衛兵出張、就中島原之兵勢殊ニ盛候段伝聞仕候、

一 英吉利商人共は聊用心之体ニ御座候得共、其他之者は

更に相替り候儀無之、家藏普請等も不相替取懸居申候、夫故先日日本人騒立候時分、巫人扱はアナタ何故其様に騒ぎ候や、喧嘩は急ニ起り候ものに無之、ワタクンドモは弥といふ時にカタヅケマス扱と申候、併中ニは随分騒ぎ候者も有之、本船江荷物之運送小船一艘之賃銀三ドルラル位、商館より海岸迄の賃も殊之外高価相成候由御座候、

一 英商の妻昨冬頃欵出産いたし、乳汁無之日本之乳母ニ而生育致し居候処、先日船江逃帰り候時、乳汁無之候ニ付難連帰、右乳母江右之子を可養與相頼ミ、夫婦別而心配いたし米を買入、弥別離之時は過分之銀を与え候約条いたし、右之生母日夜悲歎哭泣致し、実に可憐体ニ相見得申候由、

一通詞北村元四郎と申者と市中同伴仕候処、英船の土官と行逢、挨拶之上土官申候は、暫く君と相分れ候旨申聞候ニ付、何故ニ候哉と相尋候処、此節之談判未決候得は、一応出帆朝鮮江相越申候、右は船將江兼而朝鮮海測量の命有之候ニ付、応接之次第ニ而近々出帆に可

相成、時宜ニ寄兵庫江立寄可申由物語申候、尤異船諸用請負之者も近々出帆之模様ニ御座候段申聞候、

一 四月六日、英船一艘上海江出帆仕候、

一同七日、英国女王誕生日ニ付、八艘之軍船ニ而祝砲二百余発程相発し、種々の旗号を掲げ、其上日曜日ニ付他国之船々も旗を飾り、市中異邦之醉客縦横遊歩仕申候、

一 亞国軍艦一艘碇泊仕居、其余は是迄之通ニ而増減無御座候、

一 亞国南北の争乱今以平治無之、相互に勝敗有之候由御座候、

一 横浜居住日本町人は狼狽殊に甚敷、見世も占商売茂不致、奥之方并台所ニ至迄諸雜具・疊・建具迄惣而遠郷江おくり、全く明き家之番人の如く仮に竈を築き、飲食等も一器物ニ而かへるゝ飲食仕候体之家も数多相見得、店借之者は全く立去候者も不少、横路には明家多く見及申候、近頃<sub>ニ</sub>当時戦闘も無之候付、元之通居住商売いたすへく旨触渡し、是迄商売運上之積金之内

一万五千兩為手当中配当相成、兩三日以来家族帰住雜具持帰り候者も多く相見得申候、

一 土州ニ而鉄製蒸氣船長三十一間位一艘代銀拾壹万ドルル余ニ而買入、江戸乗廻し相成申候、

一 当時売船英国鉄製蒸氣船長二十間位にて<sub>長十間弱幅二間位、海上も自在、</sub>蘭製河蒸氣船<sub>御座候由、代一万ドルル余</sub>外に近々着港英製蒸氣船長三十間位壹艘御座候由承申候、

一 長州侯卒去有之候処、即今御届相成候得は、是迄周旋之攘夷策画餅相成可申逆、極密ニ取計有之候段風聞之由、会津藩人より承申候、

一 長土両州頻に攘夷說主張にて、已に

公武共御決議相成候処、

此御方様ニは即今の時勢無謀之攘夷は不可然等之御建白被為<sub>ニ</sub>在候由、右様深遠之

尊慮ニ御座候得は、自然暴説も難被行相成可申、是迄自他共右様の儀とは不心付候処、誠ニ不存寄難有事之由、外国掛之幕吏頻歎称仕候、

右は四月六日より同九日迄横浜ニ而承申候風説ニ御

座候、

(二の<sup>2</sup>)  
一去ル五日之夜、亜国ミニストル宿寺焼失いたし候ニ付、

種々の巷説御座候得共、的実之事も無御座候間、元算  
作玩甫門人ニ而英学為修業ミニストル小仕ニ罷成居候

者呼出し内々承合候処、右出火の儀は全く異人の手過  
より出来候事ニ而、怪我人も無之、外より付火等之手

筋ニは曾て無之、兼て飲食を製し候庖厨より出候、併  
表向は此方之無調法之筋ニ可相成、左候得は寺に普請

は都而官より建立相成候故ニ御座候但其の後承候得は、出  
火之儀は先方之矢より  
出候ニ相連無御座候間、償、一体近頃浪士乱妨等之懸念も  
差出申度達而願出候由

有之、一応横浜江引取候様達しに相成候得共、其事ニ  
付難波之儀有之、其子細は英仏兩國とかく倨傲之振舞

有之、其慢心をひしき候半か為に、亜国には誠実謹慎  
の故患無之と申趣意ニ有之候処、折から出火いたし、

浪士杯に被放火候様にて外聞恥敷候間、是非江戸に居  
住相願候含ニ而矢張同寺中ニ住居致し居候由其後種々申  
諭し、当分

横浜江相、右出火兩三日前、浪士三人寺門江入可申致  
越申候

候を、出役之衛士差止め立会候処を、多人數門外江出  
見おくり候処、又々立戻り候ニ付、右之人數門内江引

入候得は、浪士共大音ニ而一人も手に立者なし、彼是  
いは、片端より討捨可申杯罵り候得共、皆々不聞顔に

て無事ニ相濟候、右等より世上浮説も御座候哉と申事  
ニ御座候、

一御殿山に異人館を建候は日本政府之最失策、且条約中  
異邦人は其本国之法を行ふへしとの一条、日本国威の

立不申根元ニ付、是非相改候方急務ニ御座候、格別無  
理成苛法ニ務之候得は不承引国は決而無之旨、亜人

「デクソン」名人其外之亜人も一般に相唱候よしニ御座  
候、

一英国より此度申立候儀ニ付、亜米理加・和蘭の商人共  
并其他之異人会評の上、仲間割合にて償金をいたし可

申と談合いたし、且亦英政府之所置十分宜敷とも難申、  
第一切害人有之、解死人を出し候は世界通般の儀、其

上政府より憐恤之意に而撫育を贈り候儀は尤之事ニ候



得共、政府より政府江公然と償を催促することきは如何可有之哉、戦争之上敗軍之國より和を乞候而償を出し候とは、事実同日之談に無之、畢竟自己之強きに誇り候所為ニ候等之説相発り、夫のミならず、江戸・横港・其外之居民外国より在留之商人江種々難渋に相成候事ニ付、英国之官吏も聊氣の毒に相成、最初之擬勢も抜候形ニ御座候由、

一 当春、亜船一艘鹿兒島江入津、十余日碇泊いたし候哉と申候間、其議は不承、虚説ニ可有之旨相答候処、右之船先日横浜江着船、同國之商人江密話之趣承候、大砲類御買入御座候欵ニ相聞得、尤幕吏は一人も存候者無之由申聞候、

一 加州買入之蒸氣船当春出帆、亜米理加并西洋諸國江罷越候、佐野鼎と申者船奉行ニ相成候処、内密は香港・上海辺江差越申候由、外国人之風聞有之、或時ミニストルの密話に日本はミニストル○コンシュル等出し置不申、列藩にて追々運用船買入相成候間、密交易ニ差越候船数多可有之、仮令外国船より之風聞有之候共、

当時大君政府之威權を以夫を嚴密に制すること能はず、何事も政府所置之遅延なるは尤歎すべきことは少なからずと申候由ニ御座候、

右は四月中旬承申候儀ニ御座候、

### 三

諸方雜説左之通、

一 四月十三日、「スウィッツル」國より新条約願之使節、和蘭紹介にて伊皿子長応寺江旅宿仕候、

一同日夕七時頃、芝新網代地一之橋ニ而士二人通行いたし候処、うしろより一人を切懸、一人は逃去、最初之一人は見事ニ打果し、切掛候者は二人共、或は三四人共申候、其夜又候士三四人其場に来り、大小紙入等を持去、相残し置候書付に清川八郎事種々奸曲之所業ニおよひ、且違約之条々有之候ニ付、打捨候旨趣認御座候由ニ付、尚承合候処、八郎ニ相違無之趣ニ相聞得申候、

一 四月十五日、評定所江呼出相成候浪士姓名、

和田理一郎

右馬喰町羽生屋藤兵衛方止宿阿部播磨守家来召連、

武田本作  
 小林武八郎  
 金子武男  
 田中九十九  
 津田左司馬  
 岡田監  
 満田庄司  
 松永緑  
 浅井六郎  
 林源蔵  
 藤井昇  
 白井庄兵衛  
 大野喜右衛門  
 古渡喜一郎  
 上林藤平  
 寺田忠右衛門  
 伊藤亀之丞

右同所并筒屋弥兵衛方止宿松平右京亮家来召連、

中沢良之助  
 羽賀忠次  
 稲熊力之助  
 萩野良蔵  
〔本相沢〕

右松平豊前守江自訴、

小倉宗伯  
 小倉忠平  
 石坂周蔵  
 和田幸蔵  
 村上俊五郎  
 松沢良作

合式拾八人

内六人預ケ

大関紀伊守家来江

松平出雲守家来江

和田理一郎  
 相沢良蔵  
 藤井昇  
 白井庄兵衛

堀長門守家来江 石坂周藏

土方響千代家来江 村上俊五郎

十四人鵜殿鳩翁中条金之助江預ヶ

八 人差返ス

一浪士取締方再勤 松平上総介

速水又四郎

広瀬六兵衛

徳永昌作

佐々木只三郎

高久安次郎

永井虎之助

依田雄次郎

浪士取締役并出役差免

一右七人をはしめ浪士共、先達而浅草其外所々の富家江

相越、為御国恩金銀米穀等追而及沙汰候節差出可申相

談之請書為差出、其後仲間之内二人、所々偽言を以金

銀酒食を貪り候旨を以兩國橋頭ニ梟首し、四月十五日

會議之上、横港を襲ひ異人を可致誅戮、若盟約を否ミ

血判を嫌ひ候ハ、即座に討捨可申企之処、変心之者も

有之候哉ニ而其旨趣発覚いたし、召捕ニ向ひ候処、評

定所江罷出可申旨ニ付、縛収ニおよハす連越申候、右

ニ付講武所より横浜警衛百五拾人、十四日即刻立ニ而

差越、横浜奉行江茂通達相成候付、詰合之警衛組甲冑

着込得道具ニ而相堅め、十四日より十五六日迄は混雜

いたし候由ニ御座候、

一御書院番頭高木伊勢守、浪士一味ニ而金穀差出方等之

儀、内々差図におよひ候由ニ而引籠ニ相成、亦は及切

腹候抔と種々雜説仕候、

右四月中旬承申候趣ニ御座候、

四(の1)

一四月中旬外国奉行船路より横港江相越、東禅寺其外之

儀ニ付申聞候趣大君江申上候処、無余儀相聞得候間、

いつれニ茂償差遣し可申、併国用多事之折柄、金高之

減し方并一時に相渡候而は外見ニも関係候間、不見立

様追々相渡候様ニ致度、尚手数之儀は可申談、就而は

薩州江相越直ニ談判等は無用ニ可致趣被仰付越候旨相

達候処、委細承知仕候、右様之御沙汰之上は敢而彼是

申上候筋茂無之候ニ付、決着次第都而ミニストル江相  
任せ、軍船は不日出帆も可仕旨申出候、尤償之儀を密々  
ニ相談申候は、全く列藩并浪士之伝聞をいとひ候欵に  
相聞得候由、横浜詰翻訳方木村宗三儀、四月十八日用  
向ニ而出府序立寄物語申候、

一右之後償を渡し候上ニ而鎖港之談判可有之旨、表立仰  
渡相成申候得共、大目付廻達之儀ニ付相略申候、

一東海道藤沢より品川迄駅路場所替并品川より芝辺海岸  
依時宜取払ニも可相成も難計候間、新規家作等は見合  
可申旨町触有之、且又鎖港一件ニ付、四月廿三日左之  
通町触相成申候、

(四二)

今般鎖港之応接ニ取掛り候上は、品ニ寄兵端を開間  
敷とも難申、其他無頼之無宿共等機に乘し乱妨ニお  
よひ、市中を為騒候儀も可有之、夫々御手当被成置  
候得共、三百年來太平之 御恩沢を可奉報は此節と  
覚悟いたし、精々心を尽し可申、且市中惣体之取締  
は勿論町々厚申合、能々心を付取締筋ニ付存付候儀

は、聊たり共無遅滞其筋江可申出、

右之通、組々并番外迄銘々支配限り不洩様可申通候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

亥  
四月廿八日 南部弥八郎

◇第二四号 亥五月二日報告〔風説書〕

〔表紙〕

### 風説書

亥四月中追加

南部弥八郎

#### 横港風説

当月廿一日、閣老小笠原侯鎖港之談判として陸地より  
被相越候積之处、差懸り延引相成、廿七日、同様之手

答ニテ亦々さしかゝり被相延、其後の日限いまた治定無之、当日外国之官吏江差出候酒肴飯菓之設代金凡三百兩、兩度分六百兩程之失費相成、品々は掛り幕吏共打寄給り尽し申候、尤談判之事実、都而表立被仰渡候とは表裡にて、敢而敵敷申達候筋ニは更に相聞得不申、たとへハ当港を退き長・箱の兩港ニ而貿易可致、畢竟是迄之暴業も右等より免し候儀ニ而、方今我人人心之居動形勢等篤く熟察之上聞濟呉候様いたし度と申位之勢ニ可有之、詰り一時引弘之儀は難渋ニ付、一兩年中御猶予、追々引弘申度旨、外夷共歎願仕候筋ニ共可有御座哉と申居候輩も御座候、

但閣老之応接ニは夷人を奉行所江召呼候而對話御座候付、酒食等差出申候由ニ御座候、外国奉行等之節は船中江差越候故、何等之手当も無御座候、一廿七日外国奉行菊池伊予守、江戸より蒸氣船ニ而相越、付添之通詞西吉十郎江市中ニ而行逢申候間、内々承候処、英国より申立候償一件而已之儀ニ而、申立之通無減少相渡可申、去ながら国用多事之折からニ付、当時

何程相渡、残金を年賦にいたし、幾歳に相渡可申等之儀ニ而、他之論は一事も無之、素より彼申立通之事ゆえ異議も無之筋と存候旨申聞候、右鎖港之談論、何故廿七日差懸延引相成候哉不相知候処、江戸江罷帰承候へハ、一橋様近々御着、太田・酒井兩候御帰職等ニ而、暫時見合ニ相成候事ニも可有御座哉と推計仕候、

一都而応接向之儀、近来別而隱微ニ御座候間、一兩日過候上ならては確實に分り兼候旨、通辞共より承申候、

一鎖港ニ付、横浜江触渡之趣は、江戸の如く兵端を開く等之文言無之、至而隱成文体ニ御座候由、然共日本商人は先日之騒動以来其低ニ相成居、中ニは既ニ取片付、夫々江全く引取候向も相見得、之に反し外国人ニ而は、鎖港之談判最初敵敷、中ニたるミ、後ニは只今迄之通ニ可有之杯と風説仕候、夫故商館雜作は勿論、新規家作賦手金渡等いたし候向も御座候由ニ御座候、

一廿八日九日兩日、御小姓与番頭組下共二組、大坂御用ニ而出立いたし、大番組も不時出立之向有之、尚追々大坂出立之向御座候段、駅路ニ而承申候、

一 当時売船種々有之候内、英国鉄製蒸氣船、長四拾八九

間至極之美船ニ而、代銀貳拾五万ドルラルと申物有之、

尤昨年幕府ニ而買入相成候「ジュンキー」と申候船は

尤美船ニ而、拾八万「ドルラル」ニ御座候間、此度之

船は大煩も「アルムストロング」を据付、軍船形の船

ニ而「ジュンキー」より大きく一段美事ニ候間、「ジュ

新製大砲之名

ンキー」と同直ニ而当金何程渡、残金年賦等ニ相談相

整候ハ、宜敷と申尊承申候、加州ニ而買入之目途御座

候得共、余り大振且当時代金之差支ニ而見合居候様子

ニ御座候、

右之通、四月廿六日夕横浜着いたし、廿八日昼後迄

逗留承申候趣ニ御座候、此段申上候、以上、

亥  
五月二日

南部弥八郎

追而申上候、英国ニ而出板之日本略武鑑、両面摺巻

枚入手仕候間差上申候、為御見合

此御方様之所江丸点付置申候、此段も申上候、以上、

二

原文凡例

シマツケ、マツダイラ、シュリーノダイブ、ジュシー  
ノジシュ、サツマ、オーシユミ、ヒユガ、等、リー  
キュー、カゴシマ、コクシュ、七十一万、

三

新撰  
都八景

実に心勞するは

今日かあすかと待わひて

思ひの外なる長逗留に

うそかと思ふ程はやい

無理が通れハ道理引込

京も東も体よくぬけて

余り短気な

一橋の

靖 乱

閨怨の

夜の雨

退屈の

厭の尽

島津の

帰 帆

萩の

暴 説

肥前の

楽 顔

越前の

せき性